

千代田区エリアマネジメント活動
推進ガイドライン
【資料編】

令和5年3月

千代田区

目次

1 エリアマネジメント活動で活用する制度等	1
(1) 活用場所に関する制度等	4
(2) 活動内容によって必要となる手続き等	(本編に掲載)
(3) 活動を支援する制度等	16
(4) 地域の活動を取組む仲間や団体をつくるための制度等	36
(5) 地域のルール・価値をつくるための制度	45
(6) 継続的に活動をしていくための制度等	96
2 エリアマネジメント団体の成り立ち	107
3 検討経緯	108
4 委員名簿	109

1 エリアマネジメント活動で活用する制度等

(1) 活用場所に関する制度等

類別	制度名	参照ページ
道路	道路占用許可	本編 P.36
	道路使用許可	本編 P.38
	道路占用許可の特例	4
	ほこみち（歩行者利便増進道路）	6
	道路協力団体制度	8
公園	公園占用許可	本編 P.40
	都市公園占用許可の特例	10
河川	河川敷地占用許可	本編 P.42
	河川敷地占用の特例	12
有効空地	東京都特定街区運用基準（有効空地の活用）	本編 P.44
	普通財産の活用	14
公開空地	公開空地の一時占用	本編 P.46
広場	千代田区立広場の設置及び管理に関する要綱	本編 P.48

(2) 活動内容によって必要となる手続き等

類別	制度名	参照ページ
飲食	食品営業許可	本編 P.50
防火	禁止行為の解除承認申請	本編 P.52
	消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書	本編 P.54
	火災予防上必要な業務に関する計画届出	本編 P.56
保険	各種保険等	本編 P.58
文化	ヘブンアーティスト事業	本編 P.60

(3) 活動を支援する制度等

類別	制度名	参照ページ
まちづくり	まちなかウォークアブル推進事業	16
	ウォークアブル推進税制	18
	水辺のにぎわい創出事業	20
	民間都市再生事業計画認定制度	22
環境	ヒートアイランド対策助成	24
商工	商工関係団体の事業補助	26
防犯	防犯設備（防犯カメラ等）の整備等に対する補助金	28
文化	文化事業助成	30
	東京歴史まちづくりファンド	32
	Living History 促進事業	34

(4) 地域の活動を取組む仲間や団体をつくるための制度等

類別	制度名	参照ページ
まちづくり	都市再生推進法人	36
	まちづくり会社の設立	39
	まちづくり団体の登録制度（東京のしゃれた街並みづくり推進条例）	41
	市町村都市再生協議会の組織	43
防犯	地域防犯パトロール団体活動助成	44

(5) 地域のルール・価値をつくるための制度

類別	制度名	参照ページ
まちづくり	都市再生整備計画の提案制度	45
	都市計画の決定等の提案	46
	都市再生（整備）歩行者経路協定	48
	低未利用土地利用促進協定	50
	官民連携まちなか再生推進事業	52
	一体型滞在快適性等向上事業（一体型ウォークアブル事業）	54
	地区計画制度	56
	建築協定制度	58
	都市利便増進協定	60
	区道通称名設定の申請	62
	都市安全確保促進事業の活用	64
公園	市民緑地認定制度	66
	公園施設の設置管理許可の特例制度	68
	公園施設設置管理協定制度	70
交通	都市再生駐車施設配置計画	72
	駐車場の地域ルール	74
	特定路外駐車場の届出制度	76
	にぎわいの中心となる道路における出入口の設置制限	78
	附置義務駐車施設の集約化	80
景観	景観計画の作成等の提案	82
	街並み景観づくり制度	83
	景観まちづくり重要物件	85
	景観重要建造物・景観重要樹木	87
	東京都選定歴史的建造物の選定	89
	アダプトシステム	91
	かわまちづくり支援制度	92
文化	まちの記憶保存プレート	94

(6) 継続的に活動をしていくための制度等

類別	制度名	参照ページ
まちづくり	千代田まちづくりサポート	96
	地域再生エリアマネジメント負担金制度	98
	都市環境維持・改善事業資金	101
	都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例	103
広告	屋外広告物を活用したエリアマネジメント支援事業	105
商工	クラウドファンディング	本編 P.62

道路占用許可の特例制度

概要

道路空間のオープン化を推進するため、区市町村が策定した都市再生整備計画で「特例道路占有区域」に指定された道路上にオープンカフェや広告板等を設置できる制度です。

通常、道路占有は、道路法において、道路の敷地外に余地が無くやむを得ない場合（無余地性）で一定の基準に適合する場合でなければ許可されませんが、一定の条件の下で、無余地性の基準を緩和するものです。

※都市再生整備計画は、都市再生推進法人が提案することもできます。

※令和5年1月1日現在、千代田区内で都市再生整備計画が策定された地域はありません。

- 適用区域：都市再生整備計画で特例道路占有区域に指定された道路
- 占有期間：5年以内（更新可能）
- 占有料：千代田区道路占有料等徴収条例で定められた額
（都道、国道などの場合、関係部署にお問合せください）

※詳しくは、官民連携まちづくりポータルサイトをご確認ください。

（URL: <http://www.mlit.go.jp/toshi/system/#doro>）

対象施設

まちの賑わい創出や道路利用者等の利便の増進に資する以下の施設が対象となります。

施設	要件	例
広告塔、看板	良好な景観の形成または風致の維持に寄与するもの	地域の雰囲気にあわせた広告による地域のブランディング
食事施設、購買施設、その他これらに類する施設	道路の通行者または利用者の利便の増進に資するもの	オープンカフェや休憩場所の設置による賑わいや滞留空間の創出
自転車駐車器具	自転車を賃貸する事業の用に供するもの	シェアサイクルのポートの設置による交通利便性の向上

※施設の構造等詳細な要件等については、「官民連携まちづくりの進め方（平成29年9月/国土交通省）参照（右の二次元コードからアクセス可）



留意事項等

- 道路占有に際しては、警察への意見照会及び道路使用許可申請が必要となります（本篇P38参照）
- イベント等の場合、地域の活性化や都市における賑わい創出等の観点から地方公共団体及び地域住民が一体となって取り組む事業である必要があるため、企画の段階から必ずご相談ください。道路で実施できないものもあります。

制度活用の手続き

- 都市再生整備計画の特例道路占有区域を確認していただき、その後のフローは道路占有許可の手続き（本編 P36 参照）と同様となります。

必要書類

- 道路占有許可申請書及び添付書類（イベントの目的等の概要、案内図、平面図、断面図、緊急連絡体制図、周知方法書）
- 道路使用許可申請書及び添付書類（道路占有許可書と同じもの）※警察への申請書類

問合せ

【区道の占有許可申請について】

千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 占有係

☎ 03-5211-4235 ✉ machizukurisoumu@city.chiyoda.lg.jp

【都道の占有許可申請について】

東京都建設局 道路管理部 監察指導課 監察担当

☎ 03-5320-5286 ✉ S0000405@section.metro.tokyo.jp

【都市再生整備計画について】

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

ほこみち(歩行者利便増進道路)制度

概要

賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度として創設された制度で、道路管理者が指定した「ほこみち(歩行者利便増進道路)」のうち、「利便増進誘導区域」に定められた区域において、オープンカフェや露店等の道路占用にかかる無余地性の基準が除外される制度です。

通常、道路占用は、道路の敷地外に余地が無くやむを得ない場合でなければ許可されません(無余地性の基準)が、ほこみち制度を活用した場合には、無余地性の基準が緩和され、道路占用許可が柔軟に認められます。

※令和5年1月1日現在、千代田区内で歩行者利便増進道路に指定された道路はありません。

- 占用期間：5年以内(更新可能)(公募占用の場合は最長20年)
- 占用料：道路管理者によって定められた額

※詳しくは、国土交通省のほこみち制度のホームページをご確認ください。

(URL: <https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/>)

占用が柔軟に認められるようになる施設等(歩行者利便増進施設等)

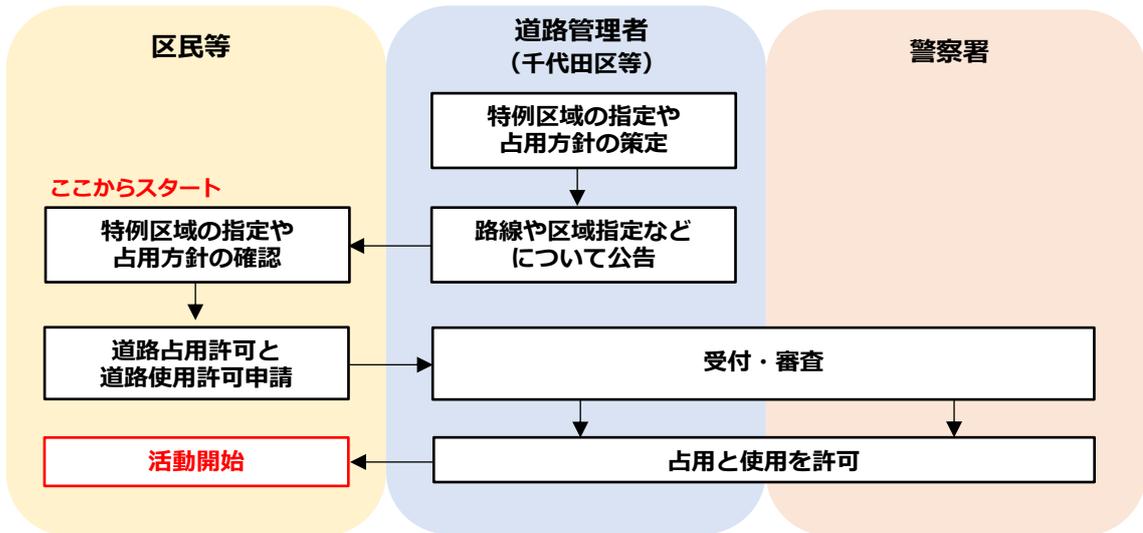
施設	要件	例
広告塔、看板	良好な景観の形成または風致の維持に寄与するもの	地域の雰囲気にあわせた広告による地域のブランディング
標識、旗ざお、幕、アーチ		地域の雰囲気にあわせた旗ざおによる店舗の宣伝・集客
食事施設、購買施設、その他これらに類する施設	道路の通行者または利用者の利便の増進に資するもの	オープンカフェの設置による賑わいの創出
集会等の催しのために設けられる露店、商品置場その他これらに類する施設		露店と椅子の設置による街に回遊空間と滞留空間の創出
自転車駐車器具	自転車を賃貸する事業の用に供するもの	シェアサイクルのポートの設置による交通利便性の向上

留意事項等

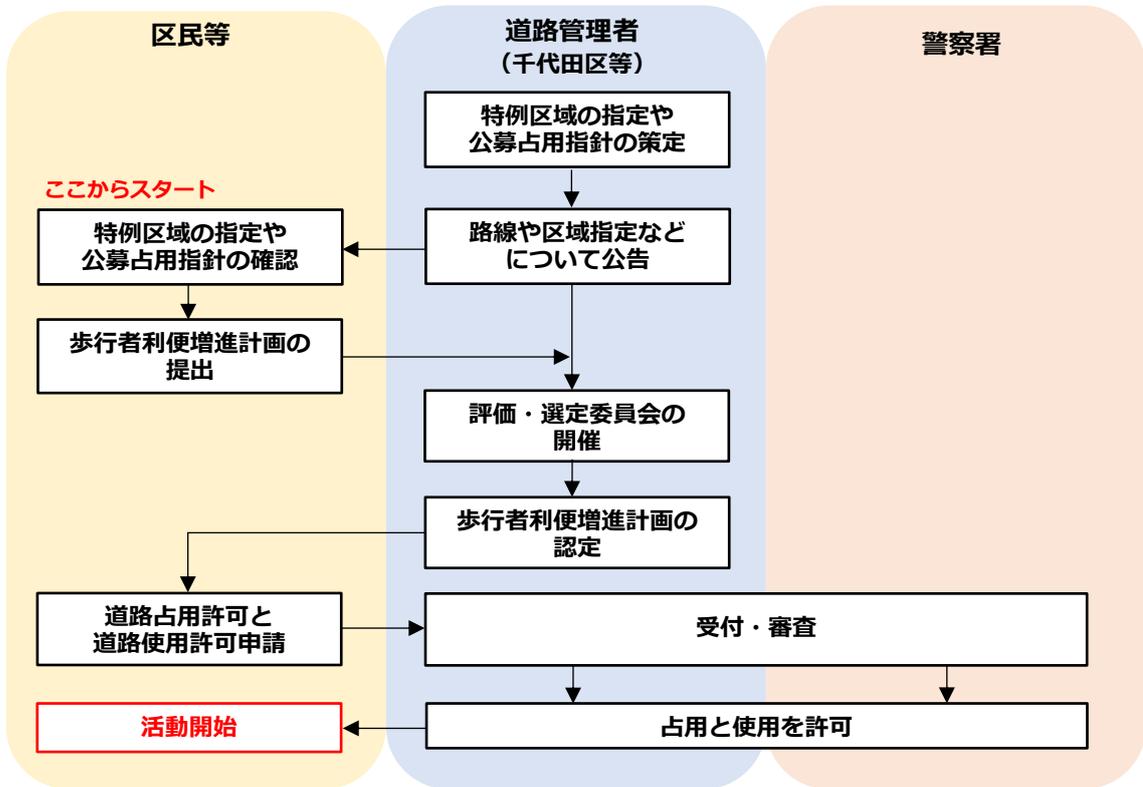
- 歩行者利便増進施設の設置に併せて、占用主体が道路維持管理の協力(占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など)を行う場合、占用料の減額される場合があります。ただし、この減額率を適用する場合、別に定める減額率は適用されません。

制度活用の手続き

➤ 一般の場合



➤ 公募の場合



必要書類

- 道路占用許可申請書及び添付書類（イベントの目的等の概要、案内図、平面図、断面図、緊急連絡体制図、周知方法書）
- 道路使用許可申請書及び添付書類（道路占用許可書と同じもの）

問合せ

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

1 活動場所に関する制度等

道路協力団体制度

概要

道路協力団体とは、自発的に道路の維持、道路のQOLの向上につながるものを行う民間団体をいいます。

道路管理者より道路協力団体に指定されると、活動のために必要な道路占用等がより柔軟に行えるようになるため、オープンカフェや物販施設等の占用を通じた道路における収益活動が可能になります。

➤ 団体指定期間：5年以内（更新可能）

※詳しくは、以下のホームページをご確認ください。

（URL: <https://www.mlit.go.jp/road/kyoryokudantai/index.html>）

活動内容

道路協力団体の活動内容は下記のとおりです。

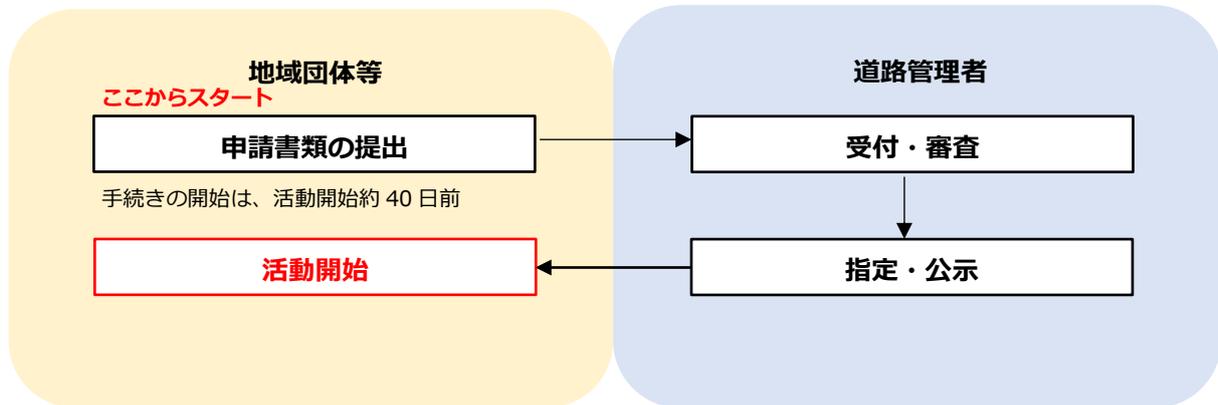
ソフトな活動内容	例
道路に関する工事又は道路の維持に関する協力	道路の清掃、花壇整備
道路の管理に関する情報の収集	道路の不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報
道路の管理に関する調査研究	道の駅の利用者ニーズ調査
道路の管理に関する知識の普及及び啓発活動	無電柱化等の施策に関するワークショップの開催

ハードな活動内容	例
看板、標識その他これらに類する物件又は歩廊、雪よけその他これらに類する施設で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するものの設置・管理	歩行者等の通行注意看板
道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車等に要する器具で道路の通行者等の利便の増進に資するものの設置・管理	シェアサイクル施設
広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するものの設置・管理	掲示板
標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等で道路の通行者等の利便の増進に資するものの設置・管理	歩行者休息スペースやバス停等のベンチ
食事施設、購買施設等で道路の通行者等の利便の増進に資するものの設置・管理	オープンカフェ、マルシェ
道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等で道路の通行者等の利便の増進に資するものの設置・管理	道路に関連したイベント開催に要する機材

留意事項等

- 道路協力団体への指定に際しては、活動を予定する地域での活動実績が必要となります。詳細につきましては、道路管理者へご確認願います。
- 道路占用許可、道路使用許可については、個別にそれぞれ道路管理者、各地域の警察署への申請が必要となります。(本篇 (P36、P38) を参照してください。)

制度活用の手続き



必要書類

- 道路協力団体指定申請書及び添付書類 (団体規約、活動実績報告書、活動計画書等)
- 道路占用許可、道路使用許可については、本篇 (P36、P38) を参照してください。

問合せ

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

1 活動場所に関する制度等

都市公園占用許可の特例制度

概要

区が策定した都市再生整備計画の区域における都市公園において、サイクルポートや観光案内所等の占用を可能とし、都市の利便性向上と地域の賑わい創出をはかる制度です。占用許可の対象施設等が都市再生整備計画に位置づけられている場合、一定の要件を満たせば、公園の占用許可が柔軟に認められます。

※都市再生整備計画は、都市再生推進法人が提案することもできます。

※令和5年1月1日現在、千代田区内で都市再生整備計画が策定された地域はありません。

- 対象区域：都市再生整備計画の区域内の都市公園
- 占用期間：10年以内（更新可能）
- 占用料：千代田区都市公園条例で定められた額

※詳しくは、官民連携まちづくりポータルサイトをご確認ください。

(URL: <http://www.mlit.go.jp/toshi/system/#koen>)

占用許可の対象施設等

都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与するもの。

- ・ 自転車駐車場
- ・ 観光案内所
- ・ サイクルポート
- ・ 観光案内所
- ・ 路線バス（コミュニティバスも含む）の停留所のベンチ・上家
- ・ 競技会等のために設けられる仮設工作物

留意事項等

- 公園を占用し、イベントを開催しようとする際は、必ず事前相談をしてください。公園で実施できないものもあります。

制度活用の手続き

- 都市再生整備計画の区域における都市公園を確認していただき、その後のフローは公園占用許可の手続き（本編 P40 参照）と同様となります。

必要書類

- 占用許可申請書及び添付書類（図面、企画書等）

問合せ

【都市再生整備計画について】

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

【区立公園】

千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 占用係

☎ 03-5211-4235 ✉ machizukurisoumu@city.chiyoda.lg.jp

1 活動場所に関する制度等

河川敷地占用の特例

概要

河川管理者が地域の合意のもと指定した「都市・地域再生等利用区域」において、オープンカフェや広告板等の施設を、民間事業者等が設置することができます。

※令和5年1月1日現在、千代田区内に都市・地域再生等利用区域はありません。

➤ 占用期間：10年以内（工作物の場合）

※詳しくは、官民連携まちづくりポータルサイトをご確認ください。

（URL: <http://www.mlit.go.jp/toshi/system/#kasen>）

対象

➤ 占用主体

公的主体（国・地方公共団体、特別法に基づく法人等）に加え、民間事業者等（特定非営利活動法人、権利能力なき社団などを含む。）も認められます。

➤ 占用施設

広場・イベント施設等及びそれと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設等による占用が認められます。

留意事項等

- 千代田区内の河川敷地は幅員が狭く、また、道路等から河川へ自由に入出りできる形態ではないため、一般の通行を妨げない使用に限られます。
- イベント等の使用について、独占的な利用を認めるものではありません。他の利用者とのゆずり合い、皆が楽しく河川区域内の土地を利用できるようにご協力下さい。
- 内容により、河川管理者（東京都）への協議が必要な場合があります。

制度活用の手続き

- 河川管理者が指定する「都市・地域再生等利用区域」を確認していただき、その後のフローは河川敷地占用許可の手続き（本編 P42 参照）と同様となります。

必要書類

- 案内図・平面図・断面図・その他（設置物の性質に応じて確認資料を追加でお願いすることがありますので、申請前にご連絡をください。）

問合せ

【都市再生整備計画について】

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

【神田川、日本橋川（区内）】

千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 占用係

☎ 03-5211-4235 ✉ machizukurisoumu@city.chiyoda.lg.jp

1 活動場所に関する制度等

普通財産の活用

概要

区市町村が策定した都市再生整備計画において、まちなかウォークャブル区域の指定及び普通財産の使用に関する事項の記載がされている場合、民間事業者等は、普通財産の安価な貸し付け等を受けることができ、賑わいづくりの取組み等に活用できる空間確保ができます。

※都市再生整備計画は、都市再生推進法人が提案することもできます。

※令和5年1月1日現在、千代田区内で都市再生整備計画が策定された地域はありません。

- 対象区域：まちなかウォークャブル区域
- 実施主体：都市再生推進法人、一体型ウォークャブル事業の実施主体
- 制度活用の条件：貸し付けを受ける普通財産のある地域の環境の維持及び向上を図るための清掃等、必要な地域貢献を講じること

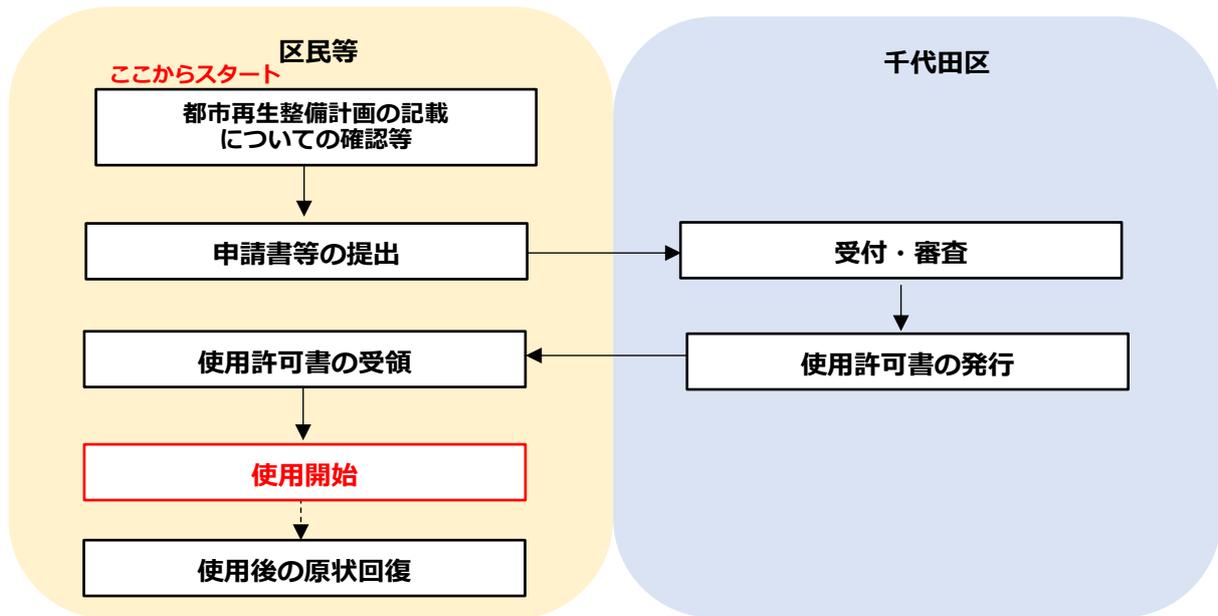
※詳しくは、官民連携まちづくりポータルサイトをご確認ください。

(URL: <http://www.mlit.go.jp/toshi/system/#futsu>)

留意事項等

- 普通財産の安価な貸し付けを受けることができるのは都市再生整備計画の期間内に限りません。

制度活用の手続き



必要書類

- 普通財産貸付申請書、事業提案書

問合せ

【都市再生整備計画について】

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

3 活動を支援する制度等

まちなかウォークブル推進事業

概要

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を図ることを目的とした支援制度です。区が策定する都市再生整備計画で指定するまちなかウォークブル区域において行う、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組に対して支援を受けることができます。制度を活用するためには、都市再生整備計画に取組が記載されている必要があります。

※都市再生整備計画は、都市再生推進法人が提案することもできます。

※令和5年1月1日現在、千代田区内で都市再生整備計画が策定された地域はありません。

- 対象地域：都市再生整備計画事業の施行地区、かつ、まちなかウォークブル区域に指定された区域

※詳しくは、国土交通省ホームページに掲載されている要綱をご確認ください。

(URL:https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000092.html)

対象事業及び補助率

対象事業	内容
基幹事業	<ul style="list-style-type: none">・道路・公園・地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）・高質空間形成施設（歩行支援施設等）・既存建造物活用事業・滞在環境整備事業・エリア価値向上整備事業・計画策定支援事業 等
提案事業	<ul style="list-style-type: none">・事業活用調査・まちづくり活用推進事業、・地域創造支援事業（区市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

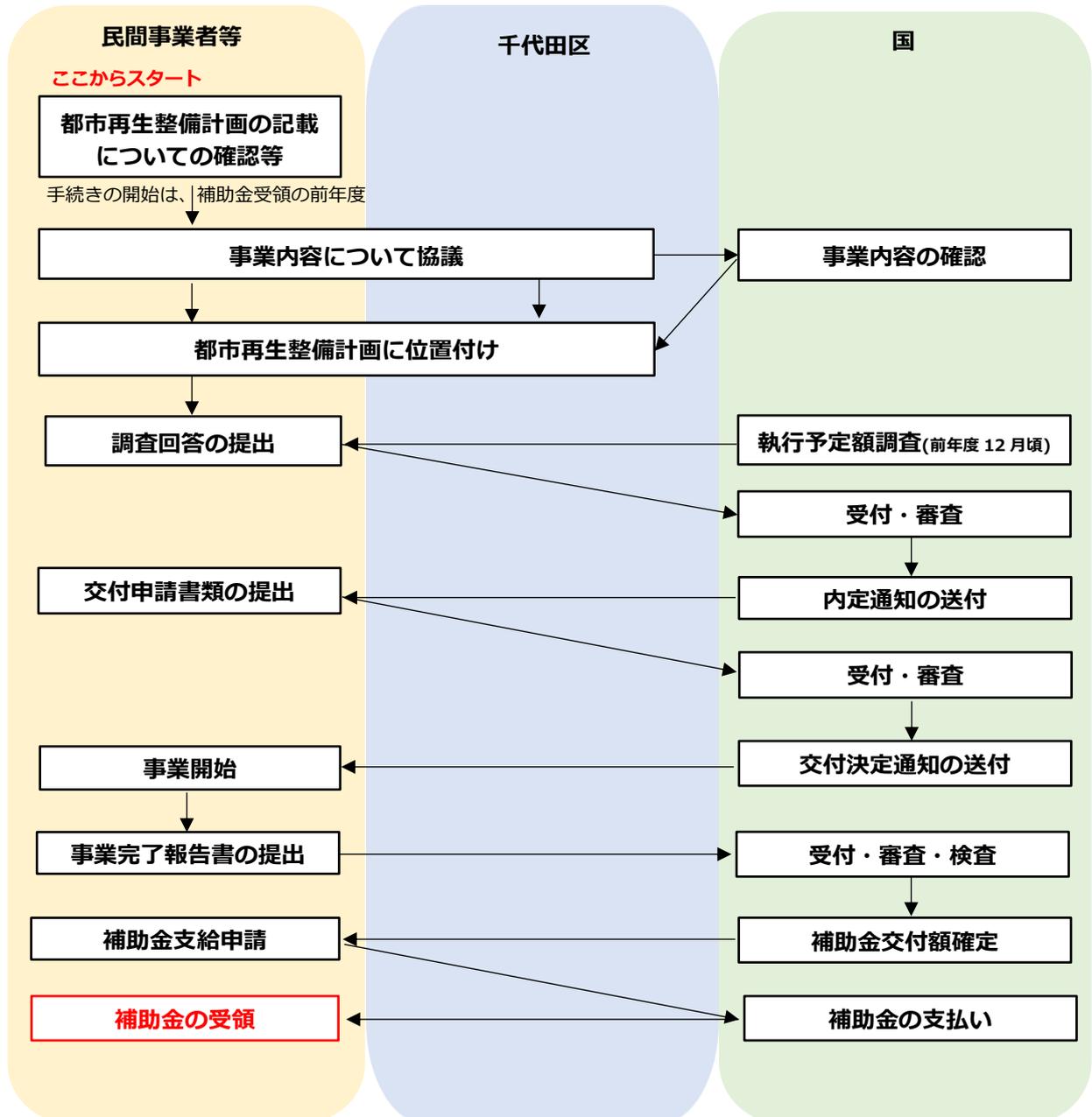
補助事業者	形式	補助率
都市再生協議会	交付金	2分の1
都道府県、民間事業者等	補助金	2分の1

※官が整備する道路や公園に面して、民間事業者が民地部分をオープンスペース化したり建物の低層部をガラス張り化したりするなど、官民一体で「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出を行なう場合、固定資産税が軽減されることがあります。（詳細は「ウォークブル推進税制」(P.30)を参照してください。）

留意事項等

- 「居心地がよく歩きたくなる」まちなかの創出を図ることを目的としており、都市としての魅力の向上や機能向上を伴わない事業は対象外です。
- 収益を目的とした取組や、維持管理や運営に要する費用を大幅に上回る収益が予想される取組は対象外です

制度活用の手続き



問合せ

【本制度、または都市再生整備計画について】

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

3 活動を支援する制度等

ウォークابل推進税制

概要

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）において、区市町村が整備する道路・公園等の公共施設の整備等と併せて、民間事業者が民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化（一体型滞在快適性等向上事業（以下「一体型ウォークابل事業」という。））を行なった場合、当該一体型ウォークابل事業の実施主体は、固定資産税・都市計画税の軽減措置を受けられる制度です。区が策定する都市再生整備計画に記載された指定する都市再生整備計画施行地区及びまちなかウォークابل区域に一体型ウォークابل事業に適用されます。

※都市再生整備計画は、都市再生推進法人が提案することもできます。

※令和5年1月1日現在、千代田区内で都市再生整備計画が策定された地域はありません。

※ウォークابل推進税制に関する詳細については、官民連携まちづくりポータルサイトから、「一体型滞在快適性等向上事業に基づく税制特例の活用に関するガイドライン」をご確認ください。

(URL: <http://www.mlit.go.jp/toshi/system/#walkablezeisei>)

対象施設及び軽減措置

➤ 民地のオープンスペース化に係る課税の特例

対象施設		税の軽減措置
土地	道路、通路、公園、緑地及び広場その他これらに類するもの	オープンスペース化した土地（広場、通路等）及びその上に設置された償却資産（ベンチ、芝生等）の課税標準額を5年間2分の1に軽減
償却資産	上記土地の上に設置された駐輪場、噴水、水流、池、アーケード、柵、ベンチ又はその上屋、街灯、花壇、樹木、並木、電源設備、給排水設備、冷暖房設備その他これらに類するもの	

➤ 建物低層部のオープン化に係る課税の特例

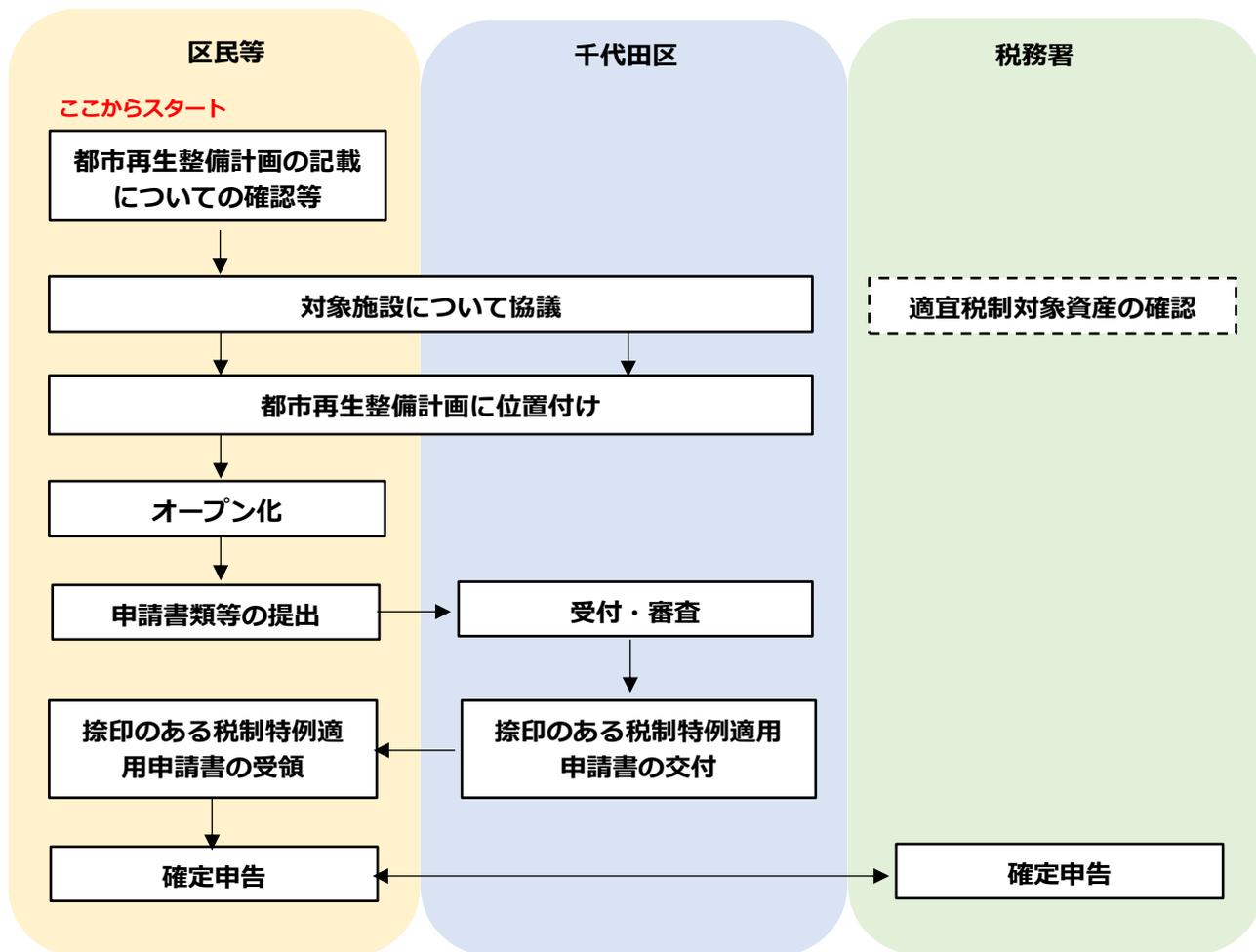
対象施設		税の軽減措置
家屋	食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの	低層部の階をオープン化した家屋（カフェ、休憩所等）について、不特定多数の者が無償で交流・滞在できるスペースの部分の課税標準額を5年間2分の1に軽減

※オープン化とは、壁の過半について、ガラス等の透明な素材とすること、開閉可能な構造とすること又は位置を後退させることをいいます。

留意事項等

- 税制特例の適用について認定されたら、担当部署の捺印のある税制特例適用申請書を千代田区の課税担当部署に提出してください。

制度活用の手続き



必要書類

- 税制特例適用申請書、都市再生整備計画の写し、着工前及び竣工写真、対象土地・家屋の登記事項証明書、賃貸借契約書の写し、対象除却資産の明細がわかる書類、対象土地・償却資産・家屋のうち、税制特例の適用を受けようとする範囲の算定に必要な寸法が記載されている図面

問合せ

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

☎ 03-5253-8411 (代表)

【都市再生整備計画について】

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

3 活動を支援する制度等

水辺のにぎわい創出事業

概要

旅行者を魅了し何度でも訪れたいくなるような観光まちづくりの推進のため、地域が主体となって水辺空間に新たな賑わいを創出する事業を実施する場合に、補助が受けられます。

- 対象地域：都内の河川及び東京湾に隣接する場所であって、地域活性化のための河川敷地利用等が可能な場所及びその周辺
- 支援対象：観光協会等、水辺活用団体、商工会等、民間事業者等

※詳しくは、公益財団法人東京観光財団のホームページをご確認ください。

(URL: <https://www.tcvb.or.jp/jp/>)

対象事業及び助成率・助成限度額

- 新たな水辺のにぎわいを創出する施設整備事業

	内容
助成対象事業	<ul style="list-style-type: none">・ にぎわいの創出に直接寄与する施設であること（単なる休憩所は対象外）・ 常設であること（特定の期間に限定した設置・運営は対象外）・ にぎわい機能を追加する場合に限り、改修事業を対象とする
助成率	助成対象経費の 3 分の 2 以内（当助成事業で初めて採択される団体） 助成対象経費の 2 分の 1 以内（過去に当助成事業で採択されたことがある団体）
助成限度額	1 団体当たり 1,000 万円

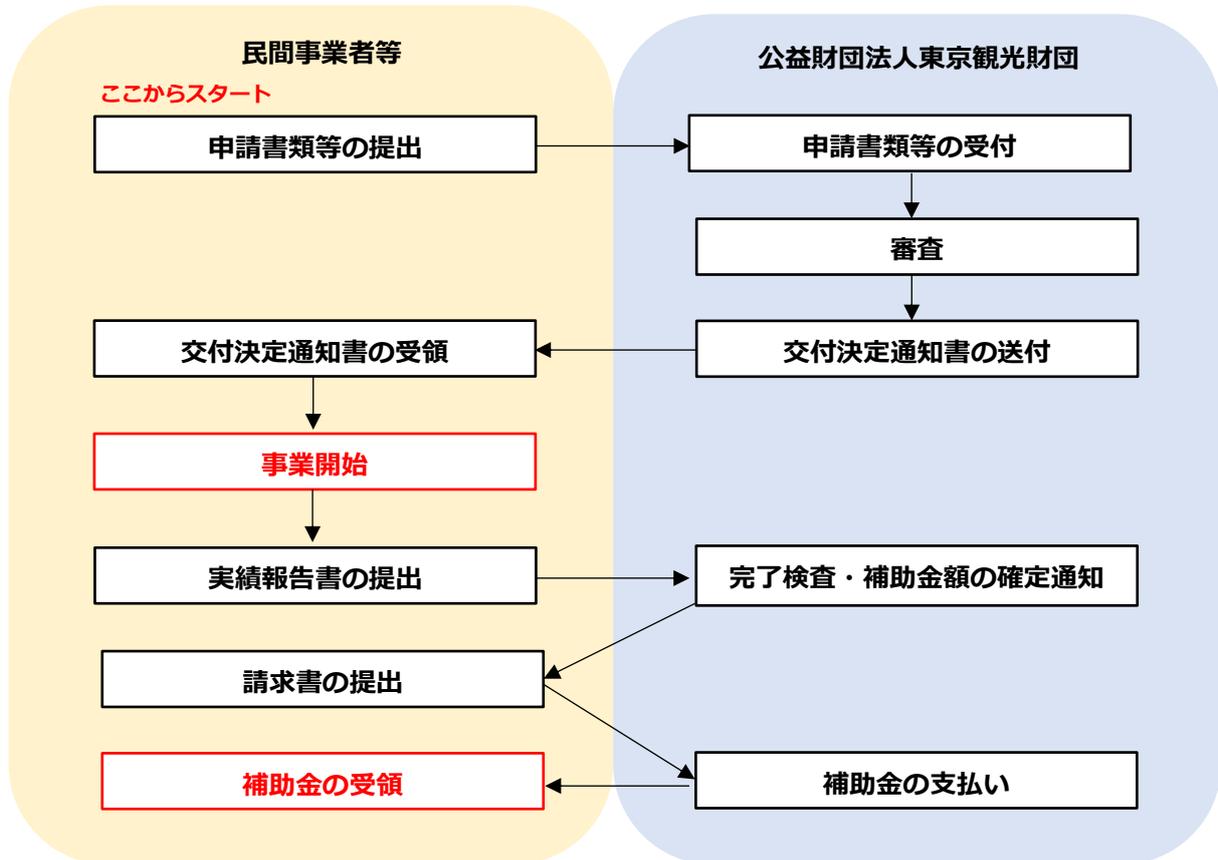
- 新たな水辺のにぎわいを創出するイベント事業

	内容
助成対象事業	<ul style="list-style-type: none">・ 1 回当たりの来場者数見込みが、5 千人以上の規模であること・ 年複数回の開催を可能とする・ マルシェ等の商業イベントの場合は、定期的な開催であること・ 既に実施されているイベント等事業は対象外とする
助成率	助成対象経費の 3 分の 2 以内（当助成事業で初めて採択される団体） 助成対象経費の 2 分の 1 以内（過去に当助成事業で採択されたことがある団体）
助成限度額	1 団体当たり 1,000 万円

留意事項等

- 地域の関係機関・団体、区市町村等を構成員とする協議会により、事業の承認を受けることが条件となります。詳細はお問い合わせください。
- 令和5年度以降の本事業の実施や制度については、変更となる可能性があります。

制度活用の手続き



必要書類

- 交付申請書、事業計画書、事業費経費別明細、企画書、見積書等及び添付書類（申請団体に関する書類、協議会に関する書類等）

問合せ

公益財団法人東京観光財団 地域振興部 事業課

☎ 03-5579-2682 ✉ chiiki@tcvb.or.jp

3 活動を支援する制度等

民間都市再生事業計画認定制度

概要

都市再生特別措置法による（特定）都市再生緊急整備地域内において、当該地域の地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とする都市開発事業を行う場合、民間事業者は当該事業に関する計画（民間都市再生事業計画）を作成の上、国土交通大臣の認定を申請し、一定の要件に適合している場合、認定を受けることができます。国土交通大臣の認定を受けることで、金融支援や税制支援が受けられます。

※詳しくは、国土交通省のホームページをご確認ください。

(URL: https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000016.html)

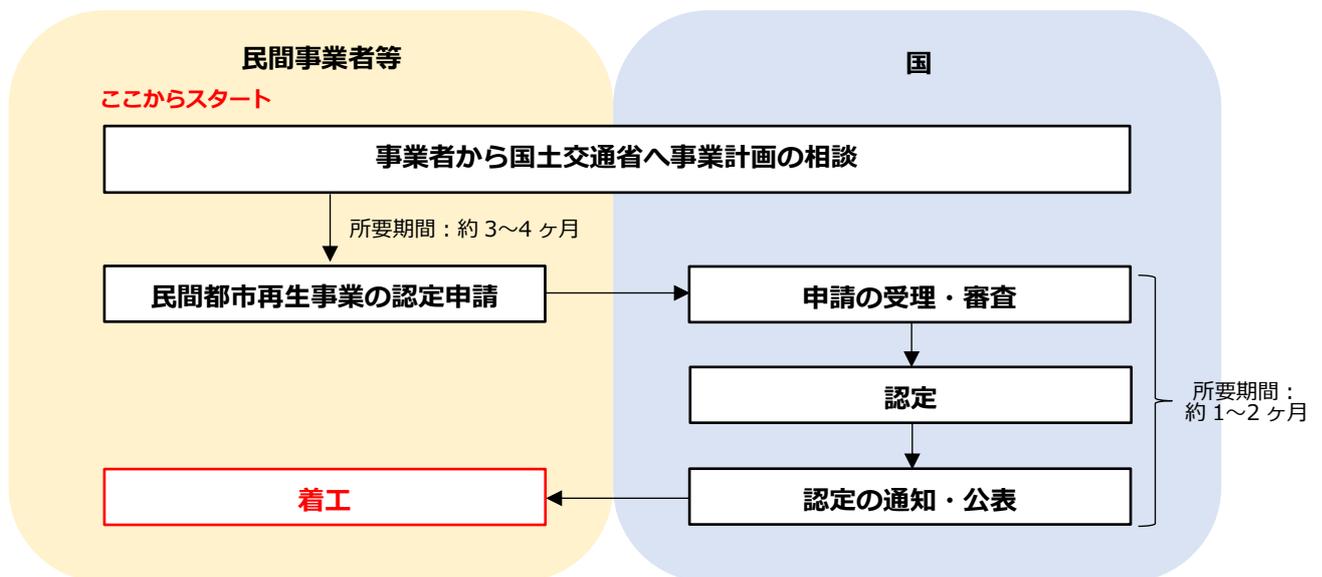
認定要件（いずれも満たす必要あり）

要件	内容
申請者	民間事業者（国、地方公共団体又は特殊法人等の特別な法律によって設置された法人以外の者）
対象事業	・都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備に関する事業 ・都市再生特別措置法上の公共施設（道路、公園、広場等）の整備を伴う事業 ※ただし、行政主体に移管するものに限りません。
対象地域	（特定）都市再生緊急整備地域 ※千代田区は秋葉原・神田地域、東京都心・臨海地域が対象
事業 区域面積	【特定都市再生緊急整備地域内の事業】 ・以下の①又は②のいずれかを満たすこと。 ①事業区域の面積が1 ha 以上であること。 ②以下の1)及び2)の双方を満たすこと。 1)事業区域の面積が0.5ha 以上であること。 2)事業区域に隣接又は近接する場所で一体的に他の都市開発事業が施行（※）されており（施行されることが確実であると見込まれる場合及び当該事業の施行者が他者である場合を含む。）、これらの事業区域の面積の合計が1 ha 以上であること。 ※一体的な施行かどうかについては、事業相互の位置関係、施行期間、施行内容の一体性等を総合的に勘案し、判断する。 https://www.mlit.go.jp/common/001294327.pdf 【都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を除く）内の事業】 ・事業区域の面積が0.5ha 以上であること。 ※ただし、事業区域の全部又は一部が東京23区の都市再生緊急整備地域内に位置する事業にあっては、特定都市再生緊急整備地域内の事業と同様の面積要件（上記①又は②のいずれか）を満たすものに限り、不動産取得税及び固定資産税・都市計画税の課税の特例の対象となりうる。

留意事項等

- 民間都市再生事業計画制度の運用については（事業認定ガイドライン）をご確認ください。
- 民間都市再生事業計画の申請の際には（認定事業計画申請書作成の手引き）をご確認ください。
- 認定後、計画を変更しようとする際は、軽微な変更を除き、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。
※変更内容を問わず、計画の変更をしようとする際は問合せ先までご連絡ください。
- 国土交通大臣は、事業者に対し、計画に係る事業の施行の状況について報告を求めることができます。

制度活用の手続き



必要書類

- 民間都市再生事業計画認定申請書
- 付近見取り図
- 公共施設及び建築物の配置図
- 建築物の各階平面図
- 都市再生事業の工程表
- 付近地の住民に対する説明会の開催及び提出された意見の概要
- 土地及び建築物の配置図
- 事業区域内の土地が、所有権または借地権を有するものであることを証する書類
- 事業収支表
- 事業の施行に必要な資金の調達の相手方並びに当該相手方ごとの概ねの調達額及びその調達方法を記載した書類
- 隣接・近接による事業区域面積の緩和を受ける場合は、これを明らかにする図書
- その他国土交通大臣が必要と認める図書

問合せ

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

☎ 03-5253-8127

ヒートアイランド対策助成

概要

ヒートアイランド現象を緩和する屋上等緑化や壁面緑化などによる遮熱対策、ドライ型ミスト発生装置の設置など、ヒートアイランド対策の費用の一部について助成が受けられます。

- 助成対象施設：以下の要件を満たすもの
 - ・千代田区内の建物等（工事等の実施前）
 - ・施工業者が行うもの
 - ・国や地方公共団体等が行う類似の助成等（総合設計制度の屋上緑化による容積率の割増など）を受ける予定又はすでに受けていない建物
 - ・当該年度に統一の建物等における本助成制度の助成を受けていないこと
 - ・住民税や固定資産税を滞納していないこと

※このほか、助成種別に条件等があります。詳しくは、区のホームページをご確認ください。

(URL: <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/kankyo/hojo/heat-island.html>)

助成種別及び助成金額

助成種別	助成金額	上限額
屋上等緑化	助成対象経費の 50%、または 緑化面積×30,000 円/平方メートルのいずれか低い額	200 万円
プランター（屋上・敷地内 100 リットル/基以上）	助成対象経費の 50%、または 設置基数×15,000 円/基のいずれか低い額	50 万円
敷地内緑化	助成対象経費の 50%、または 緑化面積×30,000 円/平方メートルのいずれか低い額	200 万円
壁面緑化	助成対象経費の 50%、または 緑化面積×5,000 円/平方メートルのいずれか低い額	50 万円
高反射率塗料・熱交換塗料（屋上）	助成対象経費の 50%、または 塗布面積×2,000 円/平方メートルのいずれか低い額	30 万円
日射調整フィルム・窓用コーティング材	助成対象経費の 50%、または 塗布面積×4,500 円/平方メートルのいずれか低い額	30 万円
遮熱性舗装・熱交換塗料（舗装面）	対象経費の 50%	100 万円
ドライ型ミスト発生装置	助成対象経費の 50%	100 万円
ドライ型ミスト発生装置（レンタル）	助成対象経費の 50%	10 万円

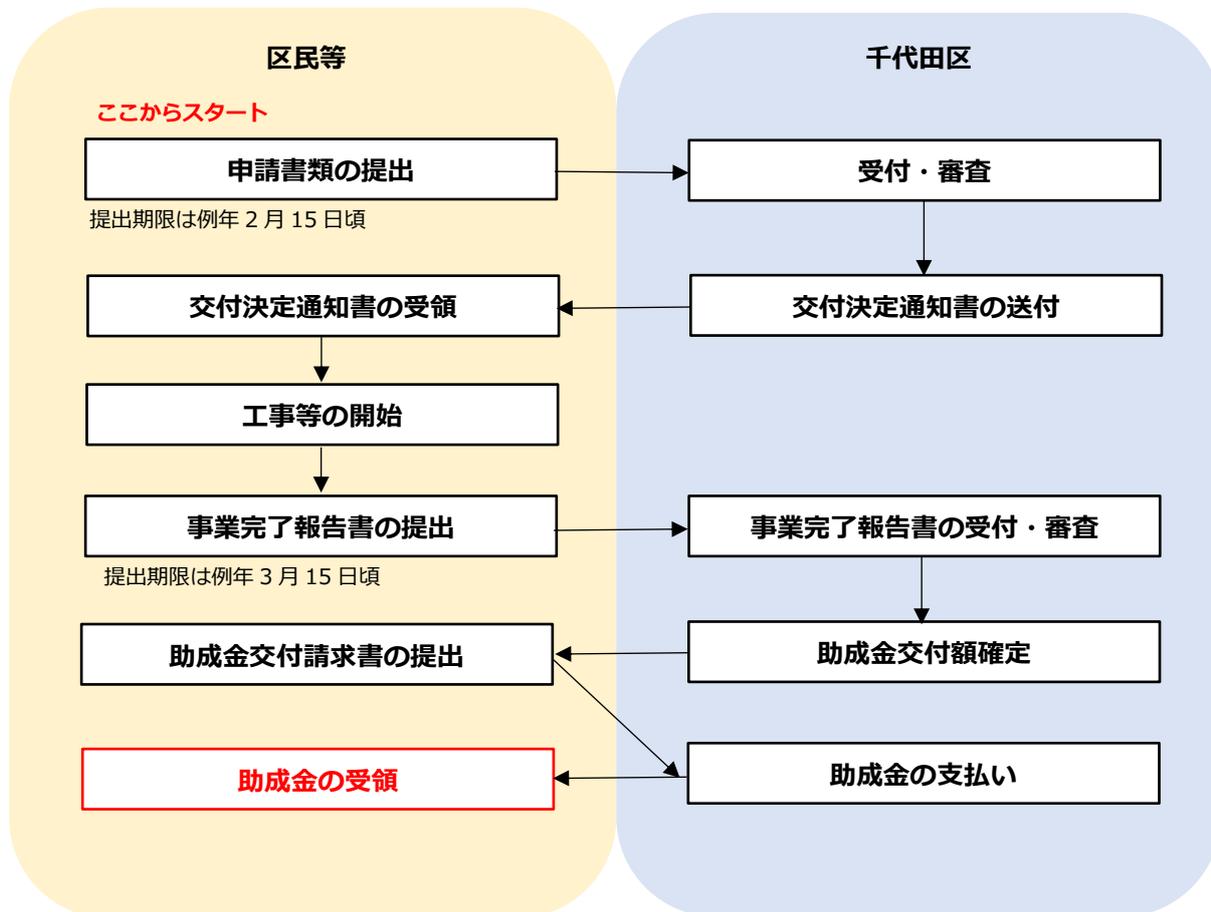
※助成は 2 種以上組み合わせることもできます。

※単位（面積等）は、小数点第 3 位以下を切り捨てとし、千円未満は切り捨てとなります。

留意事項等

- 受付は先着順です。毎年度予算がなくなり次第、受付を終了します。
- 申請後、内容に変更が生じた場合は変更申請が必要となります。
- 事業内容が助成対象か事前にご相談ください。

制度活用の手続き



必要書類

- 助成金交付申請書
 - 確認書
 - 前年度の固定資産税の納税証明書の写し
 - 見積書の写し
 - 施工・設置前写真（カラー）
 - 施工・設置箇所の平面図
- ※上記のほか、助成種別等により必要書類あり。

問合せ

千代田区 環境まちづくり部 環境政策課エネルギー対策係

☎ 03-5211-4256 ✉ kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp

3 活動を支援する制度等

商工関係団体の事業補助

概要

千代田区内の商工関係団体（商店会、同業種団体など）は、提案型の事業（イベント事業、活性化事業など）に対して補助を受けられます。

➤ 対象団体

商店会：千代田区商店街連合会、千代田区商店街振興組合連合会及びそれらに加盟する商店会または商店街振興組合

同業種団体：おおむね 10 社（個人事業主を含む）以上からなる同業種団体（複数の同業種団体の連合会を含む）

※詳しくは、区のホームページをご確認ください。

(URL:<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/shigoto/sangyo/shotengai-shokoshinko/shoten-shien.html>)

対象及び補助率等

➤ イベント事業

対象団体	内容	補助率と限度額
商店会	1. 文化、歴史など地域資源を生かしたイベント 2. 資源リサイクル、環境対策に資するイベント 3. 地域福祉、健康に資するイベント 4. 防犯防災や生活安全に資するイベント	補助率：3分の2～ 12分の11 限度額：88.8万円～ 500万円
同業種団体	5. その他団体の活性化につながるイベント(同業種団体のみ)	補助率：3分の2 限度額：400万円

➤ 活性化事業（一部抜粋）

対象団体	内容	補助率と限度額
商店会	1. IT機能の強化を図るための事業 2. 顧客利便機能の強化を図るための事業 3. コミュニティ機能の強化を図るための事業	補助率：3分の2～ 6分の5 限度額：50万円～ 2,000万円
同業種団体	4. 組織力、経営力の強化を図るための事業	補助率：3分の2 限度額：150万円

➤ その他（商店会）

内容	補助率と限度額
さくら協賛事業（千代田区のさくらまつりの開催期間に合わせて行うイベント事業）	補助率：3分の2～ 12分の11 限度額：50万円～500万円
新規企画イベント事業（商店会が主催となって行う新規のイベント事業）	補助率：2分の1 限度額：50万円

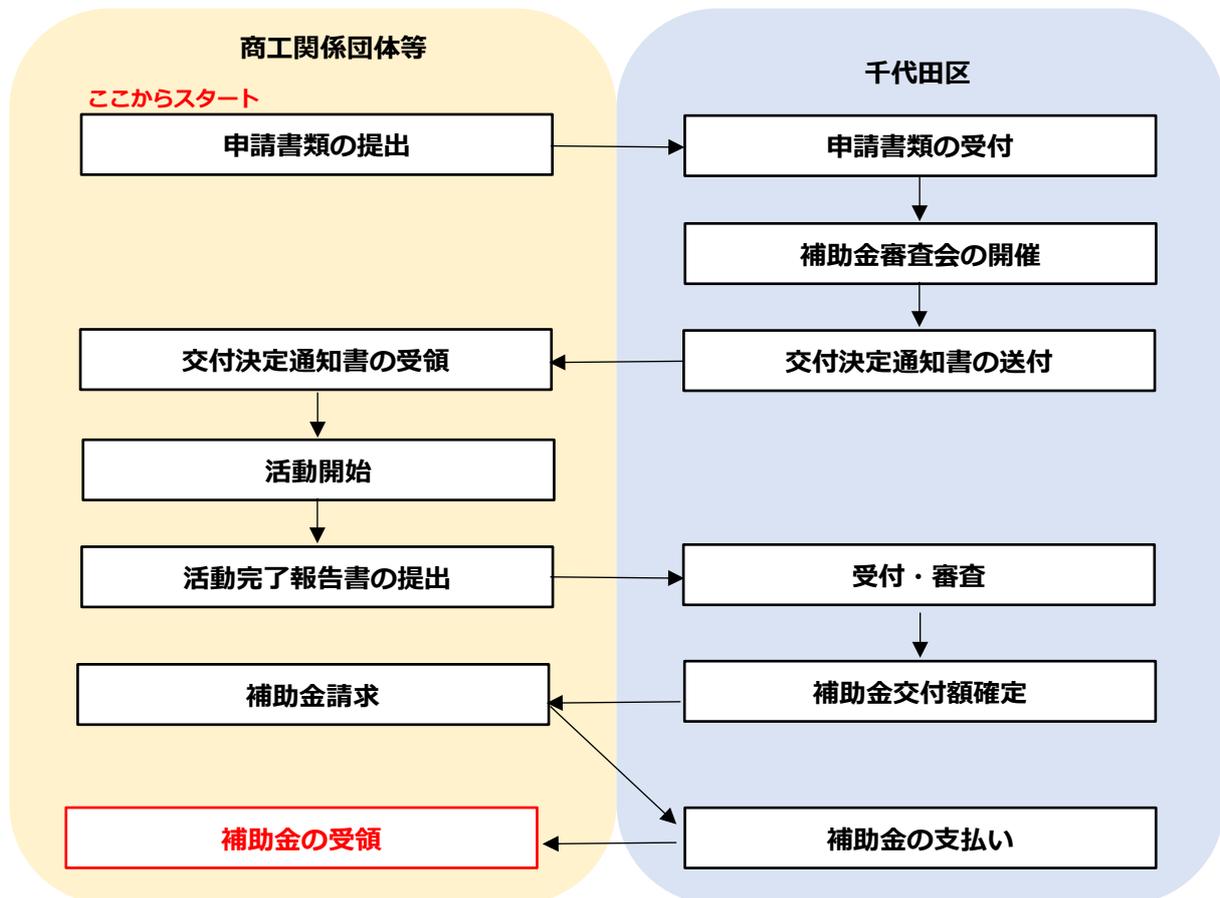
※詳細は下記の千代田区のホームページを参照（右の二次元コードからアクセス可）



留意事項等

- 商店会が実施する事業への補助は東京都と協力して支出している関係上、申請は事業実施の前年度に受け付けております。早めの相談・準備をお願いします。
- 商店会がイベント事業を申請する場合、会則、役員名簿、24か月分の決算書などを具備している必要があります。

制度活用の手続き



必要書類

- 交付申請時：交付申請書類一式
- 実績報告時：実績報告書類一式（事業実施報告書、支払証明書類等）
※様式は申請いただいた団体に対して、区からお送りします。

問合せ

千代田区 地域振興部 商工観光課 商工振興係

☎ 03-5211-4185 ✉ shoukougankou@city.chiyoda.lg.jp

3 活動を支援する制度等

防犯設備（防犯カメラ等）の整備等に対する補助金

概要

千代田区内の町会、商店街等の地域団体は、防犯設備（防犯カメラ、防犯灯、防犯ベル等）の設置費用の一部について補助を受けられます。

➤ 対象団体：千代田区内の町会、商店街等の地域団体

※詳しくは、区のホームページをご確認ください。

(URL: <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/bohan/yobo/setsubi.html>)

補助率・限度額

類別	対象団体	補助率	限度額
新規設置	町会	12 分の 11	600 万円*
	町会+町会	12 分の 11	750 万円
	町会+商店街	12 分の 11	750 万円
	商店街	6 分の 5	600 万円*
	商店街+商店街	6 分の 5	600 万円*
再整備（交換）	町会	6 分の 5	600 万円*
	町会+町会	6 分の 5	750 万円
	町会+商店街	6 分の 5	750 万円
	商店街	3 分の 2	600 万円*
	商店街+商店街	3 分の 2	600 万円*
維持管理経費	町会、商店街	3 分の 2	50 万円
移設経費	町会、商店街	6 分の 5	50 万円

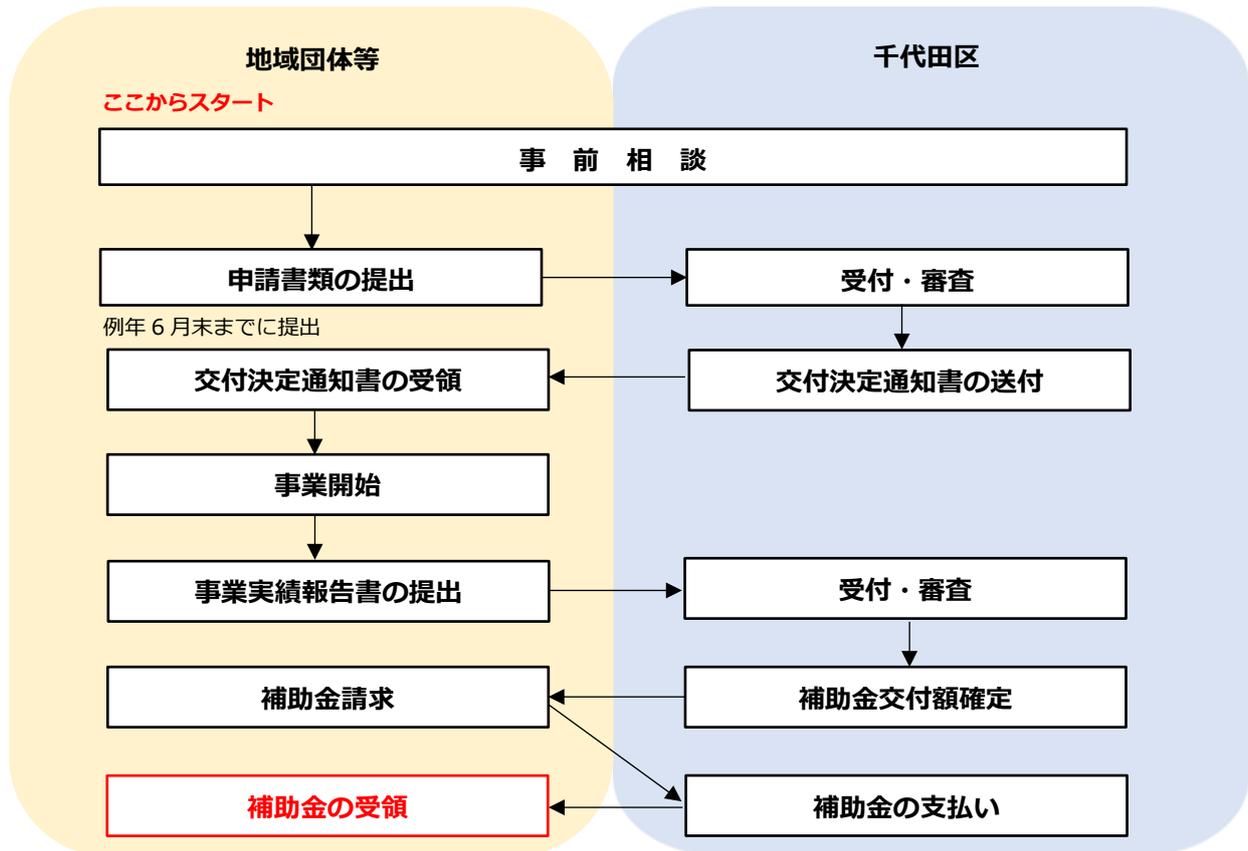
※工事完了後 1 年以内に下記の条件をすべて満たすことができる場合、補助限度額が 750 万円になります。

- ・生活環境条例第 23 条に規定する協定（環境美化及び浄化に関する協定）を区と締結していること。
- ・当該地区内の公共の場所で、環境美化・浄化活動を 5 年以上継続して実施できること。

留意事項等

- 街頭における防犯対策の向上に資する設備整備等に係る経費が対象であるため、道路以外の公の施設や私有地における防犯対策は、対象外です。
- 設備整備後では補助金申請はできません。申請を検討されている町会、商店街等のご担当者様は、必ず事前に問合せ先までご連絡ください。

制度活用の手続き



必要書類

【新規設置・再整備】

- 補助金交付申請書
- 添付書類
 - ・ 防犯設備を整備し、又は更新しようとする場所の詳細地図及び図面
 - ・ 防犯設備の整備又は更新に係る見積書（原則2社以上）
 - ・ 安全・安心まちづくり推進地区選定申請書及び活動区域図
 - ・ その他必要書類

【維持管理経費・移設経費】

- 補助金交付申請書
- 添付書類
 - ・ 防犯設備の維持管理に係る費用の支払を証明する書類の写し及びその内訳が分かる明細書)

問合せ

千代田区 地域振興部 安全生活課 安全生活係

☎03-5211-4251 ✉ anzenseikatsu@city.chiyoda.lg.jp

3 活動を支援する制度等

文化事業助成

概要

区内で活動する文化団体が、自主的・自発的に実施する文化事業に対して、経費の一部を補助します。これは、芸術や伝統文化などの維持・継続・発展を図るとともに、区民の芸術・文化活動の促進を支援することを目的とするものです

- 助成対象団体：千代田区内に活動拠点を置き、区内で活動している非営利団体（個人は対象外）
- 助成金額：上限200万円
- 助成割合：自己負担金（会場費を除いた額）の5分の4と会場費の10分の9

※詳しくは、区のHPをご確認ください。

（URL: <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/bunka/bunka/joseiboshu.html>）

補助回数の上限

- 申込みは、1団体につき年間1事業のみです。また補助回数は、類似の事業につき、連続しているかどうかを問わず、3回（3年）を限度とします。
※1事業とは、1日または連続する期間で行われる事業を指します。
※類似の事業とは、区分（文学・音楽・美術・写真・演劇・舞踊・茶道・華道・書道・その他）が同じ事業を指します。

助成対象事業

以下の①～④のすべての要件を満たしている文化活動事業

- ① 区内又は隣接区（中央区・港区・新宿区・文京区・台東区）で開催する事業
- ② 団体自らが主催し、かつ経費を負担する事業
- ③ 区民無料又は区民優先枠等の設定により、広く区民が参加し、区民の文化活動の促進に資する事業
- ④ 事業計画や資金計画が目的を達成するために適正であり、かつ十分な効果が期待できる事業

対象外となる団体・事業

【団体】

- 政治・宗教・営利を目的とする団体
- 特定の政治家（候補者含む）や政党を、推薦、支持又は反対することを目的とする団体
- 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にある団体
- 国、自治体又はこれに準じる法人が、基本金その他これに準じるものを出資している団体

【事業】

- 政治・宗教・営利を目的とする事業
- 親睦を図ることを主な目的とする事業
- 会員向け色彩が強い、または参加資格が限定される事業
- 販売、出版、収集、資料作成、研究などを主な目的とする事業
- 区及び区の関係団体（町会及び商店会を含む）の事業に付帯する事業

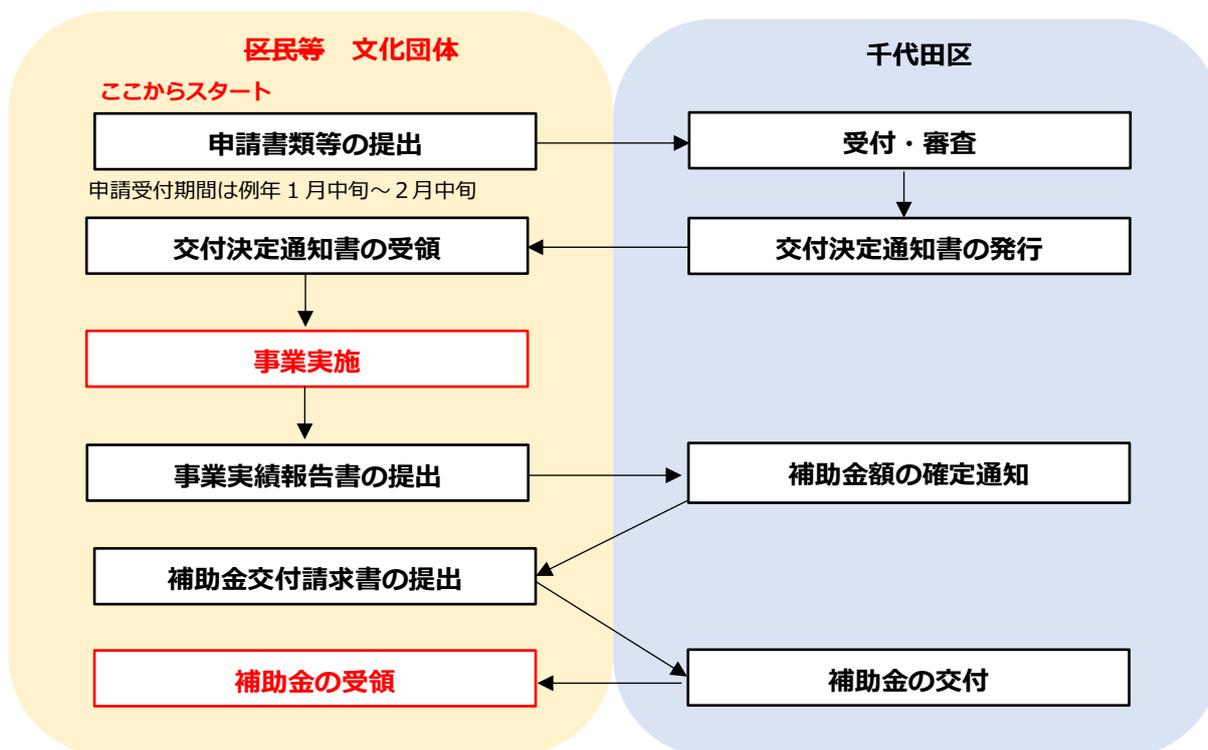
事業実施の対象期間

各年度 4月1日～翌年 3月31日

留意事項等

- 国や都が交付する補助金の対応となっている場合でも、本助成制度に申請することは可能です。

制度活用の手続き



必要書類

- 補助金交付申請書、収支予定表、補助金計算表、団体調書、会員名簿、応募する事業の資料（企画書、スケジュール表など）

問合せ

千代田区 地域振興部 文化振興課 文化振興係

☎ 03-5211-3628 ✉ bunkashinkou@city.chiyoda.lg.jp

東京歴史まちづくりファンド

概要

「東京都選定歴史的建造物」の保全活動に係る費用の一部について助成を受けられます。

これは、地域の景観を彩る歴史的建造物を未来に継承していくために行っています。所有者の皆様が行う保全活動（保全工事、利活用工事、利活用活動経費等）に係る費用の一部を助成する制度です。

- 助成対象施設：民間所有「東京都選定歴史的建造物」
- 助成金額：
 - 保全工事：工事費用の2分の1以内（上限400万円）
 - 利活用工事：工事費用の2分の1以内（上限150万円）
 - 利活用活動経費：対象経費の実費額又は10万円のいずれか小さい額

※詳しくは、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターのホームページをご確認ください。

(URL: <https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/machi/fund/>)

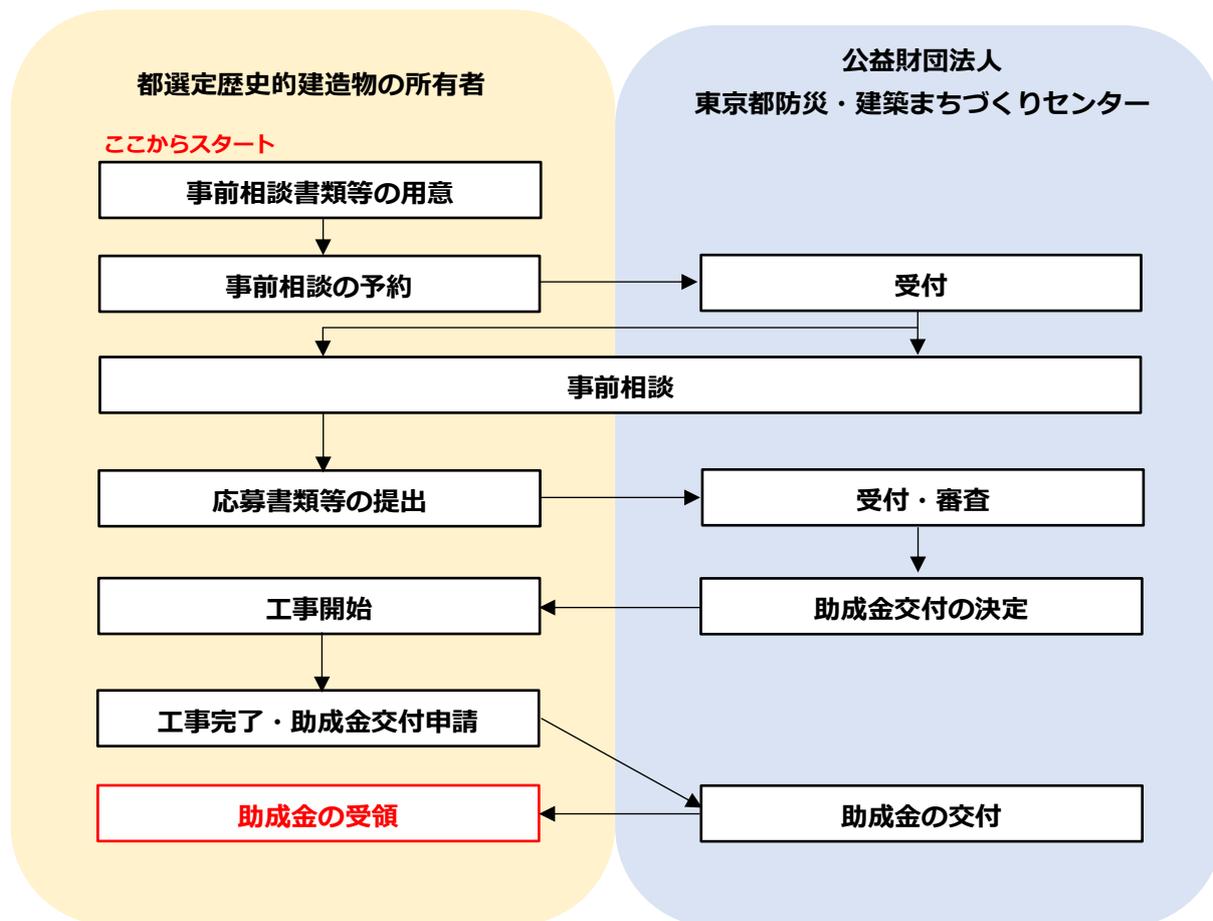
千代田区における助成対象施設（東京都選定歴史建造物／令和5年1月現在）

施設名	所在地
市政会館	千代田区日比谷公園1番3号
東京ルーテルセンタービル	千代田区富士見一丁目2番32号
いせ源本館	千代田区神田須田町一丁目11番地1
神田まつや	千代田区神田須田町一丁目13番地
ぼたん	千代田区神田須田町一丁目15番地
竹むら	千代田区神田須田町一丁目19番地2
DNタワー21（旧第一生命館）	千代田区有楽町一丁目13番1号

留意事項等

- 助成を申請する場合は事前に公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターに相談してください。
- 助成金の利用は、歴史的建造物1選定につき保全工事、利活用工事、それぞれ1回となります。2回目以降の助成はありません。
- 助成金の交付件数及び交付額は、その年度の予算の範囲内とします。

制度活用の手続き



必要書類

- 助成対象事業実施計画書（事前相談用）
- 保存経費等算出内訳書（事前相談用）
- 東京歴史まちづくりファンド助成金交付申請書
- 歴史的建造物の登記事項証明書
- 歴史的建造物の所有者が法人の場合にあっては法人登記事項証明書
- 印鑑証明
- その他

問合せ

【東京歴史まちづくりファンドについて】

公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター

☎ 03-5989-1453 ✉ suishinka@tokyo-machidukuri.jp

【東京都選定歴史的建造物について】

東京都都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 歴史的景観担当

☎ 03-5388-3359 ✉ S0000169@section.metro.tokyo.jp

Living History 促進事業

概要

「Living History（別名：生きた歴史体感プログラム）」促進事業では、重要文化財や史跡を訪れた方が、当時のくらしや祭事などを体験し、文化財への理解を促進できるような、歴史的背景に基づいた復元行事や展示・体験プログラムなどを造成する事業について、補助が受けられます。

- 補助額：原則として補助対象経費の2分の1（上限額なし）

※詳しくは、Living History 促進事業のHPをご確認ください。

(URL: <https://biz.knt.co.jp/chiiki/2019/event/livinghistory/index.html>)

対象

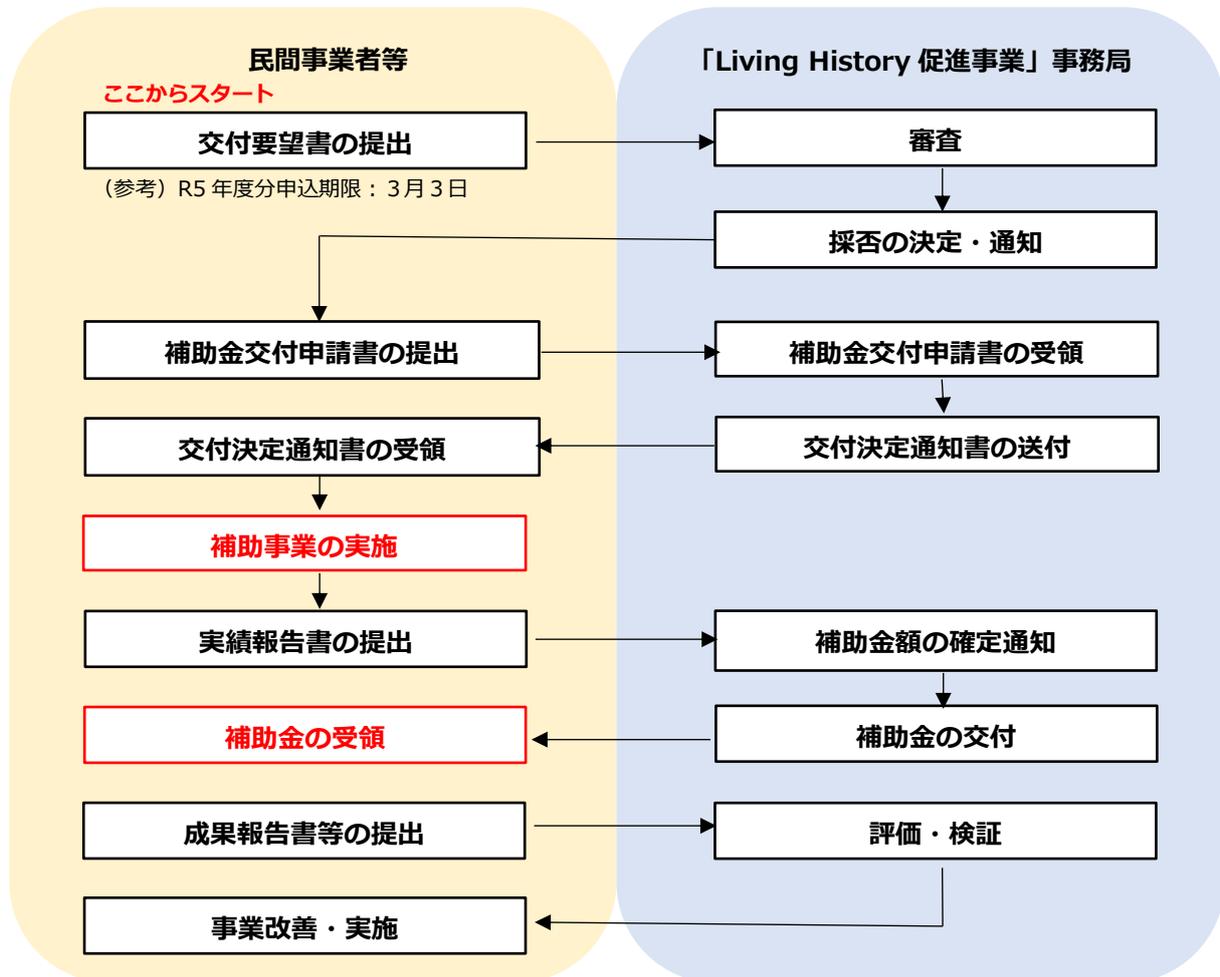
- 補助事業者
法人（地方公共団体、民間団体等）又は、DMO等によって構成される協議会（条件あり）
- 補助対象となる地域（全てを満たす必要あり）
 - ①文化財の所在する区市町村が下記のいずれかに該当することを原則として、さらに近隣の外国人観光客が多く来訪する施設（文化財に限らない）とのルート設定等の連携がとれていること。
 - 千代田区（観光振興事業費補助金交付要綱第1章第2条二に基づく指定市区町村）
 - 日本遺産の構成文化財、または、世界文化遺産の構成資産が存する市区町村
 - ユネスコ無形文化遺産が公開される市区町村
 - ②対象文化財群に来訪する外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法を設定していること。
 - ③対象文化財群又はその周辺において、WiFi、多言語、キャッシュレス対応や様式トイレ等のいずれかの受け入れ環境の整備が出来ている又は事業年度中に整備する計画があること。
- 補助対象事業の要件
 - ①対象は、国指定等文化財を核としたもの
 - ②対象となる文化財に、文献や絵画等の資料や研究資料等に基づいた付加価値を付与すること
 - ③実施プログラムの内容については、外国人観光客を含む参加者がわかりやすい解説を行うこと

留意事項等

- 本事業に申請される場合は、文化庁「Living History 促進事業」事務局の HP に掲載されている募集案内（補助対象事業、補助対象経費、申請等）に当たっての留意事項をご確認の上、申請書類の作成をお願い致します。



制度活用の手続き



必要書類

- 補助金交付要望書
 - 補助金交付申請書
 - 実績報告書
 - 成果報告書及び次年度計画書等
- ※各提出書類の詳細につきましては、HP をご確認ください。

問合せ

文化庁「Living History 促進事業」事務局 近畿日本ツーリスト株式会社 公務営業支店
☎ 03-4363-6043 ✉ livinghistory5381@or.knt.co.jp

4 地域の活動を取組む仲間や団体を作るための制度等

都市再生推進法人

概要

都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人とし、区市町村が指定するものです。

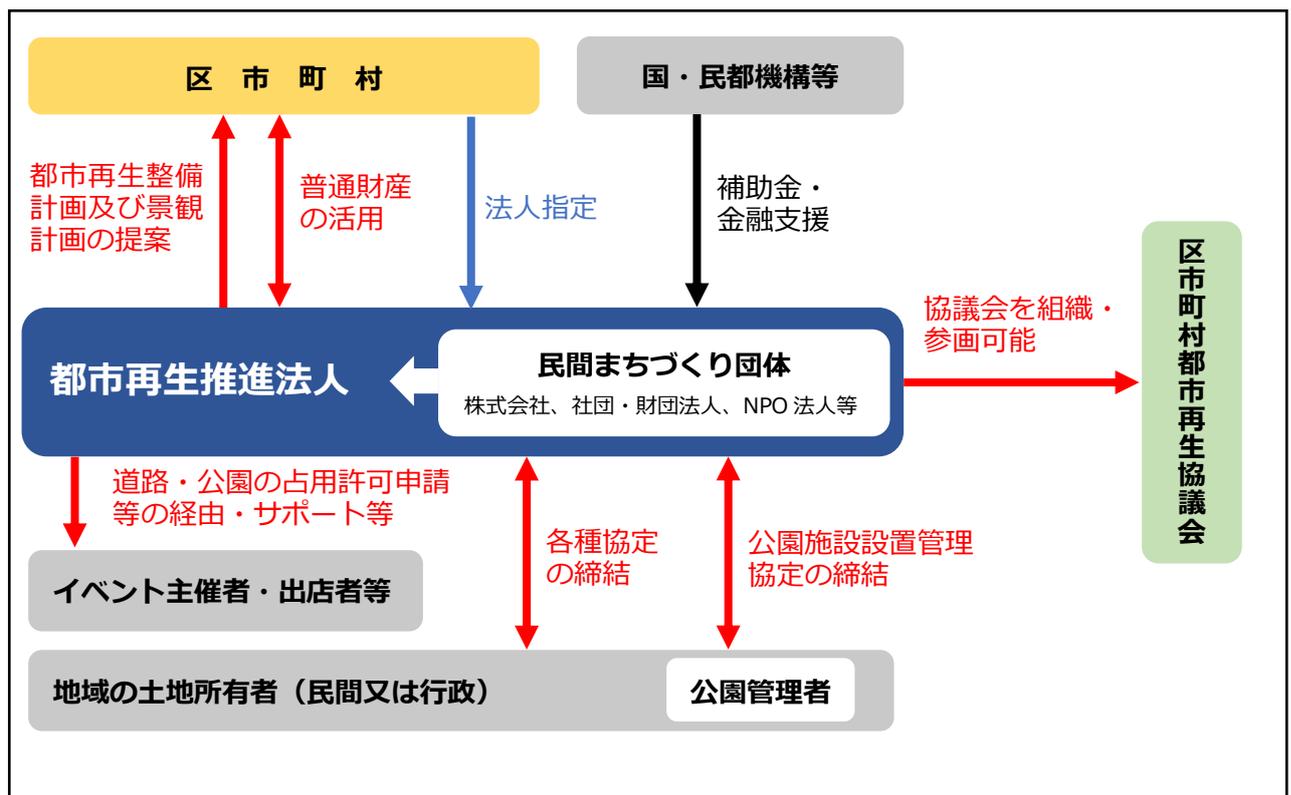
まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制・人材等が整っている優良なまちづくり団体に公的な位置づけを与え、あわせて支援措置を講ずることにより、その積極的な活用を図る制度です。

区市町村や民間ディベロップメント等では十分に果たすことのできない、「まちのエリアマネジメント（公共空間の整備・管理、情報発信、イベントの実施等）を展開することが期待されています。

都市再生推進法人は、都市再生整備計画や景観計画の提案、公園施設設置管理協定など各種協定の締結、国などによる金融支援の受け入れ等ができます。

※詳しくは、官民連携まちづくりポータルサイトをご確認ください。

(URL: <http://www.mlit.go.jp/toshi/system/#toshisaiseihojin>)



要件

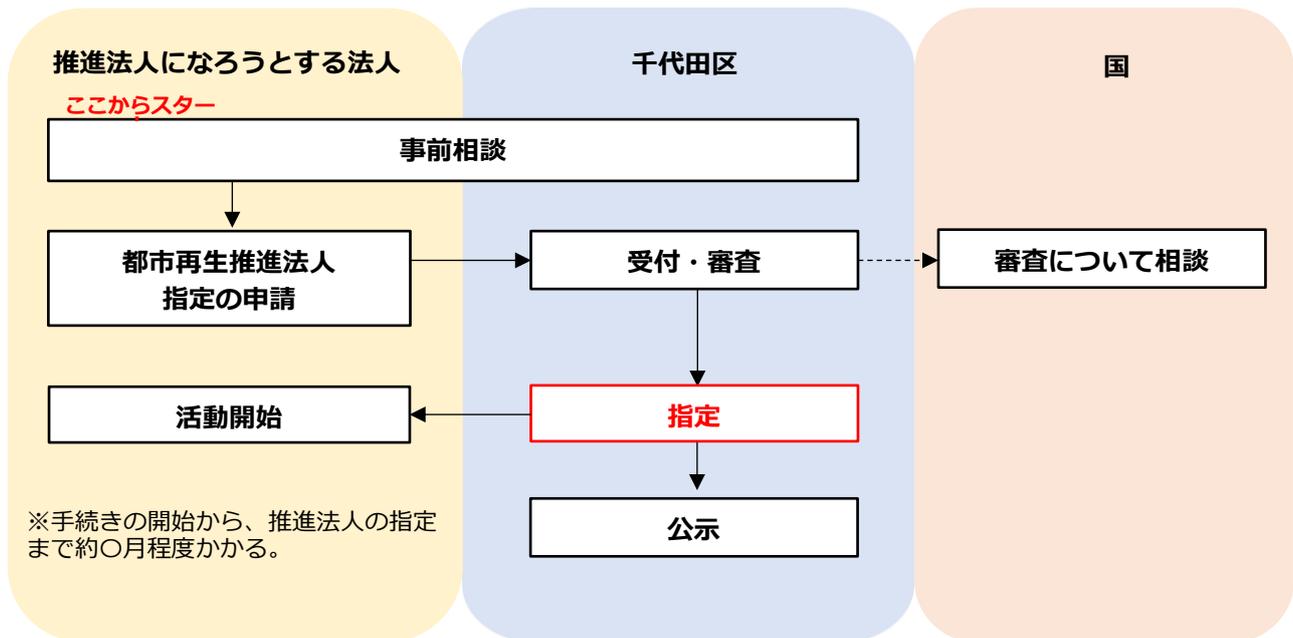
都市再生推進法人になることができるのは、一般社団法人（公益社団法人を含む）、一般財団法人（公益財団法人を含む）、特定非営利活動法人（NPO法人）とまちづくり会社です。なお、都市再生特別措置法に基づき、かつ、千代田区の審査基準に基づいて指定を受ける必要があります。

都市再生推進法人の業務（法第 119 条）

都市再生推進法人は、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域や、立地適正化計画の区域において、以下の業務（一部の業務でも可能）を行います。

	事業・活動内容
①	都市開発事業、跡地等の管理に関する事業、低未利用土地の利用又は管理に関する事業を行う民間事業者に対する専門家派遣、情報提供、相談等の援助
②	都市開発事業、跡地等の管理に関する事業を行う NPO 法人等に対する助成
③	都市開発事業、跡地等の管理に関する事業の実施や公共施設、駐車場、駐輪場の整備
④	事業用地の取得、管理、譲渡
⑤	公共施設、駐車場、駐輪場の管理
⑥	公園施設設置管理協定に基づく滞在快適性向上公園施設の整備及び管理
⑦	都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設の一体的な整備及び管理
⑧	低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備及び管理
⑨	跡地等管理協定に基づく跡地等の管理等
⑩	滞在快適性向上施設等の整備及び管理、滞在者の滞在及び交流の促進を図る広報又は行事の実施
⑪	道路、公園の占用や道路の使用の許可に係る申請の経由事務
⑫	公園施設設置管理協定に基づく滞在快適性等向上公園施設（カフェ・売店等）の設置・管理等
⑬	跡地等管理等協定に基づく跡地等の管理等
⑭	都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供
⑮	まちなかウォークアブル区域における道路・都市公園の占用許可等の申請手続の経由事務及びサポート
⑯	都市の再生に関する調査研究
⑰	都市の再生に関する普及啓発
⑱	その他の都市の再生に必要な業務

制度活用の手続き



必要書類

- 定款
- 登記事項証明書
- 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- 組織図及び事務分担を記載した書面
- 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- これまでのまちづくり活動の実績を記載した書面（会報、パンフレット、議事録等でも可）
- 都市再生特別措置法第 119 条に規定する業務（の一部）に関する計画書
 - ※必要に応じて図面を添付
 - ※関係する行政機関や民間団体等と既に連携・調整を図っていれば、その状況を記載

問合せ

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

4 地域の活動を取組む仲間や団体を作るための制度等

まちづくり会社

概要

まちづくり会社は、一般的に「良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社等」をいいます。一般的には、株式会社、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO）などの法人格で作られます。

まちづくり会社には期待される5つの性格があります。「ディベロッパー」「マネジメント」「公益性」「企業性」「地域密着性」の5つです。

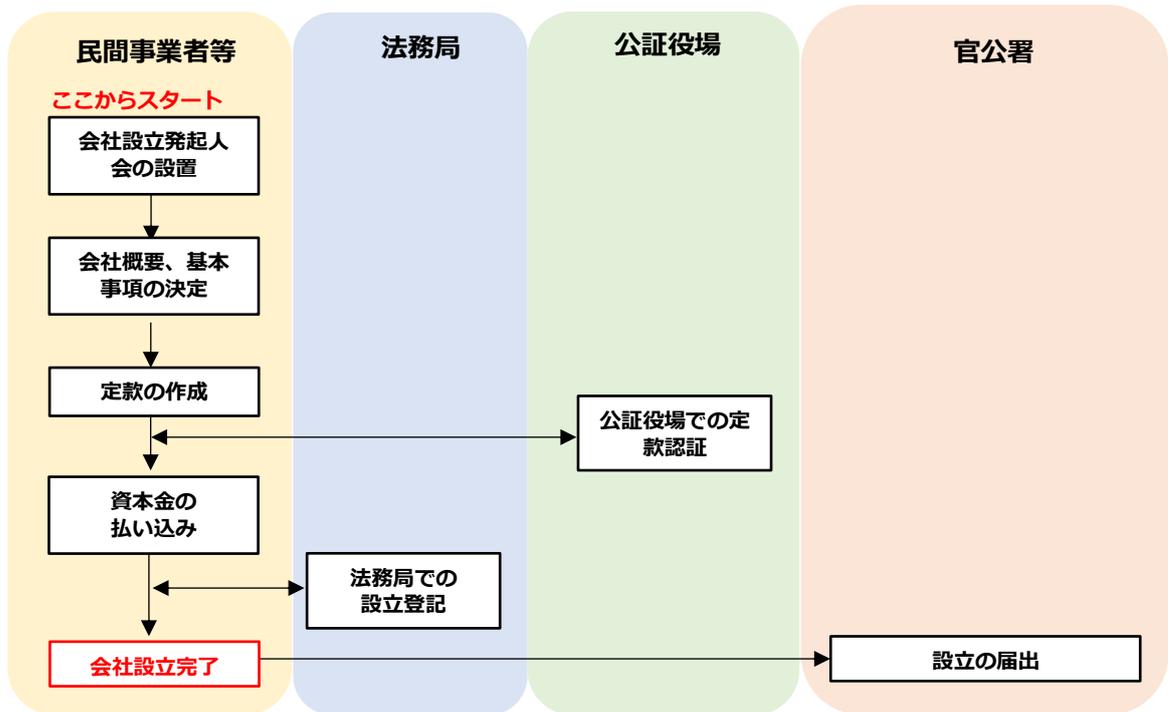
まちづくり会社と都市再生推進法人は似ていますが、都市再生推進法人が区市町村の指定を受ける必要があるのに対し、まちづくり会社はまちづくりの推進を図ることを目的とした公益性が高い会社です。区市町村へ業務報告の必要はなく監督もされませんが、官民一体となったまちづくりにおける発言力は弱まります。道路や公園のような官の公共施設と一体となったまちづくりを行なうために、都市再生推進法人の指定を受けるまちづくり会社もあります。

事業内容

	事業・活動内容
①	施設整備事業
②	公共公益施設の活用・管理運営事業
③	民間施設の管理運営事業
④	地域交通サービス関連事業
⑤	店舗運営事業
⑥	イベント企画・運営事業
⑦	情報発信・提供・広告事業
⑧	人材育成・中間支援事業
⑨	地域まちづくり・まちづくり関連事業

また、まちづくり会社を設立することにより、国の金融支援を受けることができます。

制度活用の手続き



問合せ

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

4 地域の活動を取組む仲間や団体を作るための制度等

まちづくり団体の登録制度(東京のしゃれた街並みづくり推進条例)

概要

「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」における「まちづくり団体の登録制度」は、地域の特性を生かし魅力を高めるまちづくり活動を主体的に行う団体を登録し、その活動を促進することによって、民間の力を生かしながら、東京の魅力の向上に資することを目的とした制度です。

「まちづくり団体」として登録されることにより、公開空地等を使用したコンサートなど有料の公益的イベントが年間180日まで開催可能となり、無料の公益的イベントは活用日数の制限なしで実施できます。

※詳しくは、東京都のホームページをご確認ください。

(URL: https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/fop_town/syare03.htm)

要件等

地域まちづくり活動として、本条例では「街並み景観づくり活動」及び「公開空地等の活用により地域のにぎわい向上を図る活動」の2つの活動を定めています。

「街並み景観づくり活動」を行なう団体は、「街並み景観準備協議会」が登録対象となり、登録されると「街並み景観協議会」へと呼称が変わります。

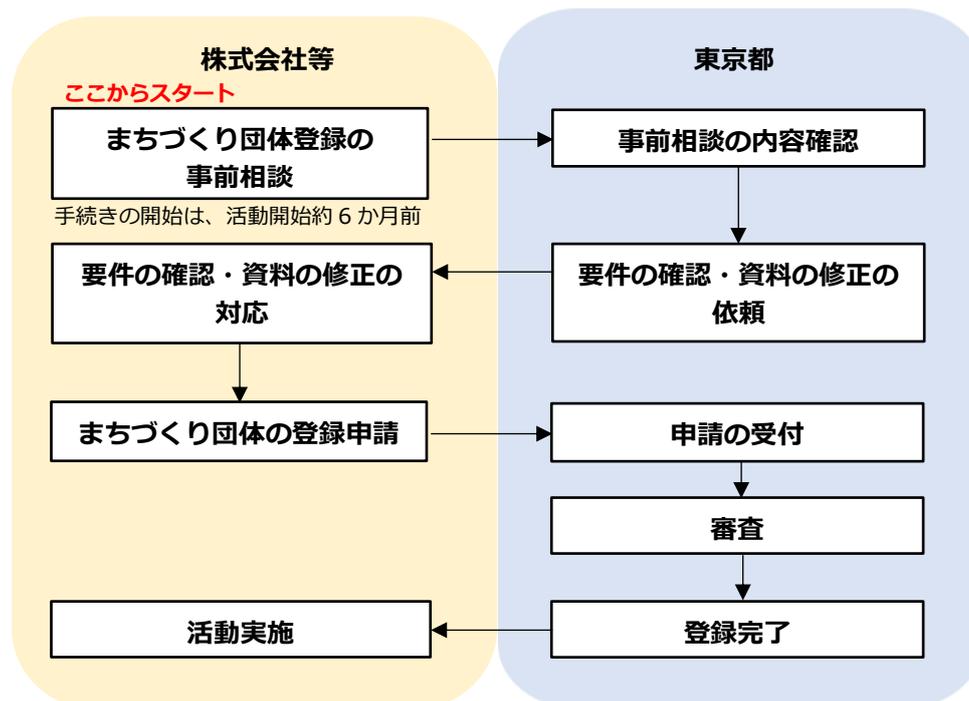
「公開空地等における地域のにぎわいを向上させる活動」を実施するため、下記の要件を満たす必要があります

項目	要件
区域面積	次の地区で、区域面積が1 ha 以上あること。(都市再生特別地区を除く) a 特定街区※ d の地区を除く。 b 再開発等促進区を定める地区計画 c 総合設計制度 d 都市再生特別地区 e 高度利用地区
活用できる公開空地の面積	活用できる公開空地等の面積がおおむね 1,500 m ² 以上 (都市再生特別地区を除く)
法人格	特定非営利活動法人・一般社団法人・一般財団法人・株式会社などの法人格を備えた団体であること

留意事項等

- 団体が実施しようとしている活動が、地域まちづくり活動に該当すると認められること、その他地域まちづくり活動の内容に応じて規則で定める要件に該当することが前提となります。
- 原則、東京都によって決定された案件が対象となります。それ以外のものはお問い合わせください。
- 登録有効期間は3年となりますが、更新することが可能です。

制度活用の手続き



必要書類

- まちづくり団体登録申請書 他 ※事前に下記にお問い合わせください。

問合せ

【「公開空地等における地域のにぎわいを向上させる活動」に関すること】

東京都都市整備局 都市づくり政策部 土地利用計画課 基本計画担当

☎ 03-5388-3261 ✉ S0000175@section.metro.tokyo.jp

【「街並み景観づくり活動」に関すること】

東京都都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 街並み景観担当

☎ 03-5388-3265 ✉ S0000169@section.metro.tokyo.jp

4 地域の活動を取組む仲間や団体を作るための制度等

市町村都市再生協議会の組織

概要

「市町村都市再生協議会」は、都市再生整備計画の作成や実施に必要な協議を行うため、区市町村毎に設置することができる法定協議会です。

多様な関係者との協議を経て計画等を作成することにより、実効性を持った計画の作成が期待されています。

※詳しくは、官民連携まちづくりポータルサイトをご確認ください。

(URL: <http://www.mlit.go.jp/toshi/system/#toshisaiseikyogikai>)

構成

【構成のうち、組織することができる者】

- ・ 区市町村
- ・ 都市再生推進法人、防災街区整備推進機構、中心市街地整備推進機構、景観整備機構、歴史的風致維持向上支援法人
- ・ 上記に準ずる NPO 法人等

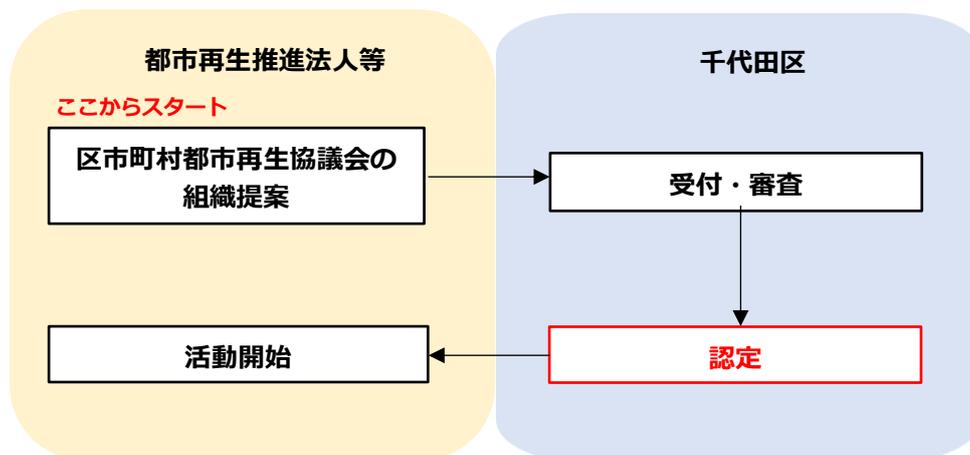
【構成に加えることができる者】

- ・ 関係都道府県、UR、地方住宅供給公社、民間都市開発推進機構といった公的主体
- ・ 都市再生整備計画の区域内において公共公益施設を整備・管理し、又は都市開発事業を施行する民間事業者、誘導施設等の整備に関する事業を実施する民間事業者
- ・ まちづくり団体や商工会、福祉・医療関係者、公共交通事業者等のまちづくりの推進を図る活動を行う者

【協議会が協力を要請することができる者】

- ・ 関係行政機関(都道府県や隣接区市町村等)
- ・ その他必要な者 等

制度活用の手続き



問合せ

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

4 地域の活動を取組む仲間や団体を作るための制度等

地域防犯パトロール団体活動助成

概要

千代田区内で新たに自主的な防犯パトロールを行う団体を結成した場合において、その活動に必要な資器材の給付が受けられます。

- 助成金額：15万円（税込み／1団体1回限り）

※詳しくは、区のホームページをご確認ください。

（URL: <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/bohan/yobo/yogu.html>）

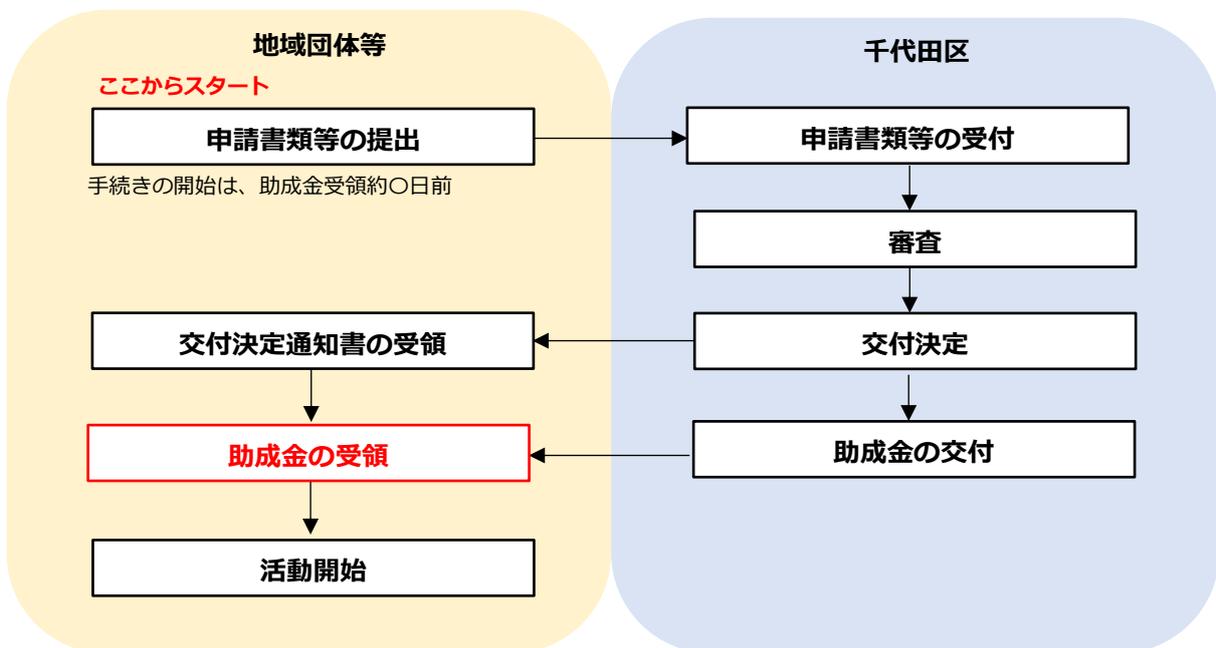
団体要件

- ・ 町会及び地域関係者等によって、新たに、自主的に決裁された団体であること
- ・ 継続的に、地域の防犯パトロールを行うことができること

給付の内容等

ジャンパー、Tシャツ、防止、手袋等の資器材を現物で支給
※1団体1回限り、15万円以内（税込み）

制度活用の手続き



必要書類

- 地域防犯活動実施届出書
- 地域防犯活動資器材給付申請書

問合せ

千代田区 地域振興部 安全生活課 安全生活係

☎ 03-5211-4251 ☒ anzenseikatsu@city.chiyoda.lg.jp

5 地域のルール・価値をつくるための制度

都市再生整備計画の提案制度

概要

都市再生整備計画事業の提案制度は、都市再生整備計画の作成や変更について、千代田区に提案する制度です。

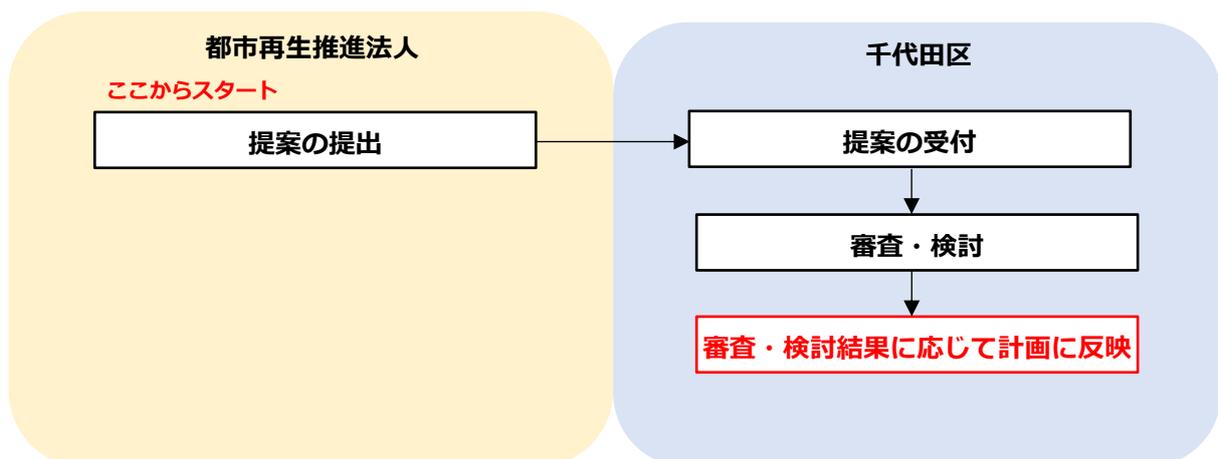
都市再生推進法人が行おうとしている事業を都市再生推進法人の発意により提案し、千代田区がその必要性を判断します。

- 対象団体：都市再生推進法人

要件等

- 都市再生整備計画を提案しようとする都市再生推進法人
- 一体型ウォークアブル事業の実施主体または実施しようとするもの

制度活用の手続き



問合せ

千代田区 環境まちづくり部 地域まちづくり課

☎ 03-5211-3617・3619 ✉ chiiki-machi@city.chiyoda.lg.jp

【都市再生整備計画について】

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

都市計画の決定等の提案

概要

都市計画提案制度は、土地所有者や法人等が一定の条件を満たしたうえで、まちづくりの取組や考えを東京都や千代田区に提案できる制度です。

東京都が定める都市計画については、都へ提案します。千代田区が定める都市計画については、千代田区へ提案していただきます。

要件等

➤ 提案できる都市計画

提案できる都市計画	提案できない都市計画の例
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）並びに都市再開発方針等（※）に関するものを除く都市計画	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 「区市町村都市計画マスタープラン」 「都市再開発方針等」 「住宅市街地の開発整備の方針」 「拠点業務市街地の開発整備の方針等」 「防災街区整備方針」

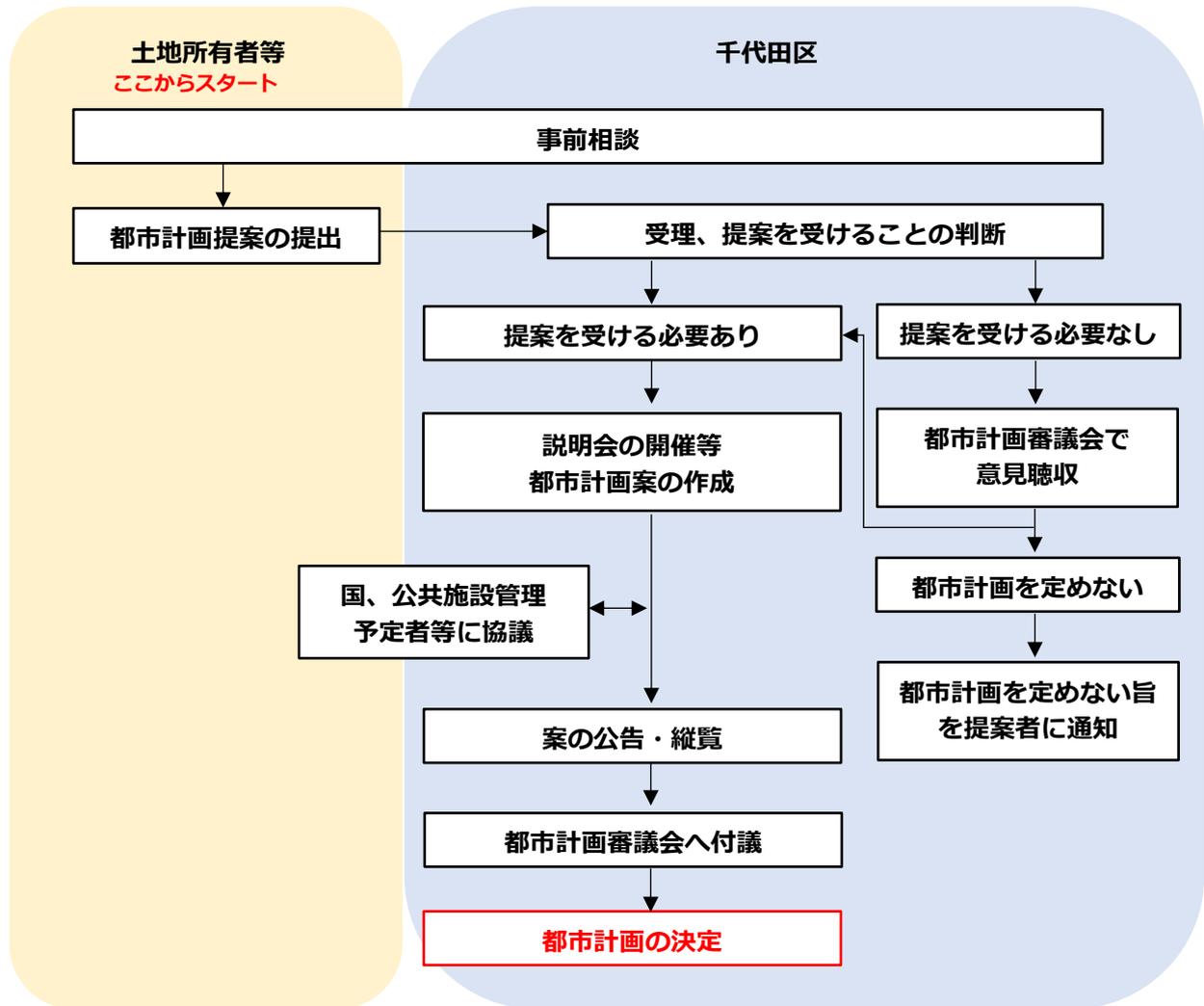
➤ 提案できる方：

- 提案しようとする区域内の土地所有者や借地権者等
- まちづくりNPO法人、一般社団法人又は一般財団法人その他の営利を目的としない法人等
- 独立行政法人都市再生機構、住宅供給公社又はまちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体

➤ 提案に必要な条件：

- 0.5ha以上の一体的な区域であること
- 都市計画に関する法令上の基準に適合していること
- 提案区域内の土地の所有者等の3分の2以上の同意（人数及び面積）があること

制度活用の手続き



必要書類

- 提案者の氏名及び住所を記載した都市計画提案書
- 都市計画の素案
- 土地所有者等の同意を得たことを証する書類
- 都市計画提案ができる者であることを証する書類

問合せ

【東京都】

東京都都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課

☎ 03-5388-3336 ✉ S000163@section.metro.tokyo.jp

【千代田区】

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 都市計画係

☎ 03-5211-3610 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

都市再生（整備）歩行者経路協定

概要

複数の土地所有者・借地権者が存在する区域に、歩行者デッキ、地下通路などの歩行者通路を整備・管理する際に、土地所有者等全員の合意のもとで定める協定です。

※都市再生整備計画は、都市再生推進法人が提案することもできます。

※令和5年1月1日現在、千代田区内で都市再生整備計画が策定された地域はありません。

- 対象地域：都市再生歩行者経路協定の場合、都市再生緊急整備地域のみ
都市再生整備歩行者経路協定の場合、都市再生整備計画の区域のみ
- 対象団体：土地の所有者・借地権者（土地の所有者が単独でも定められる）
協定区域内の全員の合意が必要になります。
- 都市再生整備計画に記載する必要

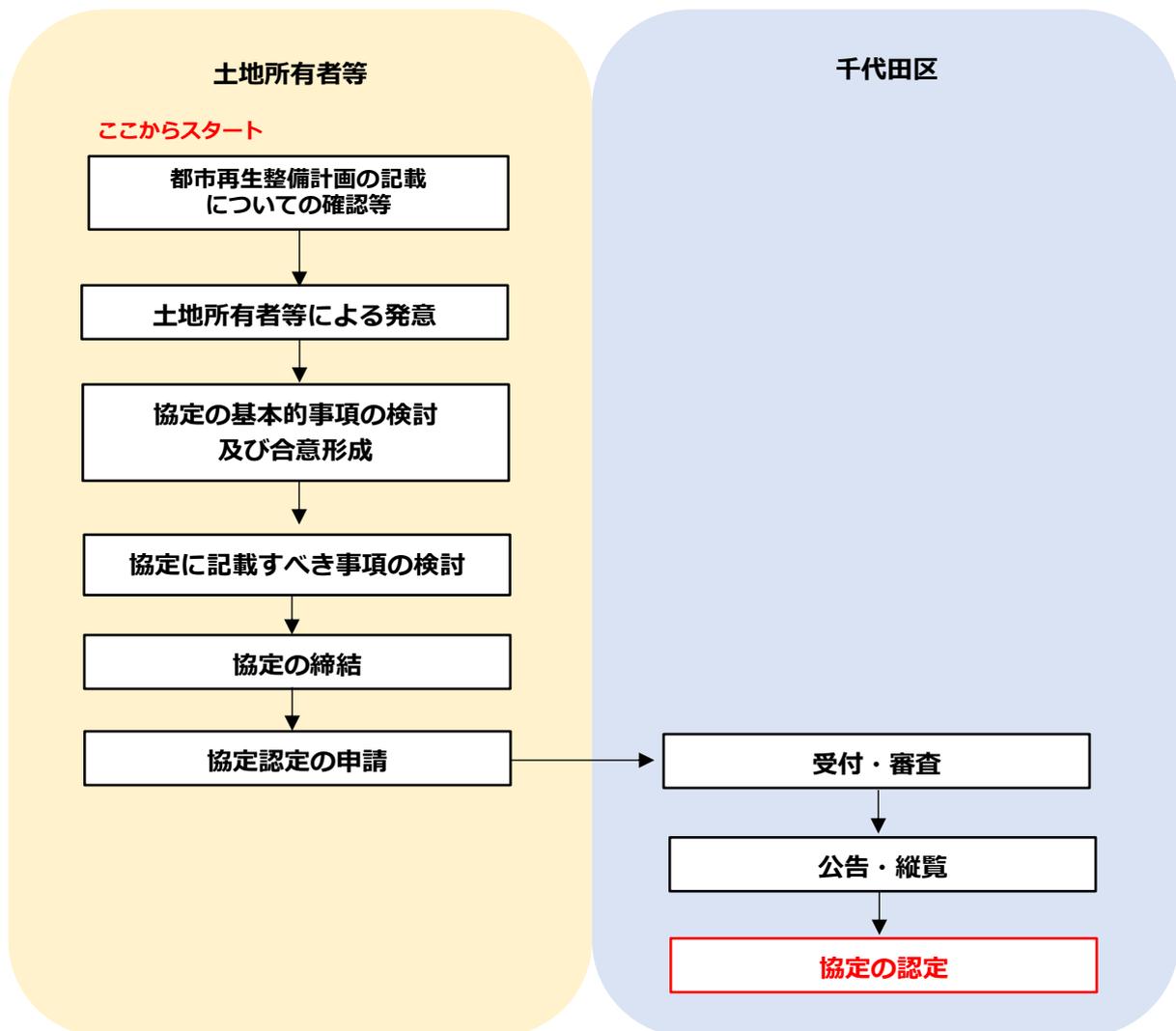
※詳しくは、官民連携まちづくりポータルサイトをご確認ください。

（URL: <https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#hokosha>）

要件等

	要件
対象地域	○都市再生歩行者経路協定の場合、都市再生緊急整備地域のみ ○都市再生整備歩行者経路協定の場合、都市再生整備計画の区域のみ
対象団体 （協定の締結者）	○土地の所有者・借地権者（土地の所有者たる地方公共団体も含む） ○協定区域内の全員の合意が必要になります
対象施設	歩行者の移動上の利便性・安全性の向上のための経路 （歩行者デッキ、地下通路、歩行者専用通路など）
協定の内容	○協定区域、歩行者経路（以下の「経路」という）の位置 ○経路の幅員、路面構造に関する基準、経路を構成する施設など、経路の整備又は管理に関する下記事項のうち必要なもの ○協定の有効期間 ○協定に違反した場合の措置 等

制度活用の手続き



問合せ

【都市再生整備計画について】

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

5 地域のルール・価値をつくるための制度

低未利用土地利用促進協定

概要

まちなかの空き地、空き家の有効活用を支援する制度です。低未利用土地の所有者等に代わって、区市町村又は都市再生推進法人等が低未利用土地において緑地、広場、集会場等の居住者等の利用に供する施設の整備及び管理を行うことができます。

※都市再生整備計画は、都市再生推進法人が提案することもできます。

※令和5年1月1日現在、千代田区内で都市再生整備計画が策定された地域はありません。

- 対象地域：都市再生整備計画の区域
- 対象団体：千代田区、または都市再生推進法人等
区域内の低未利用土地の所有者等

※詳しくは、官民連携まちづくりポータルサイトをご確認ください。

(URL: <https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#teimiri>)

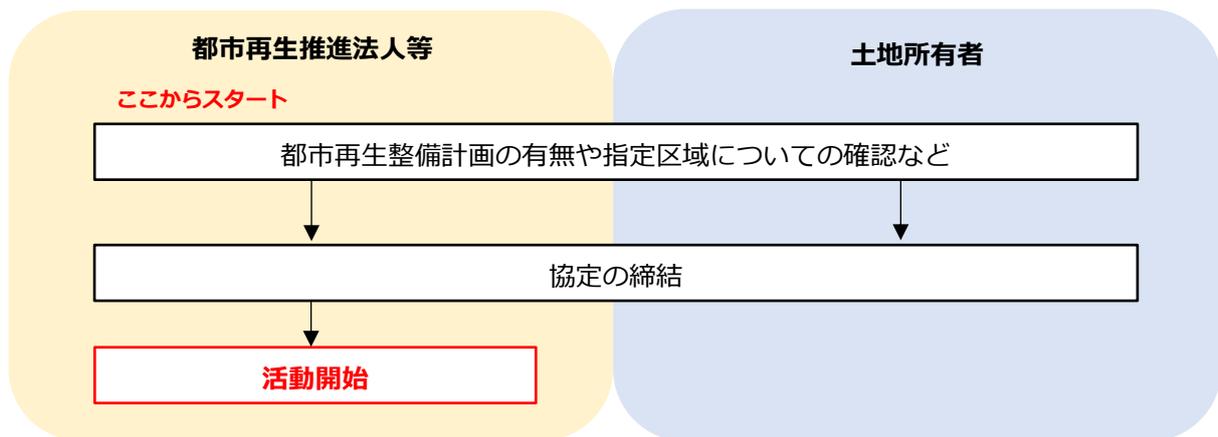
要件等

要件	
対象地域	都市再生整備計画の区域のみ
対象団体 (協定の締結者)	○低未利用土地の所有者等 ○千代田区、または都市再生推進法人等
対象施設	○交通施設等（道路、通路、駐車場、駐輪場等） ○公園系施設等（公園、緑地、広場等） ○水系施設等（噴水、水流、池等） ○公共施設等（教育文化施設、医療施設、福祉施設等） ○賑わいを創出する施設等（集会場、宿泊施設、食事・購買施設等）
協定の内容	○協定の目的となる低未利用土地及び居住者等利用施設 ○清掃の頻度、実施主体、イベント等の活用方法など施設の整備及び管理の方法 ○協定の有効期間 ○協定に違反した場合の措置 等

留意事項等

- 協定区域内の全員の同意が必要になります。
- 都市再生推進法人等と土地所有者等が協定を締結しようとするときは、あらかじめ区市町村長の認可を受けなければなりません。区市町村長は、協定が認可基準に適合する場合には認可しなければなりません。

制度活用の手続き



問合せ

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室

☎ 03-5253-8407

【都市再生整備計画について】

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

5 地域のルール・価値をつくるための制度

官民連携まちなか再生推進事業

概要

官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援する制度です。

- 対象団体：○エリアプラットフォーム（千代田区とまちづくり団体・法人で構成し、学識者などの参画や支援を得て設ける協議組織をいう。）
○都市再生推進法人
○民間事業者、特定非営利活動法人 等
- 補助額：定額、または2分の1～3分の1

※詳しくは、官民連携まちづくりポータルサイトをご確認ください。

(URL: <https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#kanminsaisei>)

対象等

本制度の対象事業は下記のとおりです。

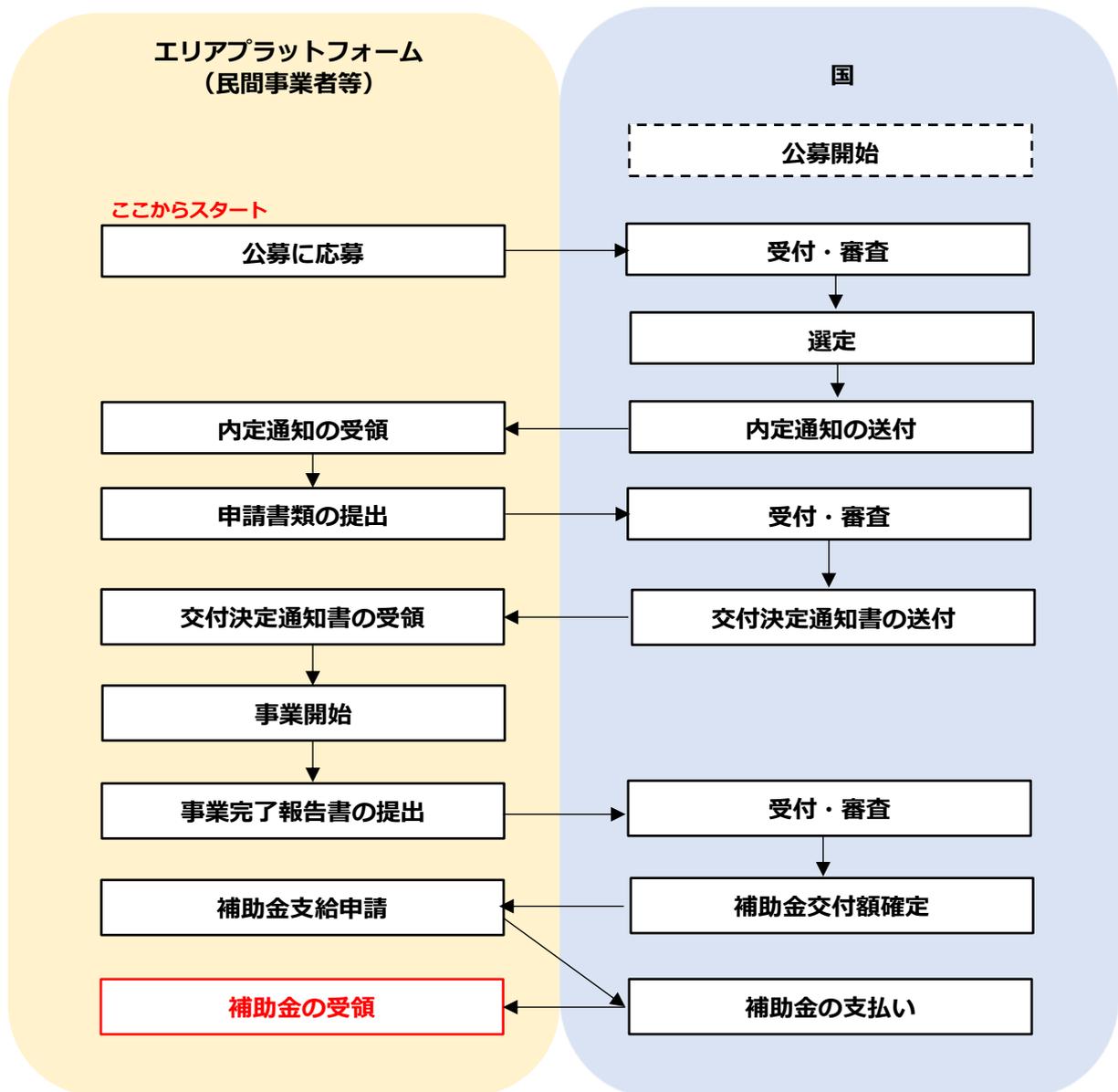
対象事業	対象団体	補助率
エリアプラットフォームの構築	エリアプラットフォーム ※「エリアプラットフォームの構築」及び「未来ビジョン等の策定」のうち新規で取り組む地域に限り、市区町村を対象とする。	定額
未来ビジョン等の策定		新規の場合、定額 改定の場合、2分の1
シティプロモーション・情報発信		2分の1
社会実験・データ活用		2分の1
地域交流創造施設整備		3分の1
国際交流創造施設整備		3分の1
国際競争力強化拠点形成		定額、2分の1
地方都市イノベーション拠点形成		定額、2分の1
普及啓発事業	都市再生推進法人 民間事業者等	定額

※対象事業の詳細等について、上記の「官民連携まちづくりポータルサイト」をご確認ください。

留意事項等

- 「まちなか再生事業計画」を関東地方整備局に提出する必要があります。
- 「まちなか再生事業計画」には、地域名及び対象地域の概要、事業名、事業概要、事業実施体制、事業期間などを記載する必要があります。

制度活用手続き



必要書類

- まちなか再生事業計画

問合せ

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

☎ 03-5253-8407

一体型滞在快適性等向上事業（一体型ウォークابل事業）

概要

一体型滞在快適性等向上事業（通称：一体型ウォークابل事業）は、まちなかウォークابل区域内の民間事業者（土地所有者等）が、区市町村が実施する事業（公共施設の整備又は管理に関する事業）に隣接又は近接する区域において、区市町村が実施する事業と一体的に交流・滞在空間を創出する事業です。

例えば、区市町村が街路を拡幅して広場化する事業に併せて、街路沿いの民地を土地所有者等がオープンスペース（民間空地）化すること等を想定しています。

※都市再生整備計画は、都市再生推進法人や一体型ウォークابل事業の実施主体又は実施しようとする者も計画の作成又は変更を提案することができます。

※令和5年1月1日現在、千代田区内で都市再生整備計画が策定された地域はありません。

※一体型ウォークابل事業に関する詳細については、官民連携まちづくりポータルサイトから、「一体型滞在快適性等向上事業に基づく税制特例の活用に関するガイドライン 第1章 一体型滞在快適性等向上事業について」をご確認ください。

(URL: <https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#kaitekisei>)

要件等

要件	
対象地域	ウォークابل区域において、千代田区が実施する滞在の快適性等の向上に資する公共施設の整備又は管理に関する事業（区市町村実施事業）の実施区域に隣接又は近接する区域
対象団体	○一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者 ○建築物の所有者（当該建築物に関する賃借権その他使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む）
事業の内容	○千代田区実施事業と一体的に実施される、滞在快適性等向上施設の整備又は管理に関する事業 例）オープンスペースの整備・提供 ○上記の事業と一体となって、その効果を高めるために必要な事務又は事業 例）オープンスペースを活用したイベントの実施

※滞在快適性等向上施設、または滞在快適性等向上施設の整備又は管理に関する事業の詳細等については、「国土交通省のホームページ」をご確認ください。

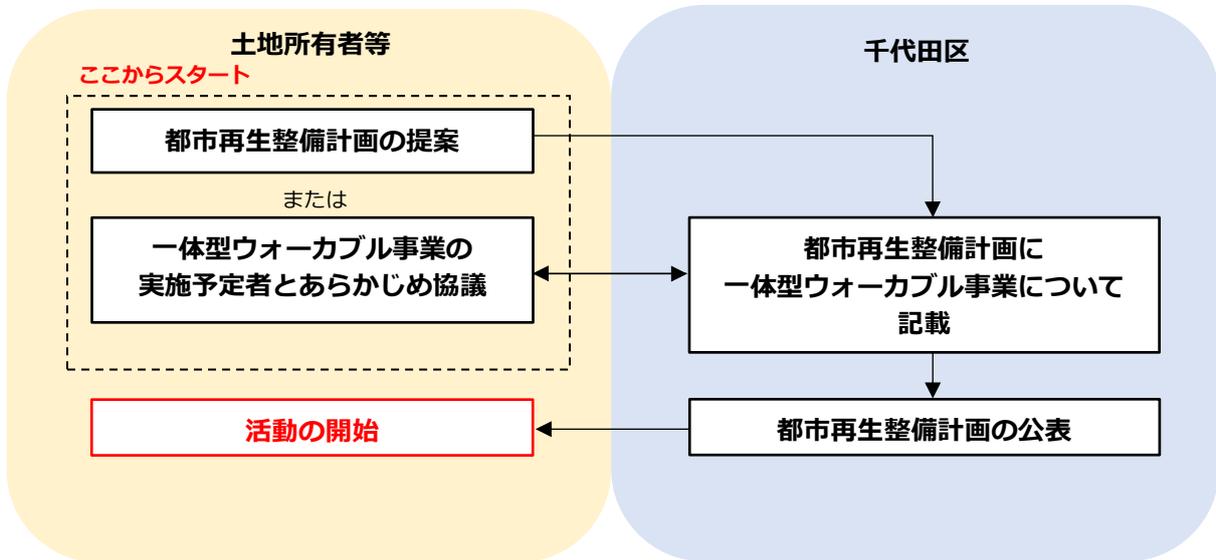
(右の二次元コードからアクセス可)



留意事項等

- 都市再生整備計画に一体型ウォークアブル事業について記載しようとする場合は、事業の実施予定者とあらかじめ十分な協議・調整をした上で、同意を得る必要があります。

制度活用の手続き



問合せ

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

☎ 03-5253-8111 (代表)

【都市再生整備計画について】

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

地区計画制度

概要

地区計画制度は、地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を形成するため、地区にお住まいの方から、地区施設の配置・規模や、建築・都市利用に関するルールを定めることができる制度です。

都市計画提案制度により、土地所有者や法人等が一定規模以上の一団の土地について、土地所有者の3分の2以上の同意等、一定の条件を満たした場合に地区計画の提案をすることもできます。

また、千代田区では、41地区で地区計画が導入されています。(令和4年10月現在)
※詳しくは、区のホームページをご確認ください。

(URL: <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/toshi/chikukekaku/index.html>)

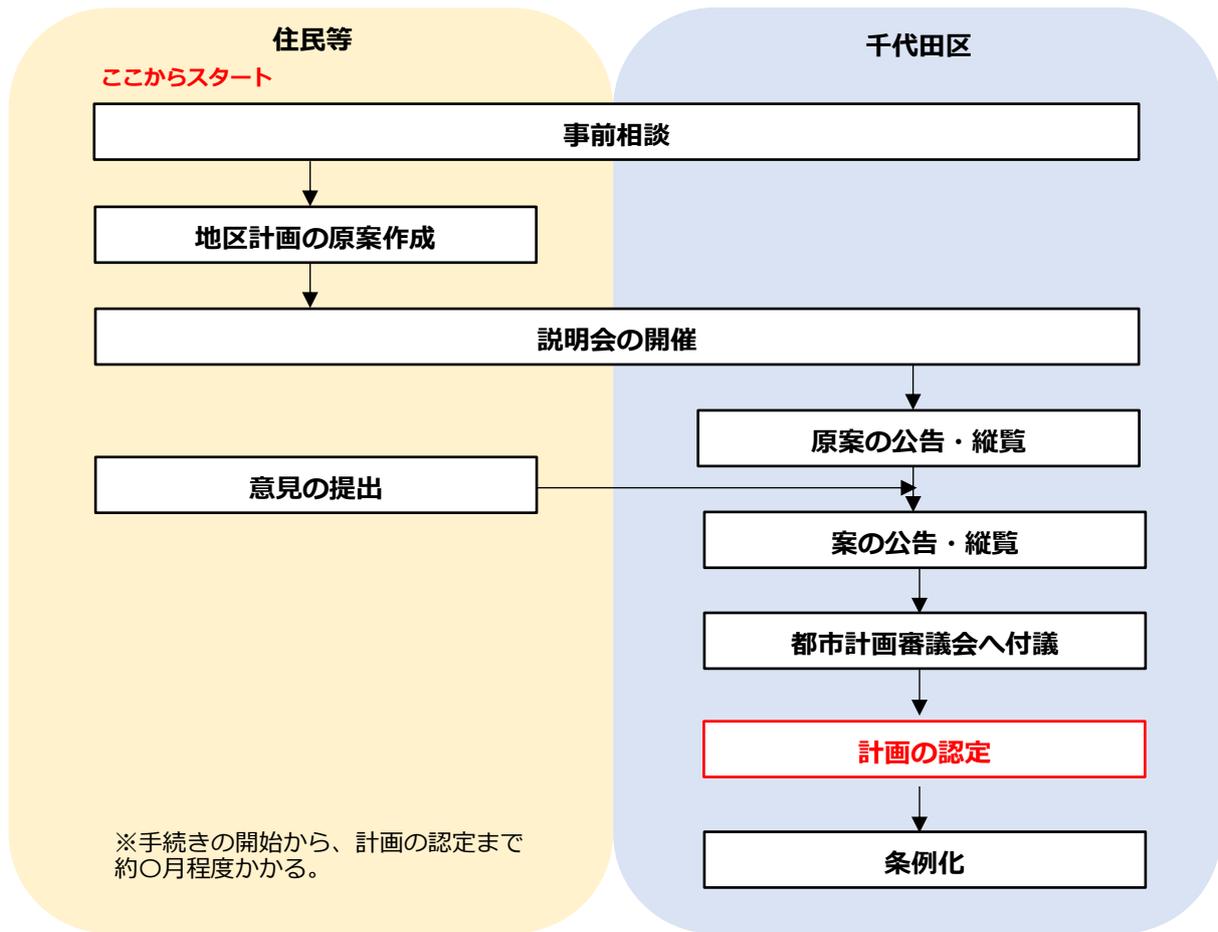
地区計画の構成と千代田区における地区計画の種類

地区計画は、地区のまちづくりの目標や方針を定める「地区計画の方針」と、地区施設の配置・規模や、建築・土地利用に関するルールを定める「地区整備計画」で構成されています。

- 地区計画の方針：
地区を将来どのようなまちにしていくか、地区計画の目標や区域の整備・開発及び保全の方針を示します。
- 地区整備計画：
「地区計画の方針」を具体的なまちづくりとして実現するため、地区の特性に合わせて、建物や土地利用等に関する必要なルール（建物の用途、形態、沿道の緑化等）を選んで決めることができます。

また、千代田区では、一般型地区計画、千代田区型地区計画と再開発等促進区を定める地区計画3種類の地区計画があります。

制度活用の手続き



問合せ

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 都市計画係

☎ 03-5211-3610 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

5 地域のルール・価値をつくるための制度

建築協定制度

概要

建築基準法に基づき、住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進することなどを目的として、土地所有者等同士が建築物に関する基準を定める協定です。

- 対象地域：千代田区が条例で定める区域内のみ（千代田区建築協定条例第2条）

対象

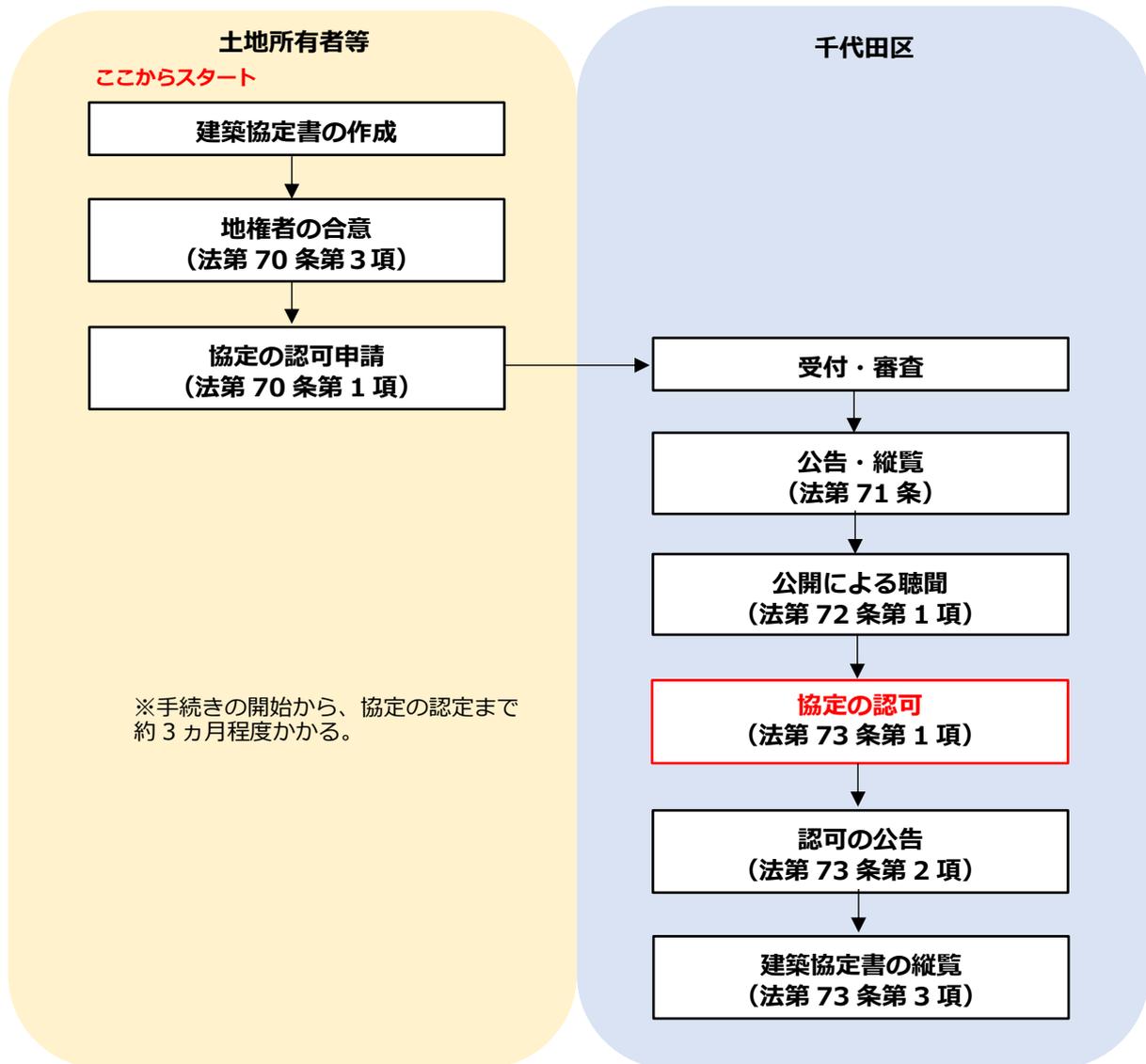
本制度を活用するには、下記の要件を満たす必要があります。

要件	
対象地域	千代田区が条例で定める区域内のみ
協定の内容	建築協定として締結できる内容は、その区域内における建築物の「敷地」「位置」「構造」「用途」「形態」「意匠」「建築設備」に関する基準のほか、協定の目的となっている土地の区域、協定の有効期間、協定違反があった場合の措置のみ
協定の締結	建築協定を締結するためには、原則として、区域内の土地所有者、借地権者の全員合意（借地については、借地人のみの合意）に基づき、特定行政庁の認可を受けることが必要
締結後の運営	建築協定を締結後の運営についても、住民の主体的・自発的な取り組みが必要 例）建築協定運営委員会の設立 等

留意事項等

- 現在、区内の建築協定は0件です。昭和56年に締結した内幸町一丁目の建築協定が令和3年に廃止になりました。
- 事例が少ないことと、申請から認可までに踏まなくてはならない手続きが多いため、事前協議の段階からスケジュールに余裕を持って相談してください。

制度活用の手続き



必要書類

- 建築協定申請書
- 建築協定書
- 図面
- 理由書
- 地権者全員の合意が確認できる資料（土地・建物の登記簿謄本、印鑑証明書等も含む）
- その他区長が必要とする資料

問合せ

国土交通省 住宅局 市街地建築課

☎ 03-5253-8111

千代田区 環境まちづくり部 建築指導課

☎ 03-5211-4308 ✉ kenchikushidou@city.chiyoda.lg.jp

5 地域のルール・価値をつくるための制度

都市利便増進協定

概要

都市再生整備計画区域内において、駐輪場・街灯・ベンチなど、住民や観光客等の利便を高め、まちのQOL、にぎわいや交流の創出に寄与する施設（都市利便増進施設）を、地域住民・まちづくり団体等の発意に基づき、一体的に整備・管理していくための協定制度です。

※都市再生整備計画は、都市再生推進法人が提案することもできます。

※令和5年1月1日現在、千代田区内で都市再生整備計画が策定された地域はありません。

- 対象地域：都市再生整備計画の区域
- 対象団体：○区域内の土地の所有者・借地権者、建築物の所有者
○都市再生推進法人
- 都市再生整備計画に記載する必要
- 千代田区長による認定が必要

※詳しくは、官民連携まちづくりポータルサイトをご確認ください。

(URL: <https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#riben>)

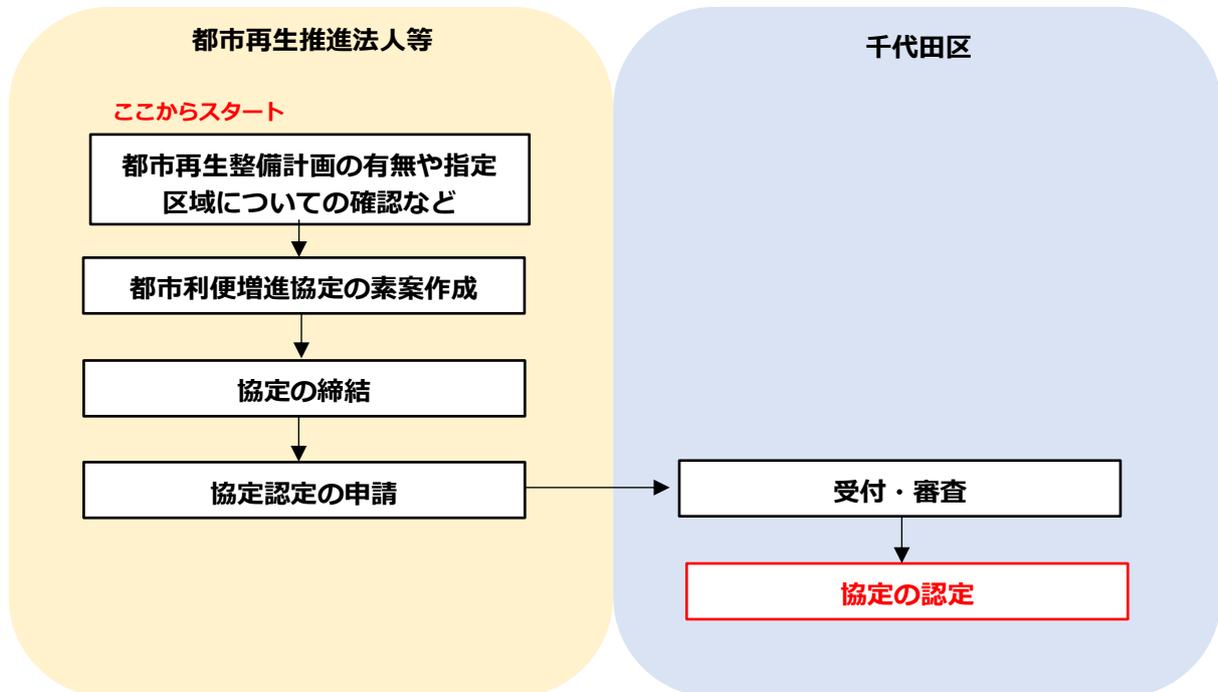
要件

要件	
対象地域	都市再生整備計画の区域のみ
対象団体 (協定の締結者)	○区域内の土地の所有者・借地権者、建築物の所有者 ○都市再生推進法人
対象施設	○交通施設等（道路、通路、駐車場、駐輪場等） ○公園系施設等（公園、緑地、広場等） ○水系施設等（噴水、水流、池等） ○賑わいを創出する施設等（集会場、宿泊施設、食事・購買施設等） ○賑わいを創出工作物・物件等（広告塔、看板、旗ざお等） ○道路附属物等（アーケード、ベンチ等） ○防災施設等（備蓄倉庫、耐震性貯水槽等） ○防犯工作物等（街灯、防犯カメラ等） ○環境対策施設・工作物等（太陽光を電気に変換するための設備等） ○まちなみ形成工作物・物件等（彫刻、花壇、樹木、並木等）
協定の内容	○協定の目的となる都市利便増進施設の種類及び位置 ○清掃の頻度、実施主体、イベント等の活用方法など施設の整備及び管理の方法 ○同施設の一体的な整備又は管理に要する費用の負担方法 ○協定の有効期間 等

留意事項等

- 都市利便増進協定には「承継効」がありません。土地所有者等の権利者が変わった場合には、新しい権利者と改めて協定を締結する必要があります。

制度活用の手続き



問合せ

【本制度、または都市再生整備計画について】

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

5 地域のルール・価値をつくるための制度

区道通称名設定の申請

概要

区道通称名は、千代田区道をより親しみやすい通り名で呼ぶことにより、地域に愛着を持ってもらうため、地域の各種団体からの申請を受け、区道に通称名をつける制度です。

令和5年1月現在、85箇所の区道に通称名を定めています。

要件等

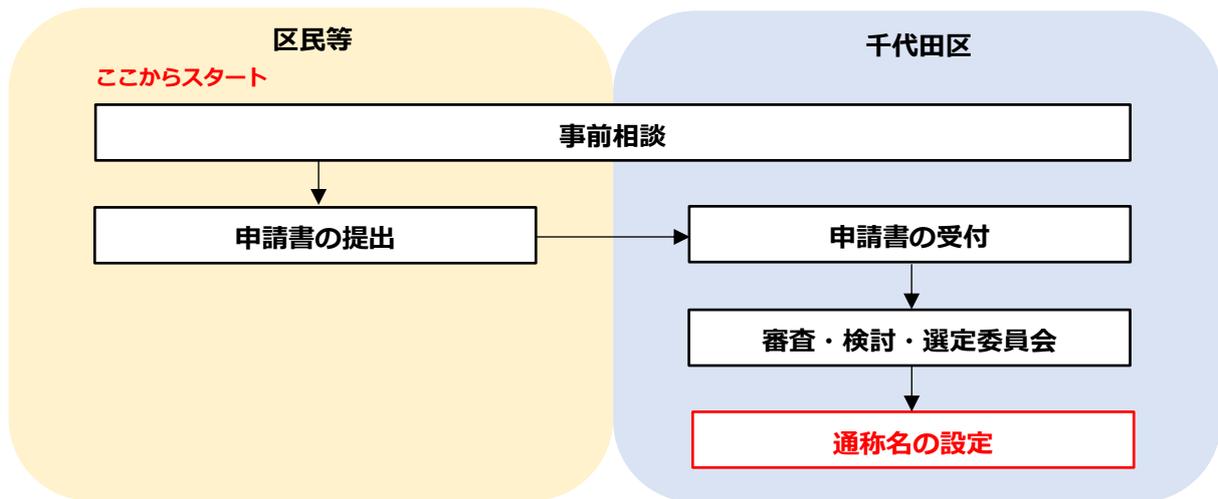
要件	
申請者	地域の各種団体（町会、商店会等）が調整を諮ったうえで、代表と認められるもの
選定基準	○現在、広く一般に慣用されている名称は尊重することとし、著しく支障があると思われる場合のほかは、同一名称を用いること。 ○文化財、著名な地域、坂、橋梁及び公共施設等の名称で、それが一般にわかりやすく、親しみ深いものは、できる限りそれにちなんだ名称をもちいること。 ○名称の型は、「○○通り」、「○○道」を原則とすること。 ○他に現存するものと混同する恐れのある名称は用いないこと。 ○現存する個人名、個人商店名などは、原則として用いないこと。 ○ローマ字で表示する場合のことを考慮して、長い名称は用いないこと。 ○発音しやすく、聞きやすい名称とすること。

※詳しくは、千代田区道通称名設定要綱をご確認ください。

留意事項等

- 通称名として設定された箇所には、道路上に通称名板を設置しますが、設置までに時間を要する場合があります。

制度活用の手続き



問合せ

千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 財産管理係

☎ 03-5211-4234 ✉ machizukurisoumu@city.chiyoda.lg.jp

5 地域のルール・価値をつくるための制度

都市安全確保促進事業の活用

概要

大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺地域等の滞在者の安全確保を図るため、都市再生緊急整備協議会等による都市再生安全確保計画等の作成や都市再生安全確保計画等に基づくソフト・ハード両面の取組を支援するものです。

- 対象地域：都市再生緊急整備地域における主要駅や中心駅周辺地域
- 対象団体：都市再生緊急整備協議会、帰宅困難者対策協議会、都市再生推進法人 等
- 補助率：3分の1～2分の1

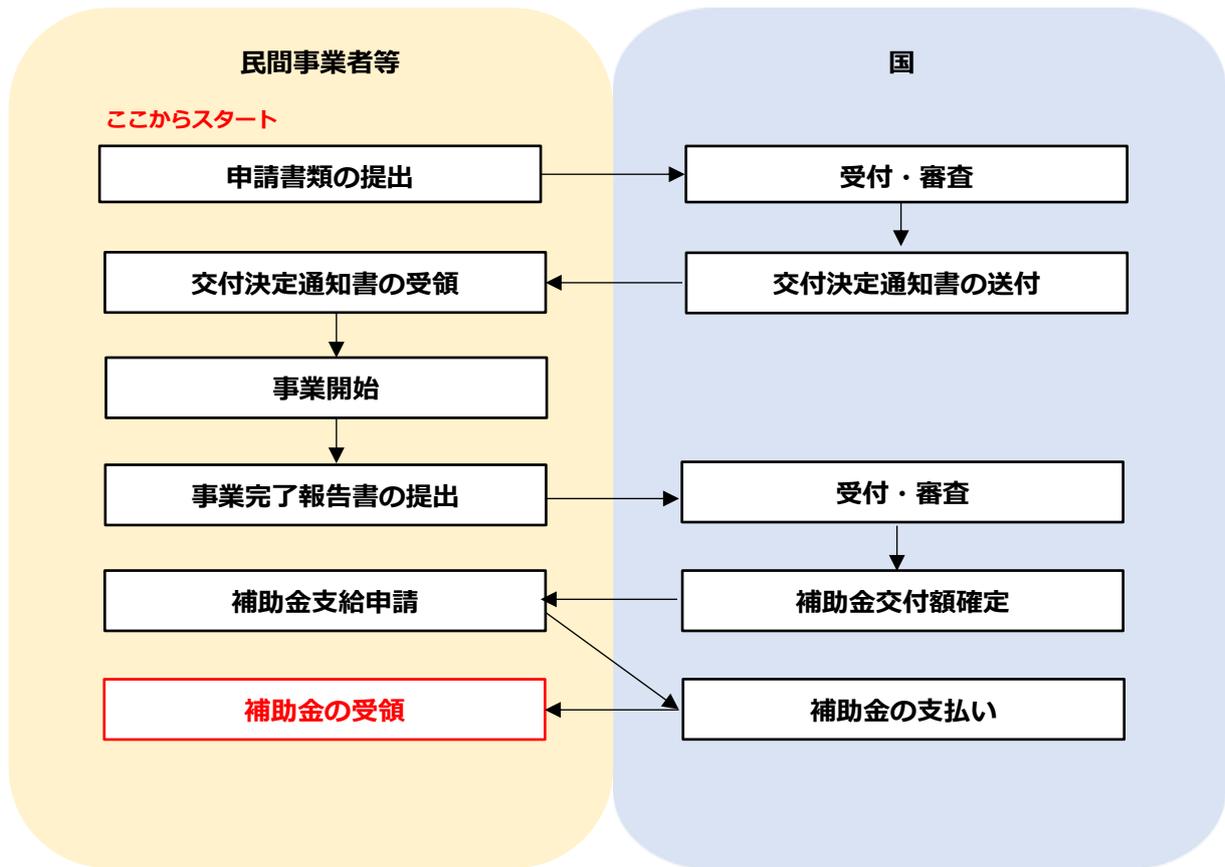
※詳しくは、国のホームページをご確認ください。

(URL: https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000049.html)

要件等

要件		
対象地域	都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺地域等	
対象団体	○都市再生緊急整備協議会 ○帰宅困難者対策協議会 ○都市再生推進法人 ○区市町村、都道府県	
対象内容	○都市再生安全確保計画・エリア防災計画の作成 ○上記の計画に基づくソフト対策 例) 避難訓練、退避方法や施設の確保等に関するルールの作成 等	補助率は2分の1
	○上記の計画に基づくハード対策 例) 防災備蓄倉庫、非常用発電機の整備 等	補助率は3分の1

制度活用の手続き



必要書類

- 都市安全確保促進事業費補助金交付申請書
※交付申請書の詳細等について、「国土交通省のホームページ」参照
(右の二次元コードからアクセス可)



問合せ

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室

☎ 03-5253-8407

5 地域のルール・価値をつくるための制度

市民緑地認定制度

概要

緑地やオープンスペースが不足している地域において、民有地を有効活用し、民間の力により地域住民の活動の場となる公的な機能を有する緑地空間（オープンスペース）を創出する制度です。

NPO 法人や企業等の民間主体が作成した設置管理計画を区長が認定することにより、企業や地域コミュニティ等の力を活用し、良好な緑地空間を創出することが期待されます。

なお、条件により、緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）が市民緑地設置管理計画に基づき設置する市民緑地の土地にかかる固定資産税・都市計画税が、2分の1に軽減されます。

※詳しくは、国のホームページをご確認ください。

(URL: https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000069.html)

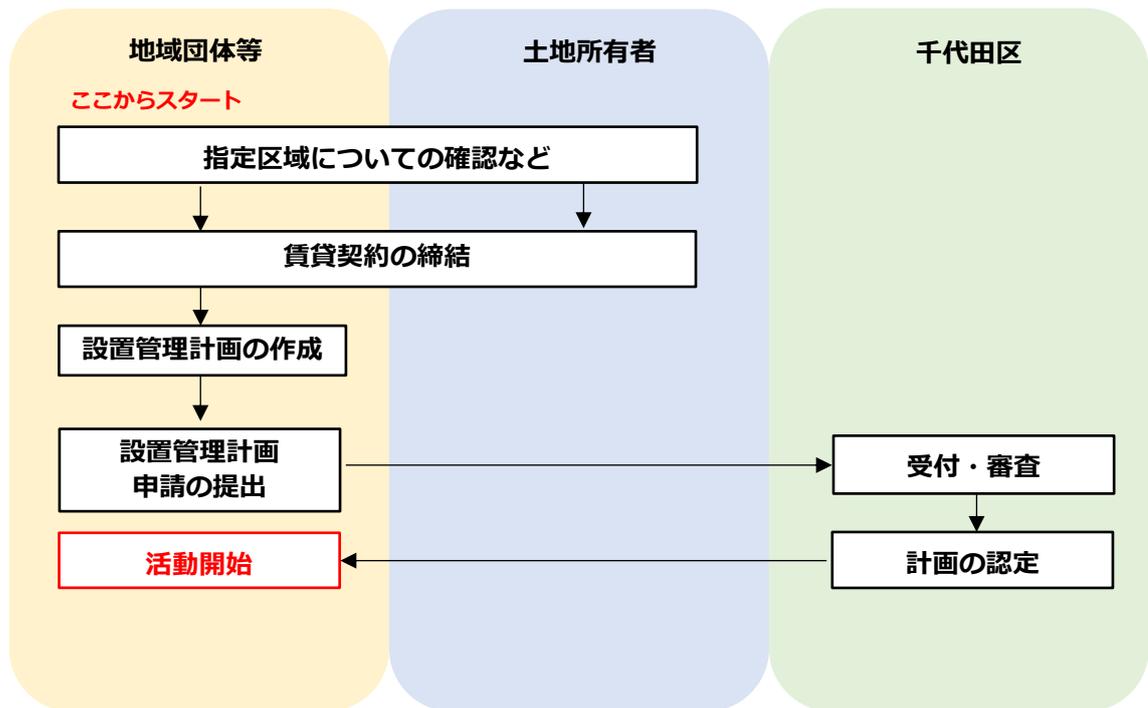
要件等

要件	
対象地域	「千代田区緑の基本計画」に定める緑化重点地区内
面積	300 平方メートル以上
緑化率	20%以上
事業者（設置管理主体）	自治会等の住民団体、NPO 法人、企業等の民間主体
管理期間	5 年以上

留意事項等

- 以下の条件を満たすことにより、認定市民緑地の土地に関する固定資産税・都市計画税の課税標準について軽減を受けることが可能です。
 - ・みどり法人が市民緑地設置管理計画に基づき設置する市民緑地の土地であること
 - ・土地所有者が無償で借り受けた土地又は自己所有の土地であること
 - ・対象土地が一定の用途に供する家屋以外の家屋の敷地の用に供されていないこと

制度活用の手続き



必要書類

- 千代田区市民緑地設置管理計画認定申請書 等

問合せ

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

5 地域のルール・価値をつくるための制度

公園施設の設置管理許可の特例制度

概要

都市公園を活用した交流・滞在空間の創出のため、カフェや交流スペースなどの公園施設の設置に関する事項を都市再生整備計画に記載し、その計画の公表日から2年以内であれば、都市公園法上の設置管理許可を受けられる制度です。

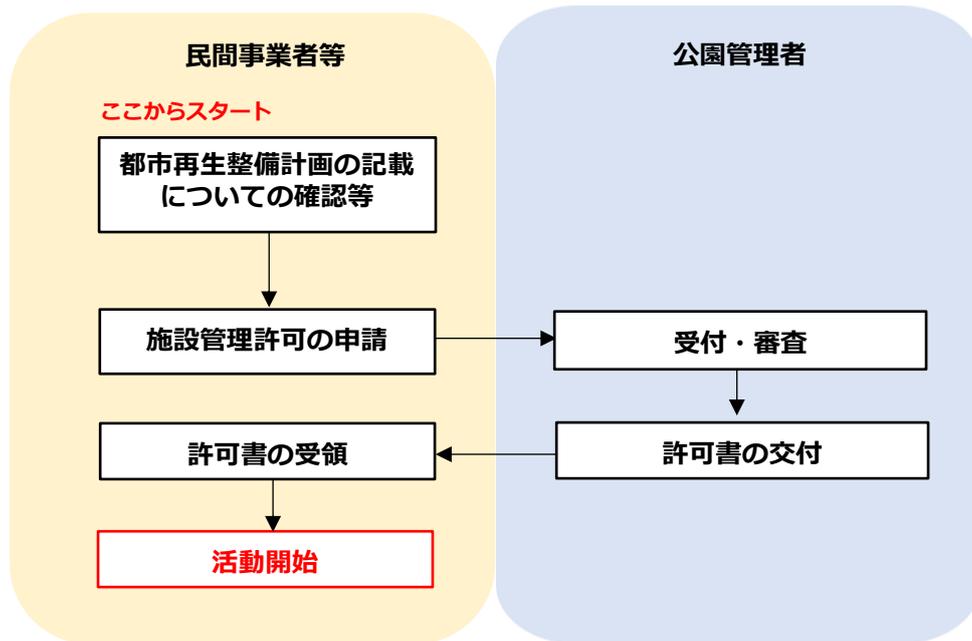
※令和5年1月1日現在、千代田区内で都市再生整備計画が策定された地域はありません。

- 対象地域：まちなかウォークアブル区域の都市公園
- 対象団体：民間事業者
- 都市再生推進法人の提案により、都市再生整備計画に位置付け可能

要件等

要件	
対象地域	まちなかウォークアブル区域の都市公園
対象団体	民間事業者（まちづくりに取り組むNPO法人など）
対象施設	下記の都市公園における多様な滞在者等の交流又は滞在の拠点となるもの ○休養施設 ○遊戯施設 ○運動施設 ○教養施設 ○便益施設 ○展望台又は集会所

制度活用の手続き



問合せ

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

☎ 03-5253-8420

【都市再生整備計画について】

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

公園施設設置管理協定制度

概要

公園施設設置管理協定（通称：都市公園リノベーション協定）制度は、都市再生推進法人または一体型ウォークアブル事業の実施主体が、まちなかウォークアブル区域内の都市公園において、飲食店・売店などの設置・管理と、当該施設から生ずる収益を活用し、その周辺の園路、広場の整備等を一体的に行うため、都市公園の管理者と締結することができる協定です。

協定を締結した場合、新たに設置されるカフェや売店等の建蔽率の上限の緩和などの特例措置を受けることができます。

※令和5年1月1日現在、千代田区内で都市再生整備計画が策定された地域はありません。

- 対象地域：まちなかウォークアブル区域の都市公園内
- 対象団体：○都市公園の公園管理者
○一定の要件を満たした都市再生推進法人 等
- 都市再生推進法人の提案により、都市再生整備計画に位置付け可能

※詳しくは、国のホームページをご確認ください。

(URL: https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000096.html)

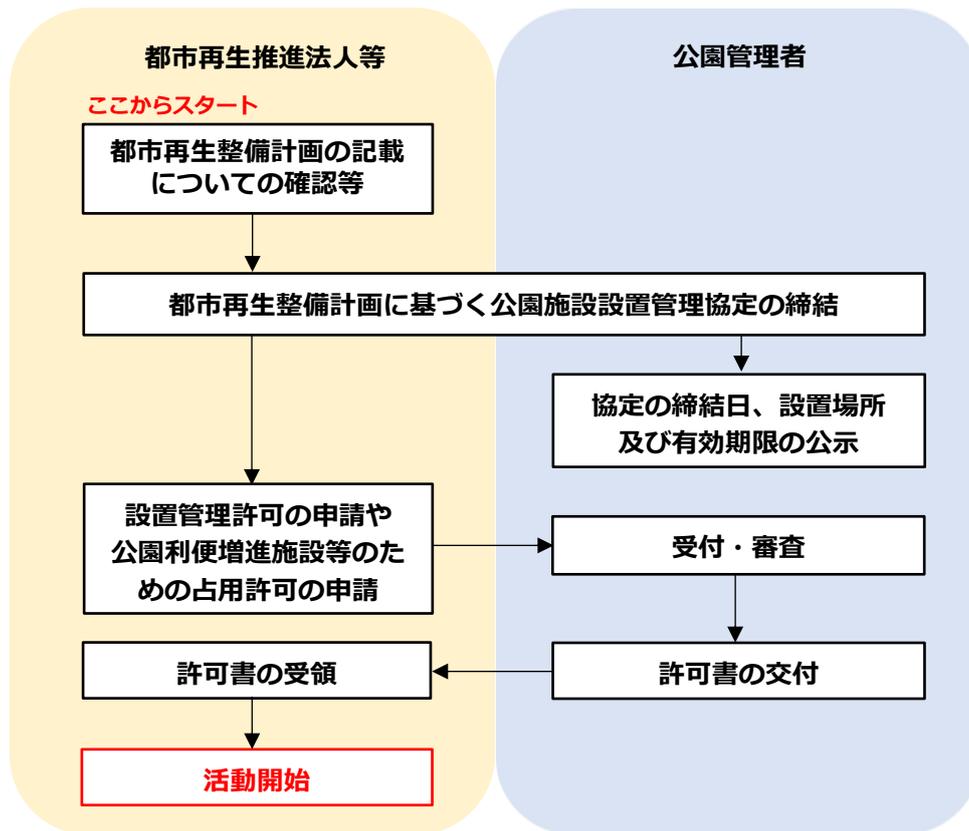
要件等

要件	
対象地域	まちなかウォークアブル区域の都市公園内
対象団体	○都市公園の公園管理者 ○一体型ウォークアブル事業の実施主体又は都市再生推進法人で、協定対象となる都市公園における利用者の利便の増進に資する事業の実績を有する者
対象施設	○滞在快適性等向上公園施設 例) 休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設 等 ○特定公園施設 例) 整備を行わせる園路、広場 等 ○公園利便増進施設等 例) 自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔 等

※対象施設の詳細等について、「まちづくりと一体となった都市公園のリノベーション促進のためガイドライン」参照
(右の二次元コードからアクセス可)



制度活用の手続き



問合せ

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

☎ 03-5253-8420

【都市再生整備計画について】

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

都市再生駐車施設配置計画

概要

都市再生緊急整備協議会が、建築物単位でなく配置計画の区域（計画区域）全体で附置義務駐車施設の位置と規模を最適化する配置計画を作成し、計画区域内において附置義務駐車施設を設ける建築主が、当該配置計画に即して駐車施設を設けることにより、まちづくりと一体となった附置義務駐車施設の整備が可能とする制度です。

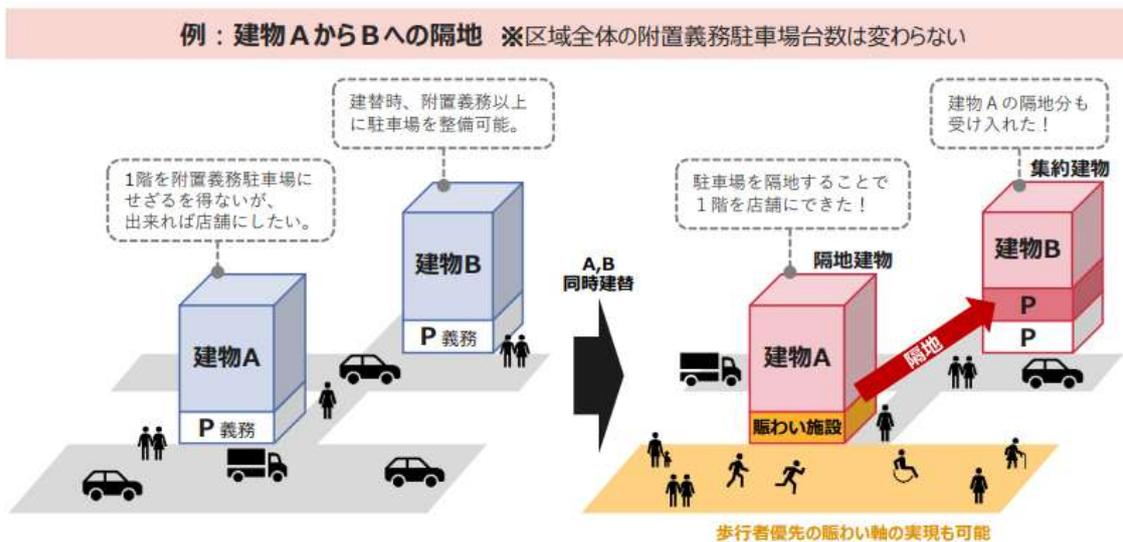
- 対象地域：都市再生緊急整備地域
- 計画策定：都市再生緊急整備協議会が、国の行政機関等の長の全員の合意により作成します。民間事業者等が行政機関等に対して提案することもできます。

※詳しくは、国のホームページをご確認ください。

(URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000040.html)

現況

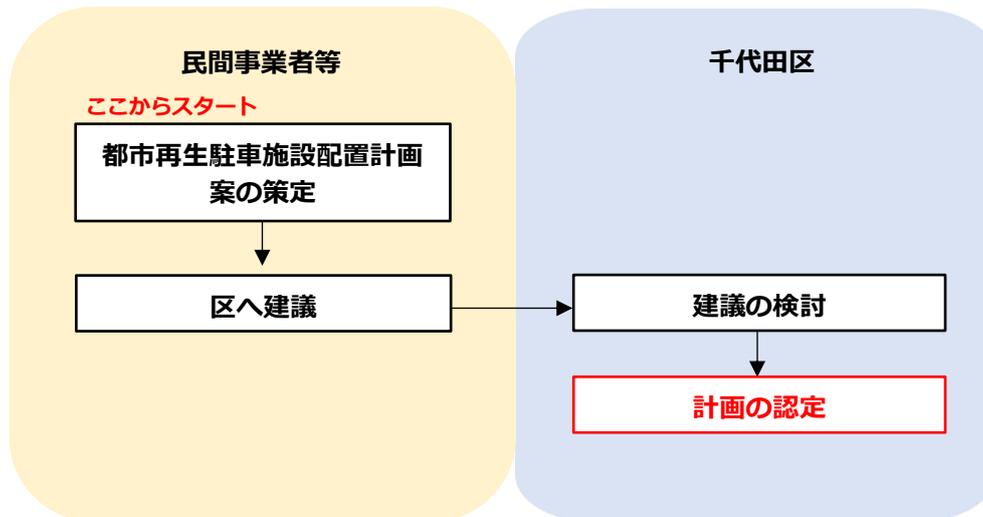
- 千代田区の内神田一丁目周辺地区において、令和2年4月から都市再生駐車施設配置計画が施行されています。計画区域内の建物事業者は区を通して、駐車施設の隔地・集約登録ができます。



出典：千代田区「都市再生駐車施設配置計画」

- ※隔地とは、自らの建物に義務として設置が課せられている駐車施設を、他の建物に設けること
- ※集約とは、他の建物で義務を受け入れること

制度活用の手続き



問合せ

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 調整担当

☎ 03-5211-3610 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

5 地域のルール・価値をつくるための制度

駐車場の地域ルール

概要

東京都駐車場条例（昭和 33 年東京都条例第 77 号）に定める駐車施設の一律の附置基準に替えて、地域特性やまちづくりの方向性を踏まえたルールによる駐車施設の附置を可能とする制度です。地域の公共交通機関の整備状況や既存駐車場の余剰の状況を鑑み駐車場附置義務台数の緩和を検討できます。また、建物ごとの附置ではなく街区やブロック単位での駐車場ネットワークを検討できます。

※令和 5 年 1 月 1 日現在、千代田区内で都市再生整備計画、立地適正化計画が策定された地域はありません。

- 対象地域：○駐車場整備地区の区域内
 - 低炭素まちづくり計画の区域内
 - 都市再生駐車施設配置計画の区域内
 - 都市再生整備計画の区域内
 - 立地適正化計画の区域内
 - 鉄道駅等からおおむね半径 500m 以内の区域で人中心のまちづくり等の置づけがある区域内
- 対象団体：○千代田区（区市町村）
 - 民間事業者等を含めた協議会（都市再生駐車施設配置計画の場合のみ）
- 都市再生推進法人の提案により、都市再生整備計画に位置付け可能

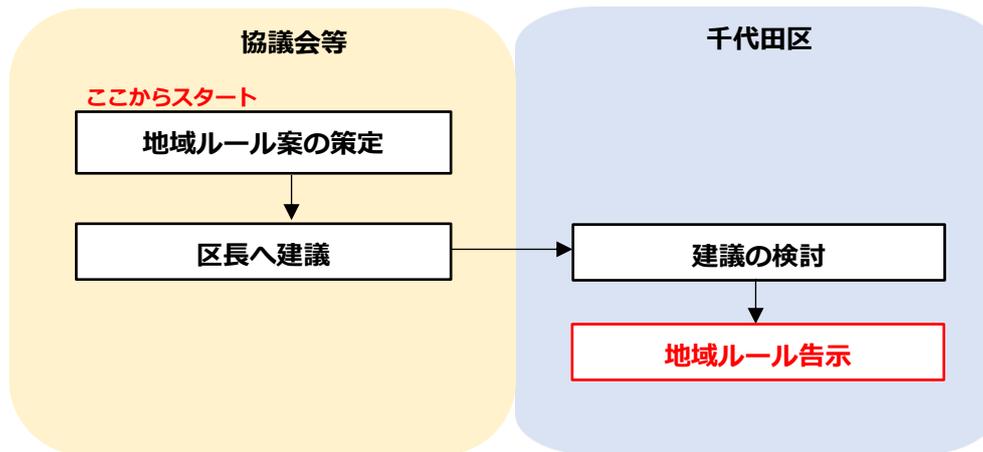
要件等

駐車場ルールは下記の 3 種類あります。種類によって、対象団体（策定主体）が異なります。

- 駐車場整備計画に基づく地域ルール（H14）： タイプ A
- 低炭素まちづくり計画に基づく地域ルール（H26）： タイプ B
- 都市再生駐車施設配置計画に基づく地域ルール（R1）： タイプ C

	A	B	C
対象地域	駐車場整備地区の区域内 （駐車場整備計画を定めた場合）	低炭素まちづくり計画の区域内（計画に即した駐車場条例を定めた場合）	都市再生駐車施設配置計画の区域内（計画を定めた場合）
対象団体 （策定主体）	千代田区	千代田区	民間事業者等を含めた協議会

制度活用の手続き



問合せ

【建議について】

千代田区 環境まちづくり部 地域まちづくり課

☎ 03-5211-3617・3619 ✉ chiiki-machi@city.chiyoda.lg.jp

【東京都駐車場条例について】

東京都都市整備局 市街地建築部 建築企画課

☎ 03-5388-3343

5 地域のルール・価値をつくるための制度

特定路外駐車場の届出制度

概要

路外駐車場の配置の適正化を図るため、区市町村が路外駐車場の配置及び規模の基準（路外駐車場配置等基準）を都市再生整備計画に記載した場合で、区市町村の条例で定める規模以上の路外駐車場（特定路外駐車場）を設置する場合に、区市町村長への届出を義務づける制度です。

※令和5年1月1日現在、千代田区内で都市再生整備計画が策定された地域はありません。

- 対象地域：滞在快適性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）
- 都市再生推進法人の提案により、都市再生整備計画に位置付け可能

※詳しくは、国のホームページをご確認ください。

(URL: http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000040.html)

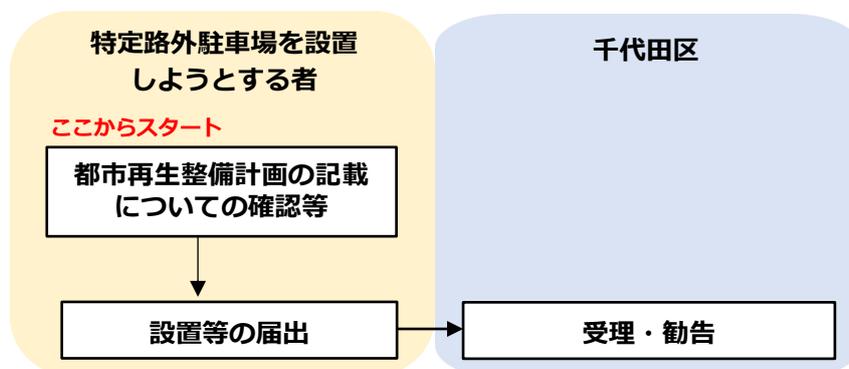
要件等

- 都市再生整備計画に、路外駐車場配置等基準が記載されていること

留意事項等

- 都市再生整備計画に路外駐車場配置等基準が記載された滞在快適性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）において、特定路外駐車場を設置しようとする場合、その設置に着手する30日前までに届出をする必要があります。
- 届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項（位置、規模、自動車の出入口の位置）を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の30日前までに、その旨を区市町村長に届出をする必要があります。
- 届出の内容が路外駐車場配置等基準に適合せず、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、区市町村長が勧告を行うことが可能です。

制度活用の手続き



必要書類

- 設置等の届出

問合せ

【都市再生整備計画について】

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

にぎわいの中心となる道路における出入口の設置制限

概要

歩行者が安全かつ快適に滞在できる空間をつくるため、区市町村が駐車場出入口制限道路を都市再生整備計画に記載し、賑わいの中心となる道路における出入口の設置制限を行う制度です。附置義務駐車施設についても、附置義務条例に必要な事項を規定することにより、駐車場出入口制限道路への出入口設置制限を行うことができます。

※令和5年1月1日現在、千代田区内で都市再生整備計画が策定された地域はありません。

- 対象地域：まちなかウォークアブル区域
- 都市再生推進法人の提案により、都市再生整備計画に位置付け可能

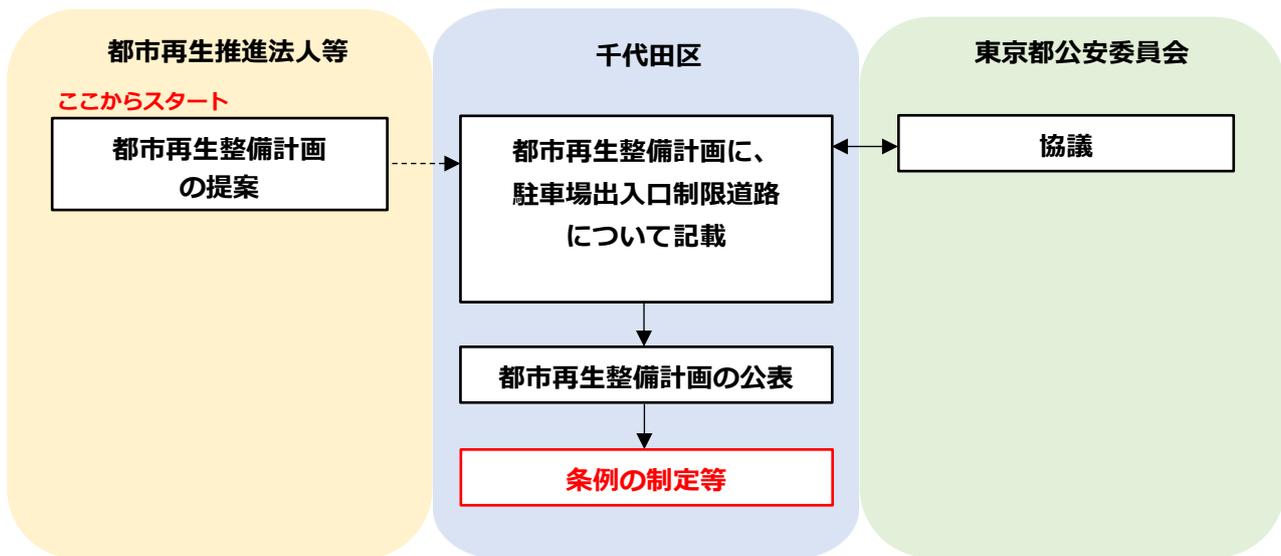
要件等

- 都市再生整備計画に、駐車場出入口制限道路が記載されていること

留意事項等

- 駐車場出入口制限道路は、まちなかのメインストリートのほか、徒歩で散策してまちなみを楽しむ観光客が多い道路など、歩行者によるにぎわいの中心として位置付けたい道路を指定することが考えられます。
- 駐車場出入口制限道路に面した土地において、区市町村の条例で定める規模以上の路外駐車場（出入口制限対象駐車場）の設置や出入口の位置の変更をしようとする者は、出入口の設置又は位置の変更に着手する30日前までに区市町村長へ届け出る必要があります。
- 駐車場出入口制限道路を定める場合には、交通安全の視点も含めた検討が必要となるため、都道府県公安委員会への協議が必要です。
- 歩行者利便増進道路と併用する場合、駐車場出入口制限道路を指定しようとする道路の道路管理者や、その指定によって新たに駐車場の出入口が設置されることになる道路の道路管理者と事前に情報を共有して必要な調整を図ることにより、指定の効果を高めていくことが求められます。
- 駐車場出入口制限道路の指定により、当該駐車場出入口制限道路の周辺に位置する重要物流道路等の広域的なネットワークを形成する幹線道路に駐車場の出入口が集中し、当該幹線道路の交通に支障が生じることが予想される場合、当該幹線道路を管理する道路管理者とも事前に情報を共有し、必要な調整を図る必要があります。

制度活用の手続き



問合せ

【都市再生整備計画について】

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

附置義務駐車施設の集約化

概要

滞在快適性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）において、都市再生整備計画に集約駐車施設の位置及び規模を記載した場合、通常建築物若しくは建築物の敷地内に設けるべき附置義務駐車施設を、「建築物・建築物の敷地内か集約駐車施設のいずれか」や「集約駐車施設」に設けることが可能になります。集約駐車施設の位置は、滞在快適性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）の外に設定することも可能です。

※令和5年1月1日現在、千代田区内で都市再生整備計画が策定された地域はありません。

- 対象地域：まちなかウォークアブル区域
- 都市再生推進法人の提案により、都市再生整備計画に位置付け可能

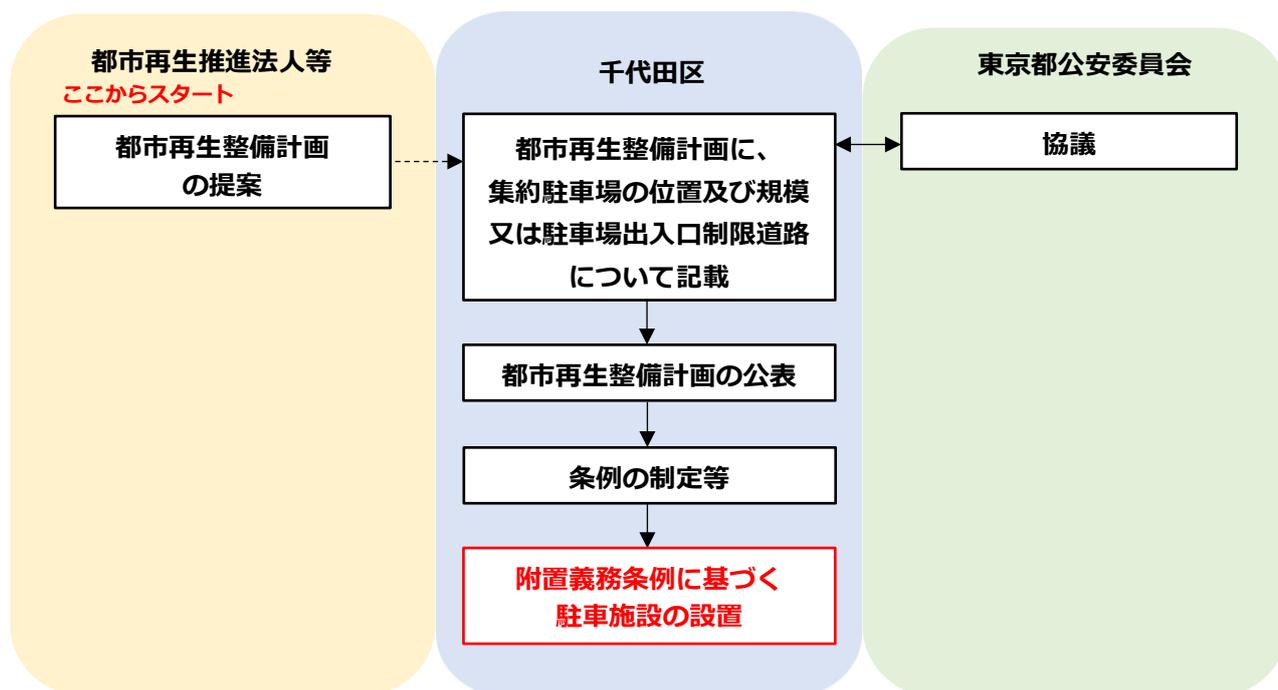
要件等

- 都市再生整備計画に、まちなかウォークアブル区域における駐車施設の附置、集約駐車施設の位置及び規模について記載

留意事項等

- 都市再生整備計画に集約駐車施設の位置及び規模を記載した場合、附置義務条例において、所要の読み替え等の規定を置く必要があります。これにより、建築物や建築物の敷地内だけでなく、集約駐車施設内への附置を義務付けることが可能となります。
- 附置義務駐車施設について出入口設置制限を行う場合、附置義務対象建築物内又はその敷地内における駐車場の配置の自由度が低下する場合もあると考えられることから、本稿に記載する附置義務駐車施設の集約化を併せて実施することにより、敷地外での駐車施設確保を可能とすることが望ましいと考えられます。

制度活用の手続き



問合せ

【都市再生整備計画について】

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

5 地域のルール・価値をつくるための制度

景観計画の作成等の提案（景観計画提案制度）

概要

土地の所有者や NPO 法人等が自主的に行う、良好な景観の形成に関する取組みを景観計画に位置付けるよう区へ景観計画の変更を提案することが出来る制度です。

根拠法令：景観法第 11 条・第 12 条・第 13 条・第 14 条

要件等

- 0.5ha 以上の区域規模が必要となります。
- 提案する際には、当該提案に係る景観計画の素案を作成する必要があります。
- 提案の主体は、基本は土地所有者等（当該土地の所有者又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権を有する者）となり、土地所有者等の三分の二以上の同意が必要となります。

留意事項等

- 景観計画の素案を提出後、景観まちづくり審議会での意見聴取及び都市計画審議会での意見聴取が必要です。

必要書類

- 提案書、景観計画の素案、提案資格を有するを証する書類、提案区域内の土地及び建築物の登記事項証明書・公図の写し、提案理由書、土地所有者などに対する説明経過などを記した書類、土地所有者などの同意を得たことを証する書類

問合せ

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 景観指導係

☎ 03-5211-3639 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

街並み景観づくり制度

概要

東京の歴史的・文化的な特色を継承している地区など、東京都知事が指定する「街並み景観重点地区」において、地域の街並み景観準備協議会が中心となって、個性豊かで魅力のある街並み景観づくりを自主的に進めていくための制度です。

協議会が、街並み景観づくりの基本的な方針となる「街並み景観ガイドライン」を作成しようとする場合には、都市景観などの専門的知識を有する「街並みデザイナー」の派遣を受けることができます。

- 対象地域：街並み景観重点地区
- 対象団体：当該地区の住民、土地所有者 等

※詳しくは、東京都のホームページをご確認ください。

(URL:

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/keikan/machinami_08.html)

要件等

本制度を活用するには、下記の要件を満たす必要があります。

対象地域：街並み景観重点地区（千代田区内は内幸町地区、大手町・丸の内・有楽町地区が該当）

重点地区の住民、土地所有者等その他重点地区において街並み景観づくりを推進しようとする者は、当該重点地区において個性豊かで魅力のある街並み景観づくりを行うために必要となる基本的な方針を定めるため、街並み景観準備協議会を共同して結成することができます。



必要書類

- 必要書類は、千代田区にお問い合わせください。

問合せ

【運用について】

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

【登録について】

東京都都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 街並み景観担当

☎ 03-5388-3265 ✉ S0000169@section.metro.tokyo.jp

景観まちづくり重要物件

概要

千代田区民の皆様に親しまれ、景観まちづくり上重要な建造物等を千代田区景観まちづくり条例に基づき、「千代田区景観まちづくり重要物件」に指定する制度です。

千代田区景観まちづくり重要物件に指定された物件の保存又は活用のために必要な工事などを行う際は、補助を受けることができます。

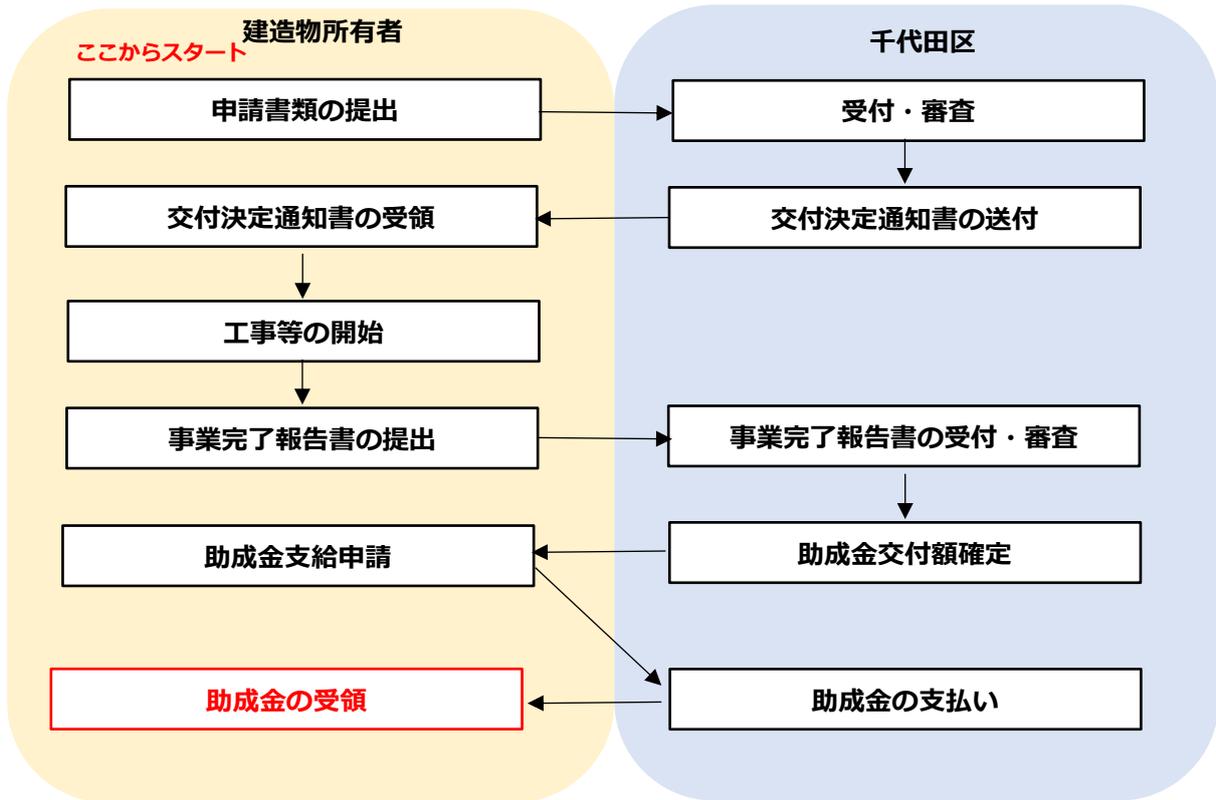
要件等

指定方針	○建築物、工作物その他の物件で景観まちづくり上重要であると認めるもの ○区民等の活動により、まちづくりに寄与している建築物等
支援策	○景観まちづくり重要物件の保存等に必要な工事を行う際には、専門家の派遣の支援を受けられる ○景観まちづくり重要物件の保存又は活用のために必要な修繕・改修等を行う際には、当該行為に係る経費の2分の1まで補助を受けられる (ただし、補助限度額は景観まちづくり重要物件 1 件につき 500 万円)

留意事項等

- 景観まちづくり重要物件の指定に際しては、所有者全員の同意が必要です。
- 所有者は保存に努めなければなりません。

制度活用の手続き



問合せ

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 景観指導係

☎ 03-5211-3639 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

5 地域のルール・価値をつくるための制度

景観重要建造物・景観重要樹木

概要

地域の個性ある景観まちづくりの核として、その維持、保全及び継承を図るため、千代田区景観まちづくり計画において定めた方針及び景観法第 19 条と第 28 条に基づき、景観行政団体の長が建造物または樹木を「景観重要建造物」または「景観重要樹木」に指定する制度です。

景観重要建造物に指定された場合、税制優遇措置を受けることができます。

要件等

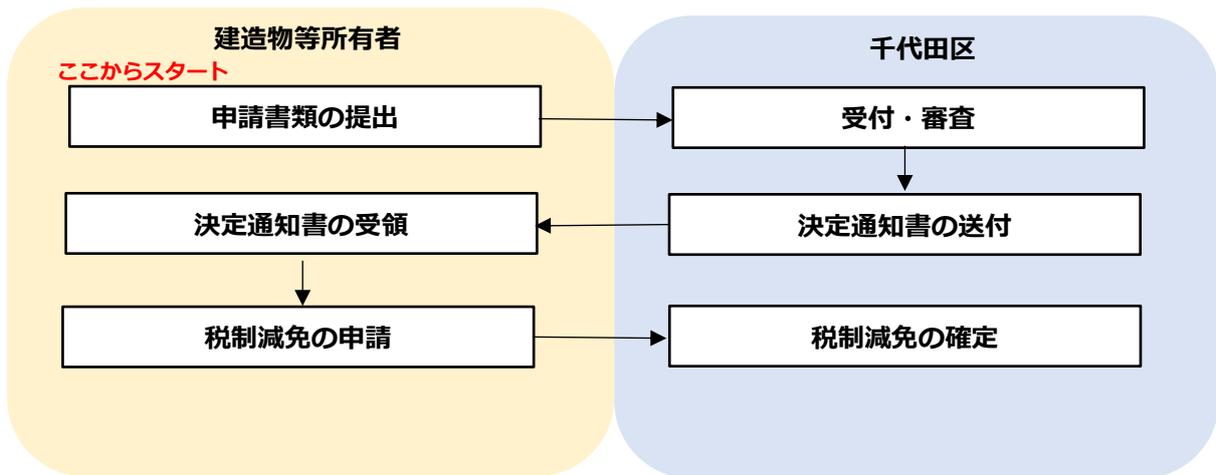
「景観重要建造物」または「景観重要樹木」の指定にあたっては、千代田区景観まちづくり計画に定められた方針に適合する必要があります。

指定方針	景観重要建造物	景観重要樹木
道路その他公共の場所から容易に望見される建造物・樹木	●	●
区民等に親しまれ、地域のシンボルやランドマークとなっている建造物・樹木	●	●
景観まちづくり重要物件に指定された建造物・樹木	●	●
貴重な歴史的建造物や現代建築を代表する等、将来的に価値があると考えられる建造物	●	
都市に潤いを与え、ゆとりと潤いのネットワークの形成に寄与する樹木		●
社寺の緑など歴史的景観を構成する樹木		●

留意事項等

- 増築、除却等にあたって、千代田区長の許可が必要です。
- 所有者・管理者は管理義務が発生します。

制度活用の手続き



問合せ

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 景観指導係

☎ 03-5211-3639 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

東京都選定歴史的建造物の選定

概要

歴史的な価値を有する建造物であって、東京における良好な景観を推進する上で重要なものを「東京都選定歴史的建造物」として選定し、歴史的建造物の保存を促進するための制度です。

都は、「歴史的景観保全の指針」を定め、東京都選定歴史的建造物及び特に景観上重要な歴史的建造物等の壁面から100mの範囲内で行われる建築行為等を対象に、規模、配置・形態、意匠、素材・色彩などについて歴史的景観への配慮を求めています。

また、多くの人に関心をもってもらい、地域をはじめ、都民や企業など、社会全体で歴史的景観を守り、生かしていく気運を醸成することを目的に、所有者の協力を得ながら、歴史的建造物の見学会などを開催しております。

選定された建造物について、所有者の負担を軽減するため、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが運営する「東京歴史まちづくりファンド」を活用し、歴史的建造物の保存を支援しています。

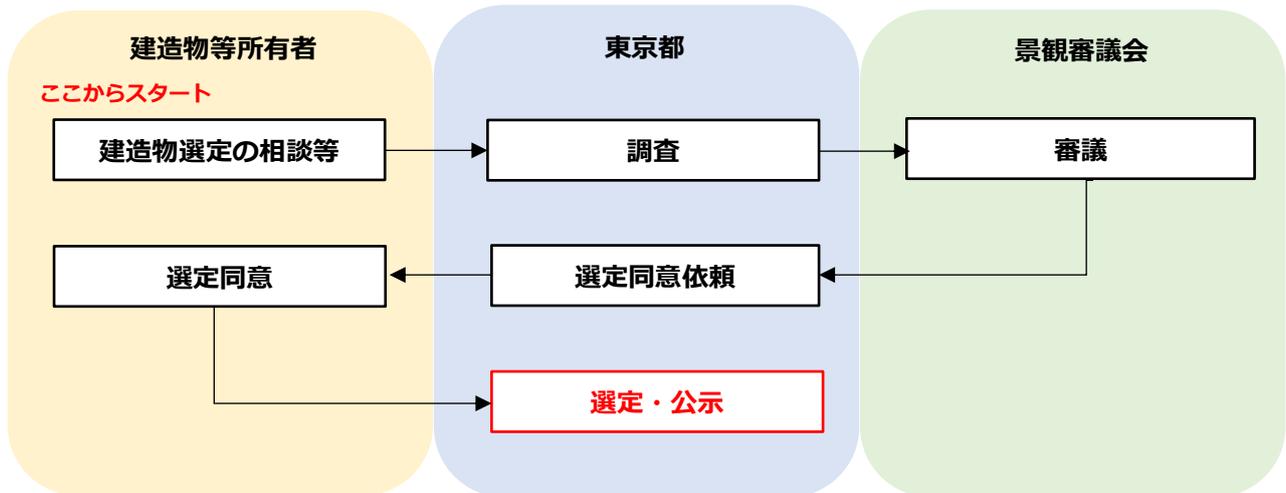
選定基準

選定基準	
歴史的な価値	歴史的な価値を有する建造物で、原則として建築後50年を経過しているもの
景観上の重要性	東京都の景観づくりにおいて重要なもの ①地域の歴史的景観を特徴づけていること ②地域のランドマークとしての役割を果たしていること ③都民となじみが深く、地域のイメージの核となっていること
保存状態	できるだけ建築当時の状態で保存されているもの
視認性	外観が容易に確認できる(外から見える)もの

留意事項等

- 文化財保護法による文化財や、景観法による景観重要建造物などは、選定の対象から除かれます。

制度活用の手続き



問合せ

東京都都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 歴史的景観担当

☎ 03-5388-3359 ✉ S0000169@section.metro.tokyo.jp

5 地域のルール・価値をつくるための制度

アダプトシステム（道路や公園等の公共施設の環境美化活動）

概要

千代田区における町会、商店会、学校、ボランティア団体や企業等が、区の管理している道路・公園・児童公園等において、草花の植付、管理や清掃などの環境美化活動を行う制度です。

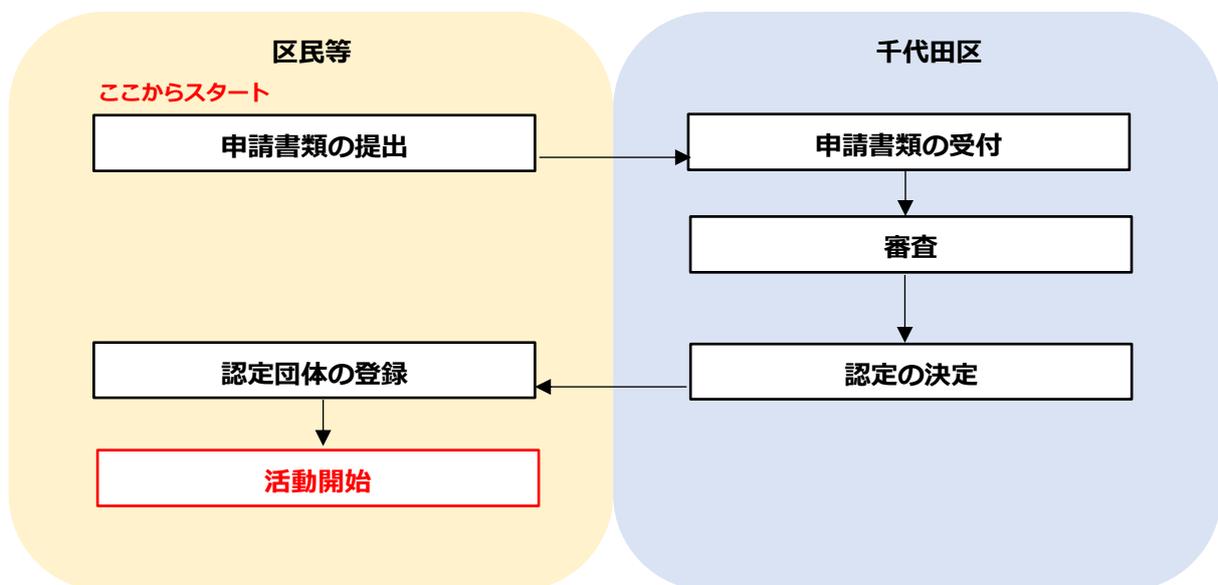
地域の方や企業、団体の自発性・自主性を尊重し、管理・清掃の計画と実施をすることで、公共施設がより身近なものになります。

また、この活動を通して地域の方々の交流が深まり、地域の活性化・イメージアップが期待できます。

※詳しくは、区のホームページをご確認ください。

(URL: <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/volunteer/adapt.html>)

制度活用の手続き



問合せ

千代田区 環境まちづくり部 道路公園課 維持係

☎ 03-5211-4243 ✉ dourokouen@city.chiyoda.lg.jp

5 地域のルール・価値をつくるための制度

かわまちづくり支援制度

概要

水辺空間の地域特性を生かし、地域活性化のために区市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間形成を目指す制度です。

かわまちづくり支援制度に係る計画について登録することにより、民間事業者等による河川敷へのイベント広場やオープンカフェ等の設置に向けた占用許可のノウハウ提供等（ソフト支援）、まちづくりと一体となった水辺整備の支援（ハード支援）が受けられます。

- 対象団体：千代田区（区市町村）
千代田区（区市町村）及び民間事業者
千代田区（区市町村）を構成員に含む法人格のない協議会

※詳しくは、国のホームページをご確認ください。

(URL: <https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/>)

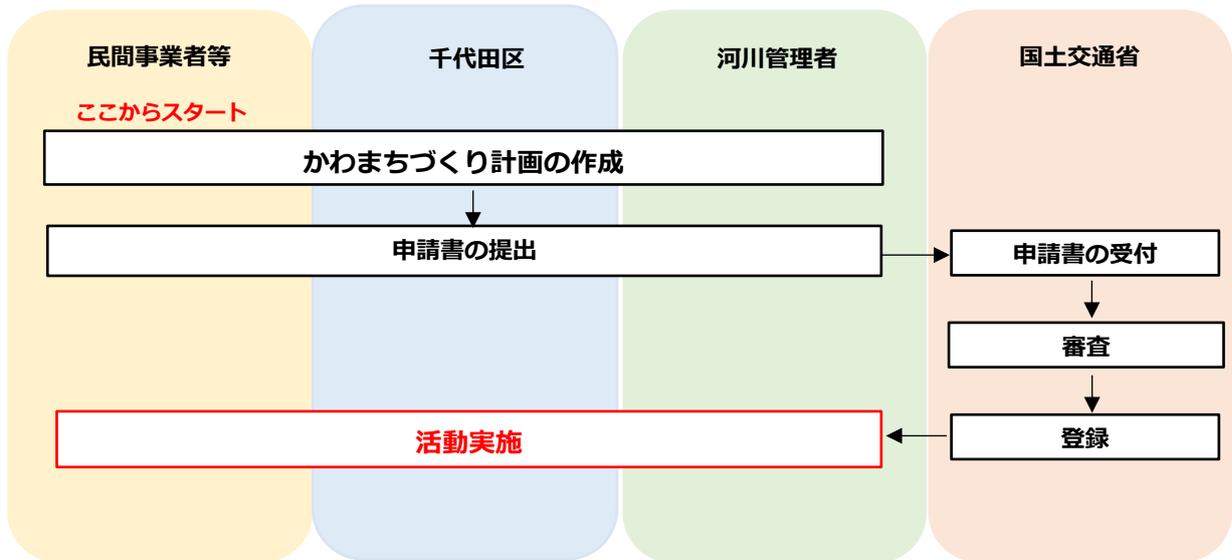
要件等

要件	
対象団体 (実施主体)	○千代田区（区市町村） ○千代田区（区市町村）及び民間事業者 ○千代田区（区市町村）を構成員に含む法人格のない協議会
登録要件	「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。 ○歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川 ○都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川 ○中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川 ○推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備を計画し、良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川

留意事項等

- 令和4年度は、4月に募集があり、審査期間を経て8月にかわまちづくり計画の登録・公表が行われましたが、時期が定められているものではないため、具体のスケジュールについては適宜かわよろずや国土交通省地方整備局、また河川管理者へご確認ください。

制度活用の手続き



問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 かわよろず相談窓口
✉ hqt-kawayorozu@gxb.mlit.go.jp

5 地域のルール・価値をつくるための制度

まちの記憶保存プレート

概要

千代田に刻まれた事件や事象、この地にまつわる人物など、歴史に残されたさまざまな足跡をプレートに置き換え、後世へと伝えていくとともに、地域の人々や来訪者が、その地に刻まれた歴史に思いを向けるきっかけづくりとしていく事業です。

地域からの応募をもとに、歴史的な出来事の舞台になった場所や歴史上の人物が生まれ育った民地などに区が「まちの記憶保存プレート」を設置します。

※詳しくは、区のホームページをご確認ください。

(URL: <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/bunka/bunka/chome/kioku/index.html>)

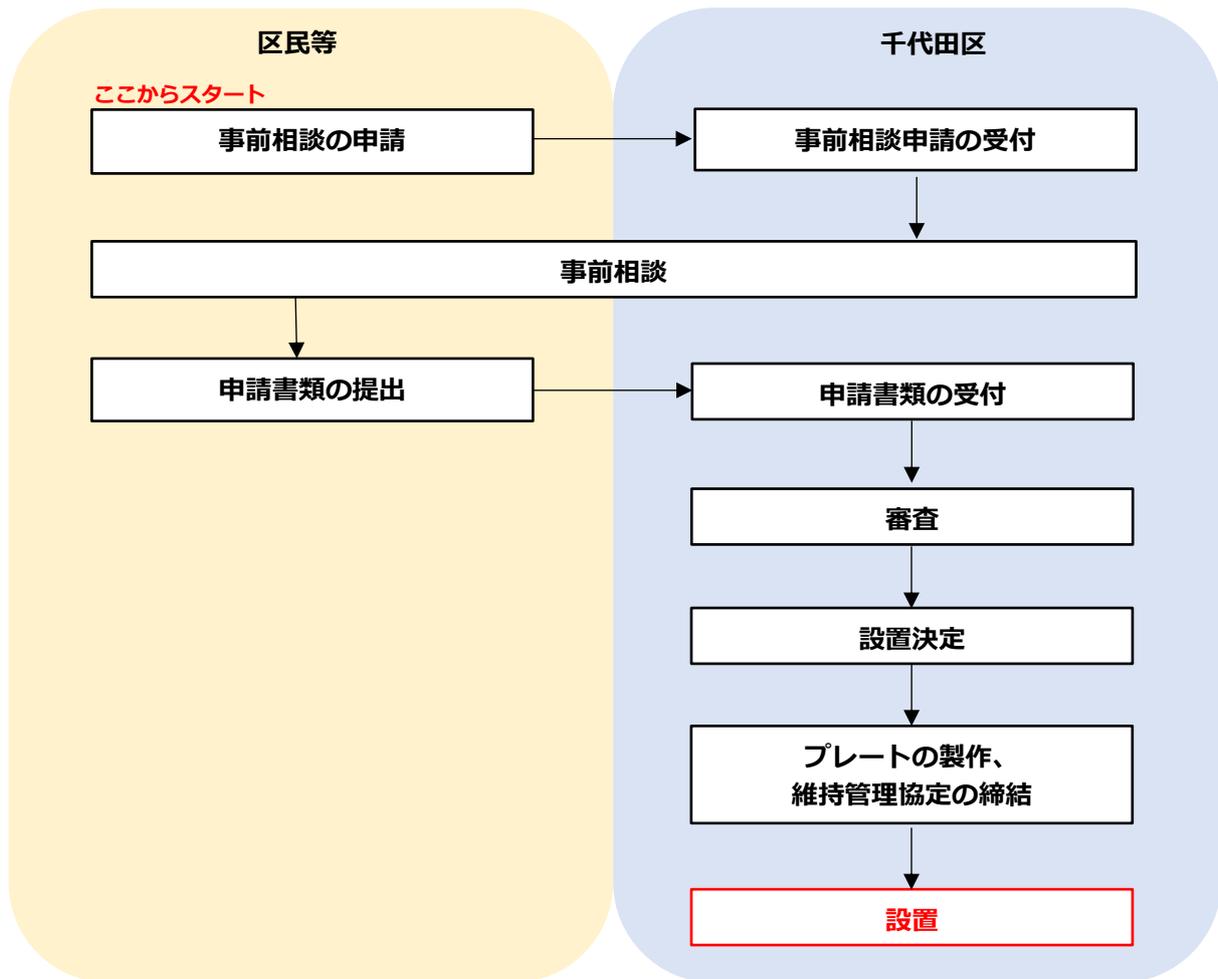
要件等

- 区内にお住まいの方、区内にある企業、区内にある学校（大学含む）等で、歴史的な出来事になった場所や歴史上の人物が生まれ育った民地等の土地または建物所有者（以下「土地所有者等」という）が申請できます。
- また、上記に該当しない方でも土地所有者等に設置の許可が取れる場合には申請できます。

留意事項等

- 資料をご用意いただきまして、設置希望場所の所有者から設置の同意を得た上でお申し込みください。
- プレートの種類は、壁面取り付け型と自立型の2種類があります。

制度活用の手続き



必要書類

- まちの記憶保存プレート設置応募申請書
- まちの記憶保存プレート設置同意書
- プレートに記載したい写真
- テーマに関わる文献

問合せ

千代田区 地域振興部 コミュニティ総務課 コミュニティ係

☎ 03-5211-4180 ✉ komisoumu@city.chiyoda.lg.jp

千代田まちづくりサポート

概要

千代田まちづくりサポートは、千代田区を元気ある、住み良い魅力的なまちにしようと市民レベルでのまちづくり活動や、これから始めようとするまちづくり活動を助成する制度です。

初めてのまちづくり活動を支援する「はじめて部門」、最大3年間にわたって助成する「一般部門」、ある特定のテーマに対し、活動を募集する「テーマ部門」、まちの居場所づくり等を支援する「普請部門」があります。

➤ 対象団体：千代田区在住、在勤、在学、国籍は問わず、3人以上のグループ

※詳しくは、公益財団法人まちみらい千代田のホームページをご確認ください。

(URL: <https://www.mm-chiyoda.or.jp/development/machisapo2015.html>)

活動要件等

➤ 千代田区を中心とした市民レベルのまちづくり活動（※）

※「地域に元気をもたらし、コミュニティの活性化に貢献する活動」、「現在、将来にわたって住みよい魅力的な都市環境づくりに貢献する活動」

※令和4年7月（第22回）の公開審査会において、一般部門の審査基準は以下の4点でした。

一般部門の審査基準	
①	千代田区内における市民の主体的なまちづくり活動
②	地域に元気をもたらし、コミュニティの活性化に貢献する活動
③	住み・働き・学びやすく、魅力的な都市環境づくり活動
④	まちづくりに対する新しい視点である活動

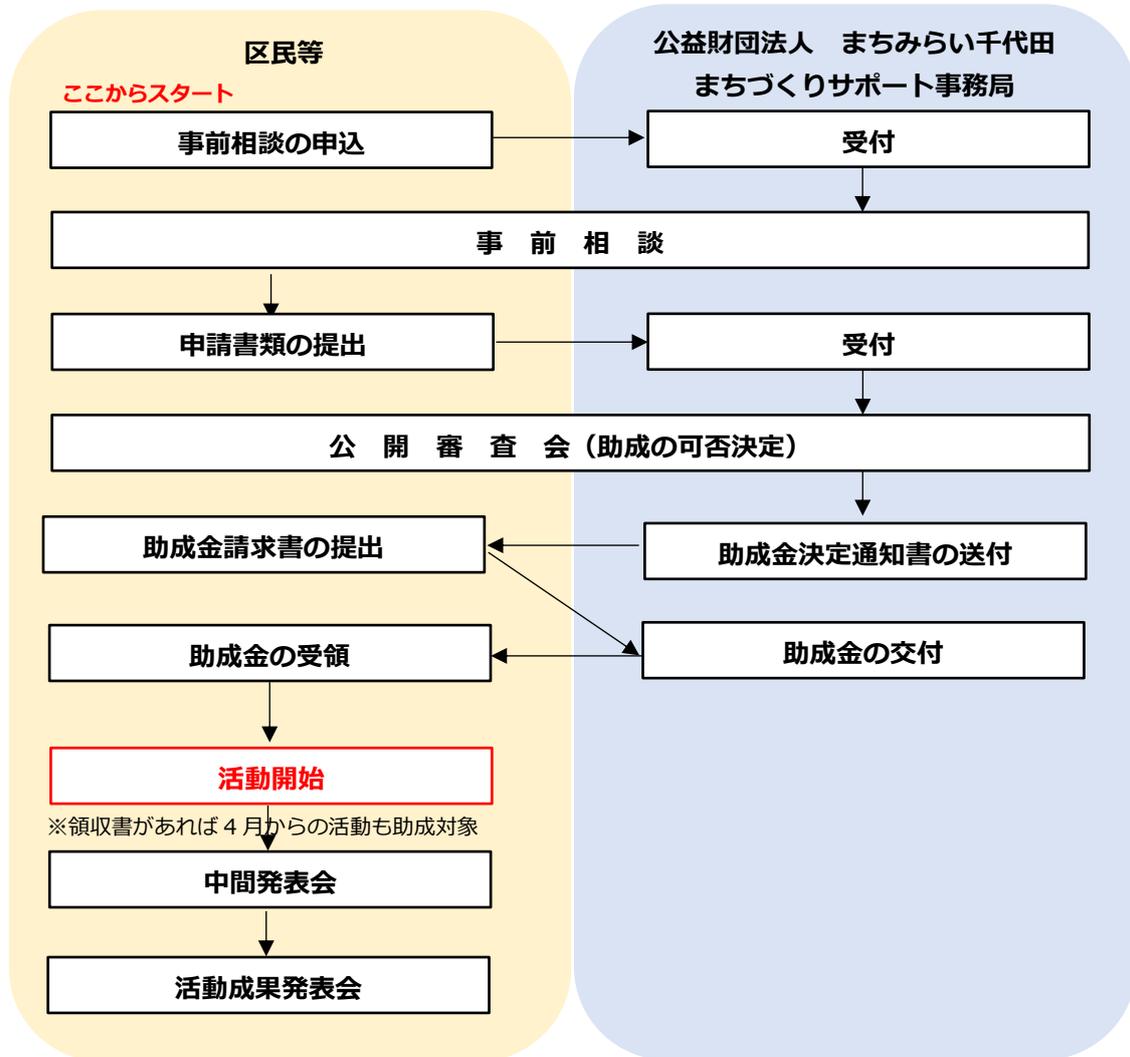
助成金額

	助成対象となる活動	助成金額
はじめて部門	地域のまちづくりへの提案をまとめる活動	一律5万円
一般部門	まちづくりに関するワークショップ、シンポジウム等の活動	5万～50万円
テーマ部門	まちづくりに関する調査研究 まちづくりグループのネットワークづくり 地域の情報を提供する活動 等	最大50万円
普請部門	○拠点づくり事業 例) 地域イベントを通じた交流拠点 事務所ビルの空室などを活用した交流拠点 等 ○歴史・文化・都市環境の保全活用事業 例) 広場や公園、橋詰広場など小スペースの整備活動 看板建築など古い木造建築物の保全活用事業 等	最大500万円

留意事項等

- 応援グループは、公開審査会等に必ず出席してください。
- 千代田区または千代田区の関連団体から助成や土地建物の無償貸与を受けている場合は助成対象外となります。
- 政治、宗教や営利を目的とする活動は、助成の対象外となります。

制度活用の手続き



必要書類

- 応募用紙
- 収支計画書

問合せ

公益財団法人 まちみらい千代田 まちづくりサポート事務局

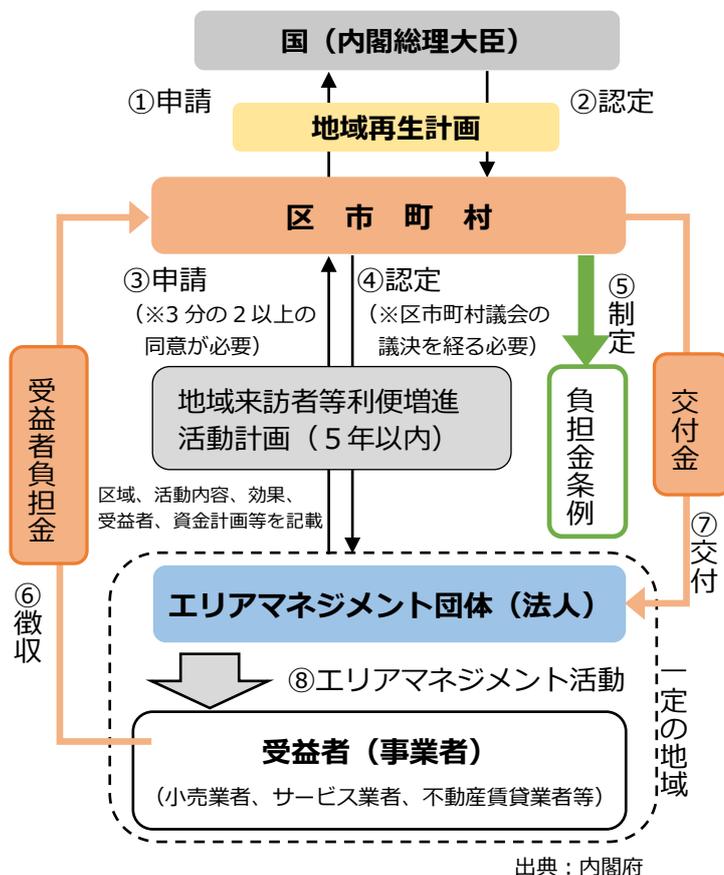
☎ 03-3233-7556 ✉ machisapo@mm-chiyoda.or.jp

地域再生エリアマネジメント負担金制度

概要

地域の価値を向上させるエリアマネジメント活動を継続的に実施するためには、安定的な財源の確保を図ることが必要です。地域再生エリアマネジメント負担金制度は、エリアマネジメント活動を、来訪者や滞在者の増加等を通じて地域内の事業者の事業機会の拡大や収益性の向上等が図られ、経済効果の増進を通じた地域再生を実現するものと捉え、この活動により利益を享受する事業者から負担金を徴収する制度です。

本制度の活用することで、エリアマネジメント団体は、負担金を徴収した区市町村から交付金を受け、その交付金により、エリアマネジメント活動を行うことができます



- **対象地域**：地域の事業者がエリアマネジメント活動により受益すると見込まれるような地域で、自然的・経済的・社会的条件からみて一体であり、来訪者等の増加により事業機会の増大や収益性の向上が図られる事業を行う事業者が集積している地域
- 本制度を活用したい区市町村は、当該事項を記載した地域再生計画を作成し、国の認定を得る必要があります。

※令和5年1月1日現在、千代田区内で地域再生計画が策定された地域はありません。

※地域再生計画は、エリアマネジメント団体が提案することもできます。

※詳しくは、官民連携まちづくりポータルサイトをご確認ください。

(URL: <https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#futankin>)

対象となる団体

- エリアマネジメント団体は、負担金を徴収した区市町村から交付金の交付を受け、その交付金に基づき、エリアマネジメント活動を行うこととなります。このため、交付金を適正に管理、執行する体制を整えるとともに、エリアマネジメント団体内での責任関係等が明確であることが必要となります。そこで、本制度では、その実施主体を、法人格を有するエリアマネジメント団体に限定しています。

要件	例
法人格を有する エリアマネジメント団体	特定非営利活動法人（NPO法人） 一般社団法人、一般財団法人 その他の営利を目的としない法人 地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社

対象となる活動の内容

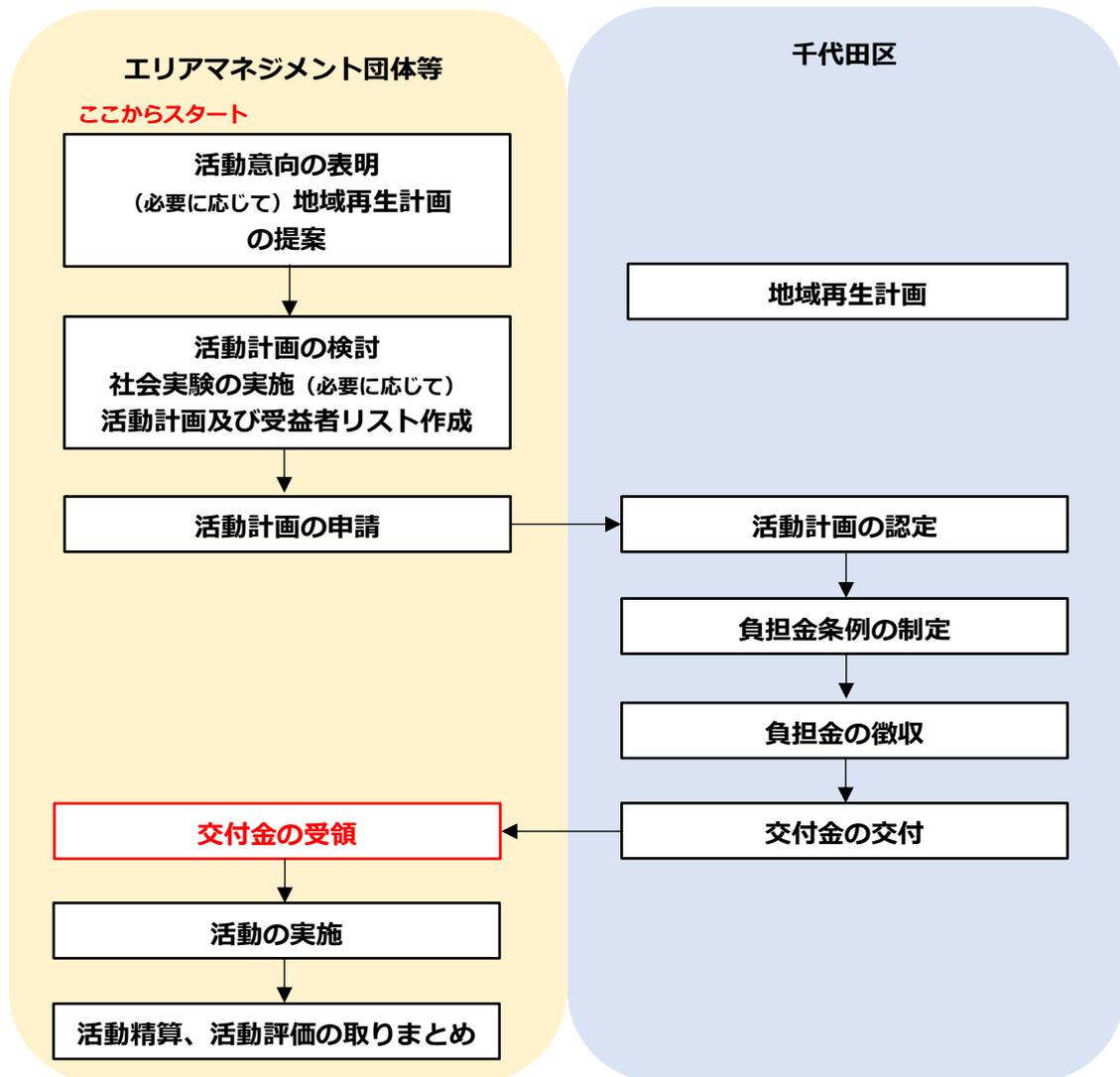
- 本制度において対象となるエリアマネジメント活動は、法において以下のように定義されています。
 - ① 来訪者等の利便の増進に資する施設又は設備の整備又は管理に関する活動
 - ② 来訪者等の増加を図るための広報又は行事の実施その他の活動
- つまり、エリアに訪れ、滞在する人々の増加やそれらの人々の利便性の向上をもたらす活動が本制度の対象になります。

想定される活動	例
イベント系事業	お祭りやマルシェ等のイベント開催
公共空間整備運営系事業	オープンカフェの活用、歩行者空間の充実化
情報発信系事業	様々な情報の集約や発信（WEBやマップ等）
公共サービス系事業	交通に関するサービスやビジネスサポート
経済活動基盤強化系事業	エリア内の清掃や警備、防災対応

留意事項等

- 地域来訪者等利便増進活動計画の認定申請にあたっては、受益事業者の3分の2以上（受益事業者の総数及びその負担金総額両方に対して）の同意を得なければなりません。合意形成プロセスは丁寧に行われるべきであり、例えば徴収対象となる事業者に対して説明や周知が行われず、自らが徴収対象であることを、負担金の納入通知書を受け取ることによって初めて認識するような状態は不適切です。
- 負担金の総額は受益の総額を超えない範囲で設定されます。そのため、地域来訪者等利便増進活動計画を取りまとめる前に、社会実験等を通じて、将来の受益を推計する作業が必要になると考えられます。
- 地域来訪者等利便増進活動計画は5年を超えない期間を計画期間としてください。

制度活用の手続き



必要書類

- 地域来訪者等利便増進活動計画（別途添付書類あり）
- 活動の報告等関係書類（必要に応じて）

問合せ

内閣府 地方創生推進事務局

☎ 03-5510-2151（代表）

都市環境維持・改善事業資金（エリアマネジメント融資）

概要

地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う地方公共団体に対し、国が無利子で貸付けを行う制度です。

※都市再生整備計画は、都市再生推進法人が提案することもできます。

※令和5年1月1日現在、千代田区内で都市再生整備計画、立地適正化計画が策定された地域はありません。

- 対象地域：都市再生緊急整備地区、都市機能誘導区域 等
- 対象団体：都市再生推進法人、まちづくり法人

※詳しくは、国のホームページをご確認ください。

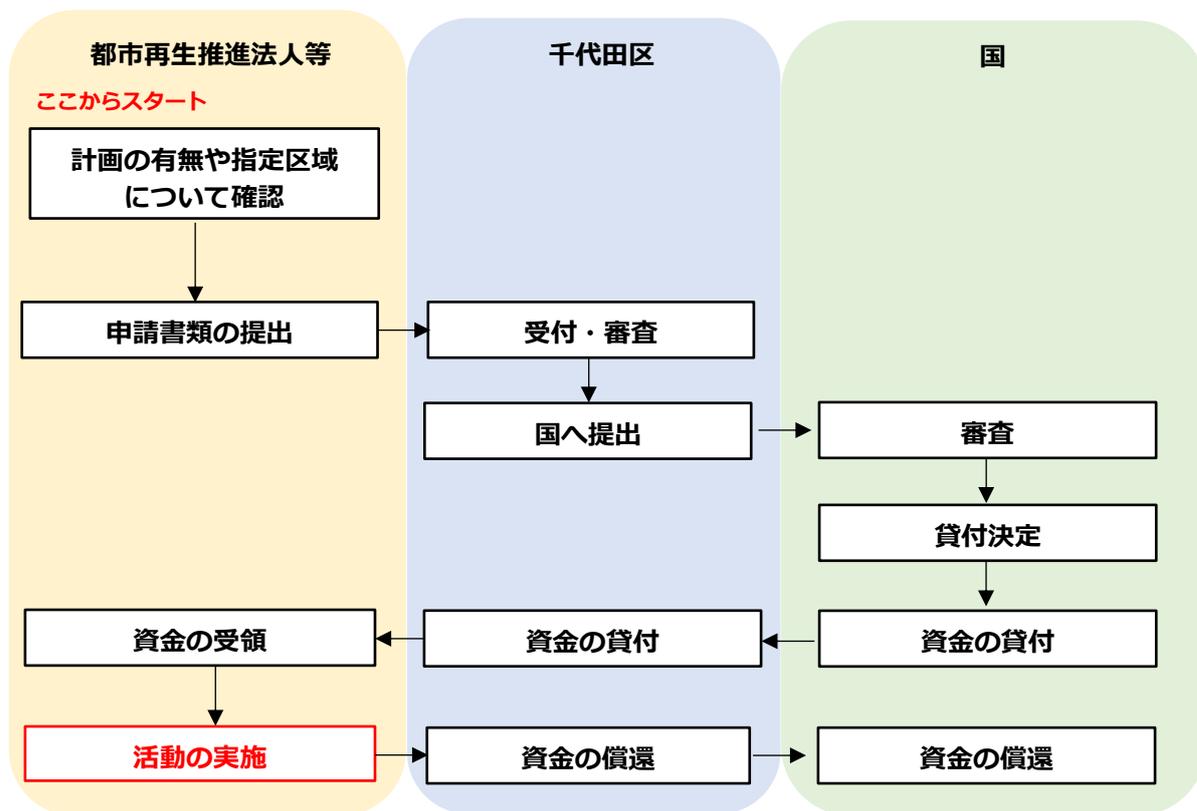
(URL: https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000052.html)

要件等

本制度を受けるには、下記の要件を満たす必要があります。

貸付の要件	
貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体を通じた都市再生推進法人 都市再生法の中に規定された業務（都市開発事業、公共施設・都市利便施設整備事業への支援、参加等）を遂行できるものとして区市町村長の指定を受けた一般社団法人・一般財団法人 ○地方公共団体を通じたまちづくり法人 まちづくりの推進を図る事業活動を目的とした、地方公共団体から1/4以上の出資を受けている法人
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付限度額：事業に要する額の1/2以内 ○国の貸付率：地方公共団体の貸付額の1/2以内（事業費の1/4以内） ○利率：無利子 ○償還方法：10年以内（うち据置期間4年以内）均等半年賦償還
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ○都市再生緊急整備地域 ○都市機能誘導区域（鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内、バス・軌道の停留所・駐車場から半径500mの範囲内の区域） ○歴史的風致維持向上計画の区域 ○観光圏整備計画に定める滞在促進地区の区域 ○景観計画の区域または景観地区 等
対象費用	<ul style="list-style-type: none"> ○区市町村が地域住民・民間事業者等と共同で策定したエリアマネジメントにかかる計画を含む「都市再生整備計画（国土交通大臣に送付することにより都市再生整備計画の提出とみなされる立地適正化計画を含む。）」にもとづくもの ○上記の条件に基づいた都市再生整備計画区域内における以下のもの <ul style="list-style-type: none"> ・都市開発事業 ・公共施設とこれに準ずる駐車場その他都市利便施設整備事業

制度活用の手続き



問合せ

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室

☎ 03-5253-8407

【都市再生整備計画について】

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例

概要

区市町村が策定する「都市再生整備計画」や「立地適正化計画」を推進するため、これらの計画に係る取組みに参画する都市再生推進法人への土地等の提供に伴う税負担を軽減することで、都市再生推進法人による都市開発事業、公共施設や誘導施設等の整備に関する事業、低未利用土地の利用に関する事業等の円滑な実施を促す制度です。

都市再生推進法人が行う対象事業のために土地等を譲渡した場合、土地所有者等は税制特例を受けることができます。

※都市再生整備計画は、都市再生推進法人が提案することもできます。

※令和5年1月1日現在、千代田区内で都市再生整備計画・立地適正化計画が策定された地域はありません。

- 対象地域：都市再生整備計画の区域、居住誘導区域、都市機能誘導区域等
- 対象団体：一定の条件を満たした都市再生推進法人

要件等

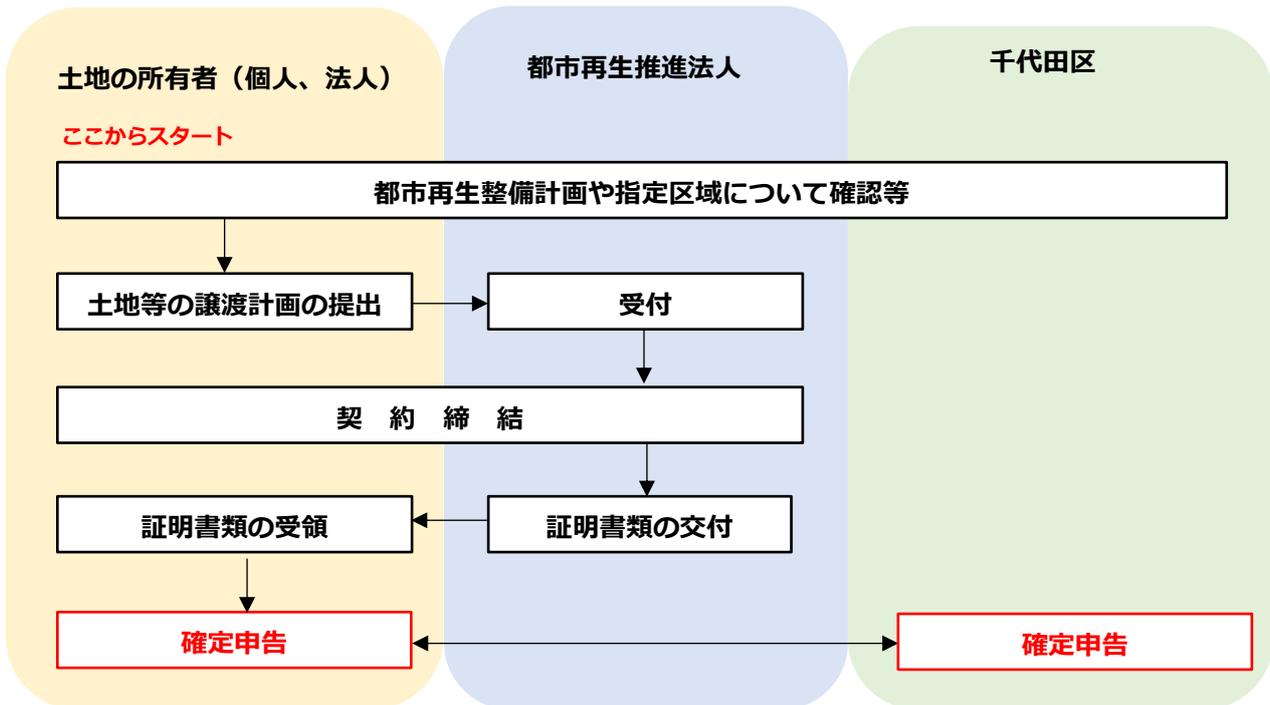
- 特例制度を受けるための要件：
次の①と②の要件を満たす都市再生推進法人への譲渡が対象です。

要件	
①	公益社団法人又は公益財団法人であること
②	定款において、その法人が解散した場合、残余財産が地方公共団体又はその法人と類似の目的をもつ他の公益目的事業を行う法人に帰属する旨の定めがあること

- 特例措置の内容

内容	控除額等
個人または法人が、都市再生特別措置法第119条第3号に規定する事業（例：都市再生整備計画の区域における都市開発事業、立地適正化計画に記載された誘導施設等の整備に関する事業や低未利用地の利用又は管理に関する事業）の用に供するために、所有期間5年超の土地等を、都市再生推進法人に譲渡する場合	個人： 長期譲渡所得のうち2,000万円以下の部分について所得税（15%→10%）及び個人住民税（5%→4%）の税率を軽減 法人： 5%重課適用除外
個人または法人が、都市再生整備計画又は立地適正化計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために、都市再生整備計画又は立地適正化計画区域内の土地等を、地方公共団体の管理の下に事業を行う都市再生推進法人に買い取られる場合	1,500万円特別控除

制度活用の手続き



必要書類

- 譲渡契約
- 都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例申請関係様式

問合せ

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

☎ 03-5253-8111 (代表)

【都市再生整備計画、立地適正化計画について】

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 計画推進担当

☎ 03-5211-3612 ✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

屋外広告物を活用したエリアマネジメント支援事業

概要

地権者や企業、開発事業者等が主体的に行うエリアマネジメント事業が、景観向上のルールに基づき、公道および民有地に屋外広告物を表示又は設置し、得られた広告収入を道路清掃や街路灯の維持管理、イベントの開催費用等に充当する仕組みの支援制度です。

この制度は、エリアマネジメントを行う団体が、エリア内で良好な景観形成や地域の活性化、賑わい創出を図る等の公益活動を目的とする場合には、東京都屋外広告物条例に基づく許可の特例により、掲出場所などの規制が緩和され、広告物を掲出することができます。

千代田区におけるエリアマネジメント広告物の区分

千代田区では、千代田区らしい街並みを育てる広告物の景観誘導に取り組むため「千代田区屋外広告物景観まちづくりガイドライン」を策定しています。当ガイドラインにおいて、エリアマネジメント広告物に対する定義は下記のとおりです。

屋外広告物の区分	情報内容等	例
一般広告（第三者広告） エリアマネジメント広告	一般広告のうち、広告収入を地域のまちづくり活動に還元する広告物。	街路灯バナーフラッグ、街区案内サイン、工事用仮囲い等
	原則掲出が禁止されている道路等において、地域のにぎわいや広告収入を施設の維持管理へ活用することを目的として、掲出される広告物。	上屋付きバス停、配電地上機器等
エリア広告 エリアマネジメント広告	エリア広告のうち、広告収入を地域のまちづくり活動に還元する広告物。	街路灯バナーフラッグ、街区案内サイン、工事用仮囲い等

要件等

東京都屋外広告物条例で定められた禁止区域や禁止物件に、また規格を超えて広告物等を表示又は設置する場合には、許可の特例が必要となります。

特例を認める対象としては、下記取組が可能な法人（まちづくり団体等）とします。

(1) 良好な景観形成を図るための規定整備

- ア 地元区市町と連携し、活動地区内の景観ルールを策定すること
- イ 個別の屋外広告物の掲出については、特定の地区内で自主審査体制を確立、自主審査基準に基づく審査を行い広告デザインの質を確保すること

(2) 広告料収入をエリアマネジメント団体が行うまちづくりの取組に充当するための計画策定

- ア 地元区市町等と連携してエリアマネジメント団体が行うまちづくりの取組に関する事業計画を策定すること。また、取組実施後は、取組状況及び収支結果についてとりまとめ、都及び区市町に報告すること

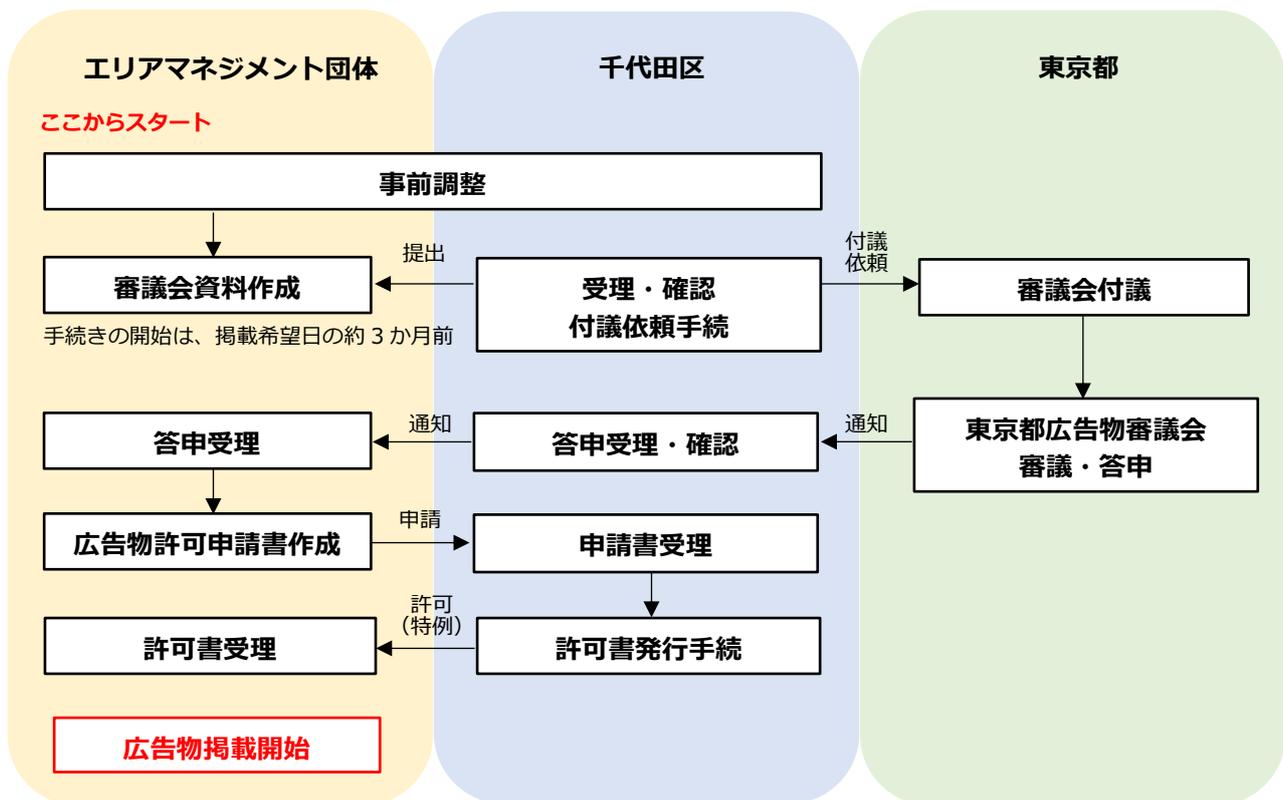
イ まちづくりの取組例

道路清掃、違反広告物対策、違反駐輪対策、緑化の推進、イベントの開催、防災マップや案内マップの作成 など

留意事項等

- 許可の特例を受けた場合でも、区市町への広告物許可申請は必要となります。

制度活用の手続き



必要書類

- 東京都広告物審議会において、審議するための資料（景観ルール、自主審査基準、自主審査体制、広告料収入の使途、計画等が記載されたもの）
- 屋外広告物許可申請書類（第1号様式等）※許可の特例を受けた後に申請する際必要

問合せ

東京都都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課

☎ 03-5388-3335 ✉ S0000169@section.metro.tokyo.jp

2 エリアマネジメント団体の成り立ち

協議会から都市再生推進法人へ（大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会）

- エリアマネジメント活動を行う団体には様々な形がありますが、都市再生推進法人である一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会は、当初、大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会として活動を始めました。当地区は、我が国の経済活動の中心であり、昨今の国際的な都市間競争の中で、日本が世界経済の中心の一つとして今後とも発展を続けていくための整備強化が不可欠で、そのためには、立地条件等を十分に活用しつつ千代田区の街づくり方針に沿った積極的な街づくりに取り組んで行く必要がありました。
- 活動を進める中で、2012年に現在の名称に改め法人化し、2013年に都市再生推進法人の指定を受けました。現在も、大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会で策定されている「まちづくりガイドライン」を踏まえ、企業、団体及び行政等のまちづくりに係る主体との連携を図り、都市空間の適切かつ効率的な開発、利活用等を通じたまちづくりを展開することにより、当地区の付加価値を高め、東京の都心としての持続的な発展に寄与しています。

▼一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区 まちづくり協議会の概要

活動時期	1988年～	
エリア	大手町・丸の内・有楽町地区（約120ha）	
構成団体等 (2022.4 現在)	正会員：民間等65社 準会員：東京都を含め、公共・公的機関10社 賛助会員：千代田区等を含め、官民9社	▲エリア
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1988年 大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会を設置 ・ 1996年 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会設置 ・ 2012年 一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会に改組 ・ 2013年 千代田区より「都市再生推進法人」の指定を受ける 	
推進体制と 活動概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民連携による面的なまちづくりの合意形成と、NPO 法人大丸有エリアマネジメント協会、一般社団法人大丸有環境共生型まちづくり推進協会等の組織と連携したまちづくり活動を実施している。 ① PPPによる「ガイドライン」を基軸にしたまちづくり 当協議会と千代田区、東京都、JR東日本の4社が、まちの将来像、整備手法、ルールを検討、継続的に「まちづくりガイドライン」を更新し活動 ② 「日常使い」と「非日常の演出」による道路空間活用 幅21mの官民用地からなる丸の内仲通りにおいて社会実験も実施しながら、道路空間を活用 ③ 各種イベント開催 	
活用制度 (一例)	<ul style="list-style-type: none"> ※連携組織による活用を含む ・「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」の制定を契機とした公開空地の活用 ・「国家戦略特区指定区域」の指定による道路上でのオープンカフェやイベント開催 ・屋外広告物条例の特例許可によるエリアマネジメント広告事業 	

一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会ホームページ、大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会ホームページ、官民連携まちづくりポータルサイトホームページを基に作成

3 検討経緯

■ 千代田区エリアマネジメント推進ガイドライン検討会	第1回（令和4年8月23日） ■ 千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドラインの目的、構成、掲載する各種制度について検討 第2回（令和4年10月31日） ■ 千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドラインの骨子（案）について検討 第3回（令和4年12月20日） ■ 千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドラインの素案（案）について検討
千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドライン（素案）の公表（令和5年2月3日）	
パブリックコメントの実施（令和5年2月5日～2月20日）	
■ 千代田区エリアマネジメント推進ガイドライン検討会	第4回（令和5年3月29日） ■ パブリックコメントの結果を踏まえ、千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドライン（案）について検討
千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドラインの策定（令和5年3月）	

4 委員名簿

千代田区エリアマネジメント推進ガイドライン検討会 委員名簿

	氏名	現職
有識者	○中島 伸	東京都市大学都市生活学部 准教授
	泉山 墨威	日本大学理工学部建築学科 准教授
	小嶋 文	埼玉大学理工学研究科 准教授
町会	高岡 宏光	神保町地区町会連合会
	岩澤 勝子	千代田区婦人団体協議会
区民	細木 博己	公募区民
	小野寺 瑞穂	公募区民
民間事業者	土方 さやか	秋葉原タウンマネジメント株式会社 事業マネージャー
	重松 眞理子	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会 都市政策部会長
千代田区	印出井 一美	千代田区 環境まちづくり部長
	加島 津世志	千代田区 まちづくり担当部長

※○印は委員長を示す。

オブザーバー

交通管理者	警視庁 交通部 交通規制課
	警視庁 麹町警察署 交通課
	警視庁 丸の内警察署 交通課
	警視庁 神田警察署 交通課
	警視庁 万世橋警察署 交通課
道路管理者等	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 管理第一課
	東京都 建設局 道路管理部 監察指導課
	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課